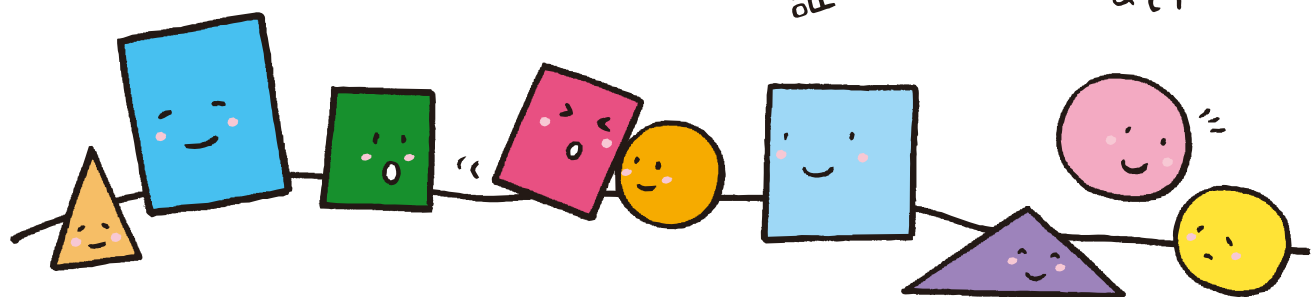


# 滋賀の男女共同参画

(令和6年度 年次報告)

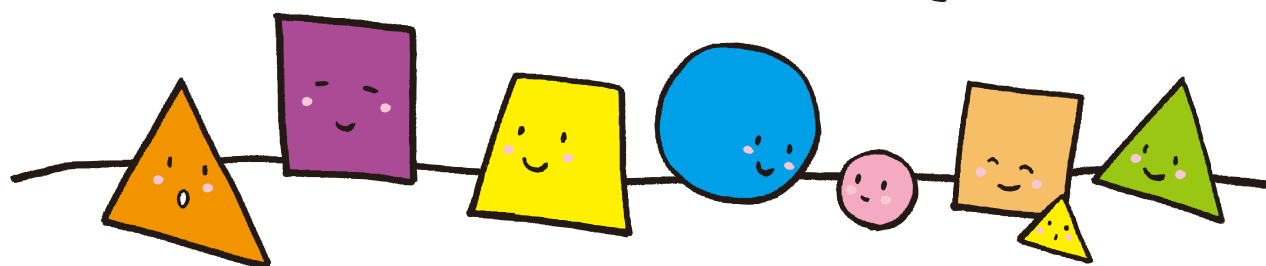
## 一人ひとりが 幸せ感じる滋賀へ

男女共同参画で変わる



誰一人取り残さない

持続可能な  
未来を目指して



令和7年11月

滋 賀 県

## はじめに

滋賀県では、平成 14 年 4 月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行し、平成 28 年 3 月には、男女共同参画社会基本法および条例、女性活躍推進法に基づき、「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定し、取組を進めてきました。

令和 3 年 10 月には、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や関係法令の改正等の動きを踏まえ、「パートナーしがプラン 2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定しました。

本書は、条例第 19 条に基づき、男女共同参画計画に掲げる施策の令和 5 年度実績を取りまとめて、男女共同参画施策の実施状況について明らかにするとともに、各種統計データにより、滋賀県の男女共同参画の推進状況を明らかにしたものです。

本県の状況をみますと、固定的な男女の役割分担意識にとらわれない人の割合は半分程度にとどまるなど、より一層の取組が必要です。また、重要な方針を決定する場に参画している女性は、行政、事業者、民間団体などの分野をとってもまだまだ少なく、男性が家庭や地域の活動に十分参画できていない状況がうかがわれます。

女性が持てる力を発揮し、活躍することを通して社会の活力の維持向上につなげていくためには、男女が共に仕事と生活の調和がとれた生活ができるよう環境を整えていくことが、重要な課題となっています。

誰もが性別に関わりなく、一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、喜びを共に享受し、共に責任を担いながら、互いに生きがいを持って意欲的に暮らせる男女共同参画社会の実現は、わたしたちみんなの願いです。

県民の皆さまも、それぞれの立場で、主体的かつ日常的な男女共同参画推進の取組に、本書をお役立ていただければ幸いです。

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| <b>I. 統計で見る男女共同参画の状況</b> .....           | 3  |
| 1. 人口、人口動態 .....                         | 4  |
| 2. 女性の参画 .....                           | 9  |
| 3. 男女共同参画に関する意識 .....                    | 12 |
| 4. 家庭 .....                              | 17 |
| 5. 労働 .....                              | 18 |
| 6. 相談 .....                              | 22 |
| 7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） .....          | 25 |
| <b>II. 令和6年度パートナーしがプラン2025進捗状況</b> ..... | 29 |
| 計画の体系 .....                              | 30 |
| 重点施策別総括 .....                            | 31 |
| パートナーしがプラン2025数値目標の進捗状況 .....            | 39 |
| パートナーしがプラン2025関連事業取組状況 .....             | 41 |
| <b>III. 市町における男女共同参画推進状況</b> .....       | 54 |
| 市町男女共同参画推進状況 .....                       | 55 |
| 滋賀県市町女性の公職参画状況 .....                     | 60 |
| （参考）滋賀県女性の公職参画状況推移表 .....                | 62 |

※一部、暫定値を含む。

## I . 統計で見る男女共同参画の状況

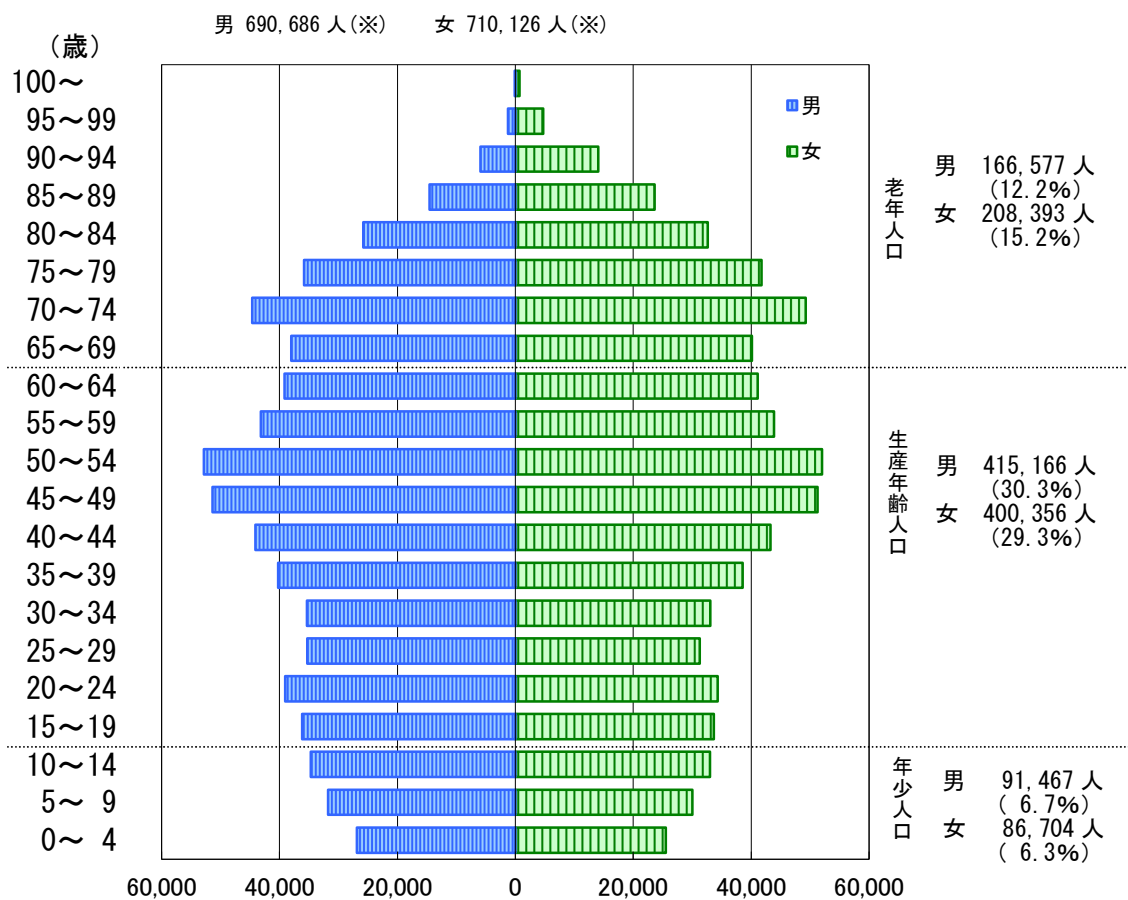
## 1. 人口、人口動態

- 本県の令和6年(10月1日現在)の人口は、男性が690,686人、女性が710,126人、合計1,400,812人(年齢不詳を含む。)で、令和5年(1,406,103人)からの人口増減率は0.4%の減少となりました。
- 年齢別の人口をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老年人口(65歳以上)の構成比は、それぞれ13.0%、59.6%、30.3%となっており、それぞれの構成比を令和5年と比べると、年少人口は0.2ポイントの減少、生産年齢人口は変わらず、老年人口は3.1ポイントの増加となっています。

図1 人口ピラミッド(滋賀県)

資料:「令和6年滋賀県推計人口年報」(県統計課)

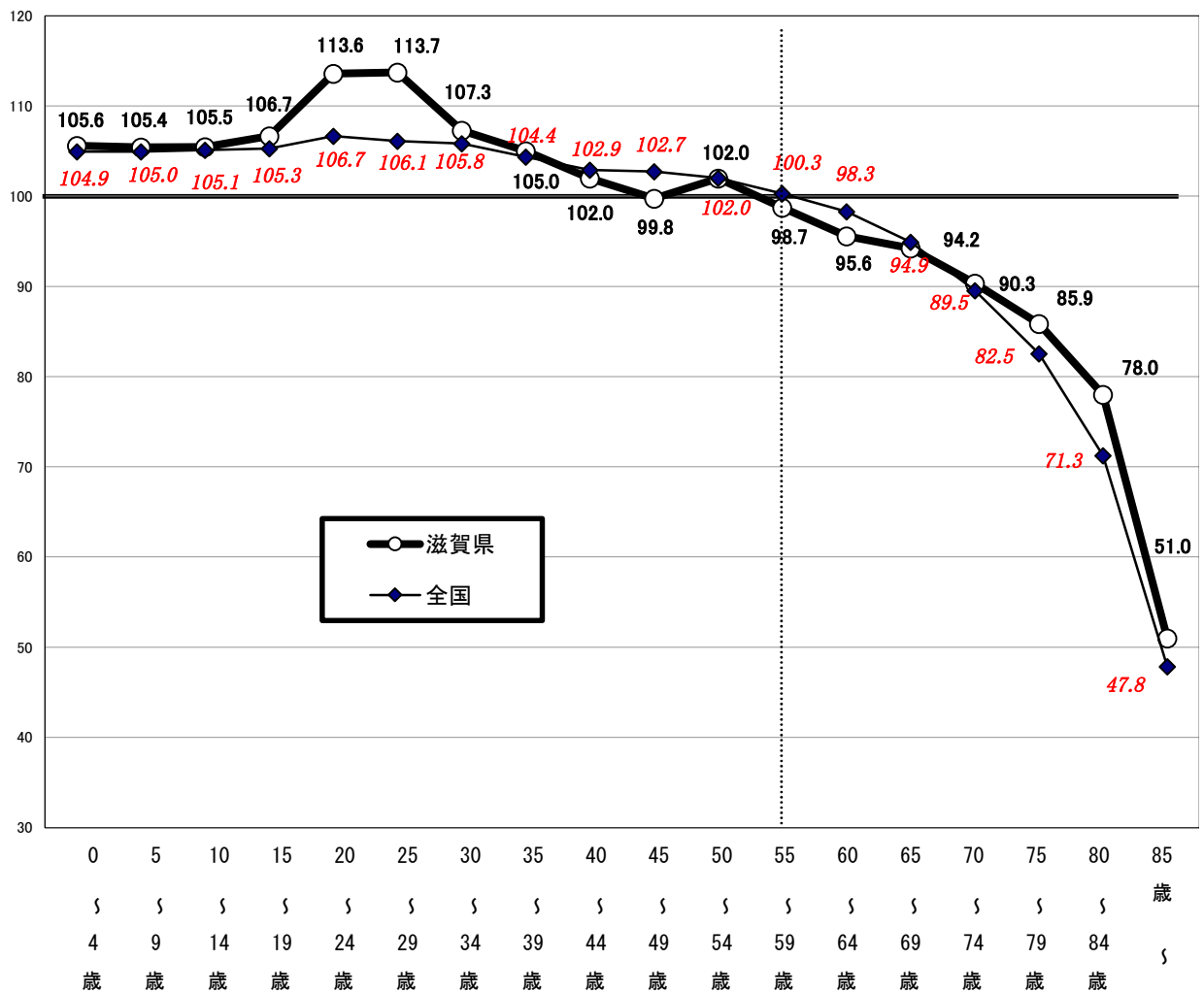
(※印の人数には年齢不詳者を含む。ただし、男女構成比は年齢不詳者を除いて算出)



- 本県における人口性別比(女性 100 に対する男性の比率)を年齢階級別にみると、50 歳代後半を境に女性人口が男性人口を上回るようになり、特に 70 歳代後半以降の高齢者層になると、一気に女性人口が男性人口を上回る様子がよくわかります。
- 全国では、60歳代前半から女性人口が男性人口を上回っています。

図2 年齢5階級別・男女性比(滋賀県・全国)

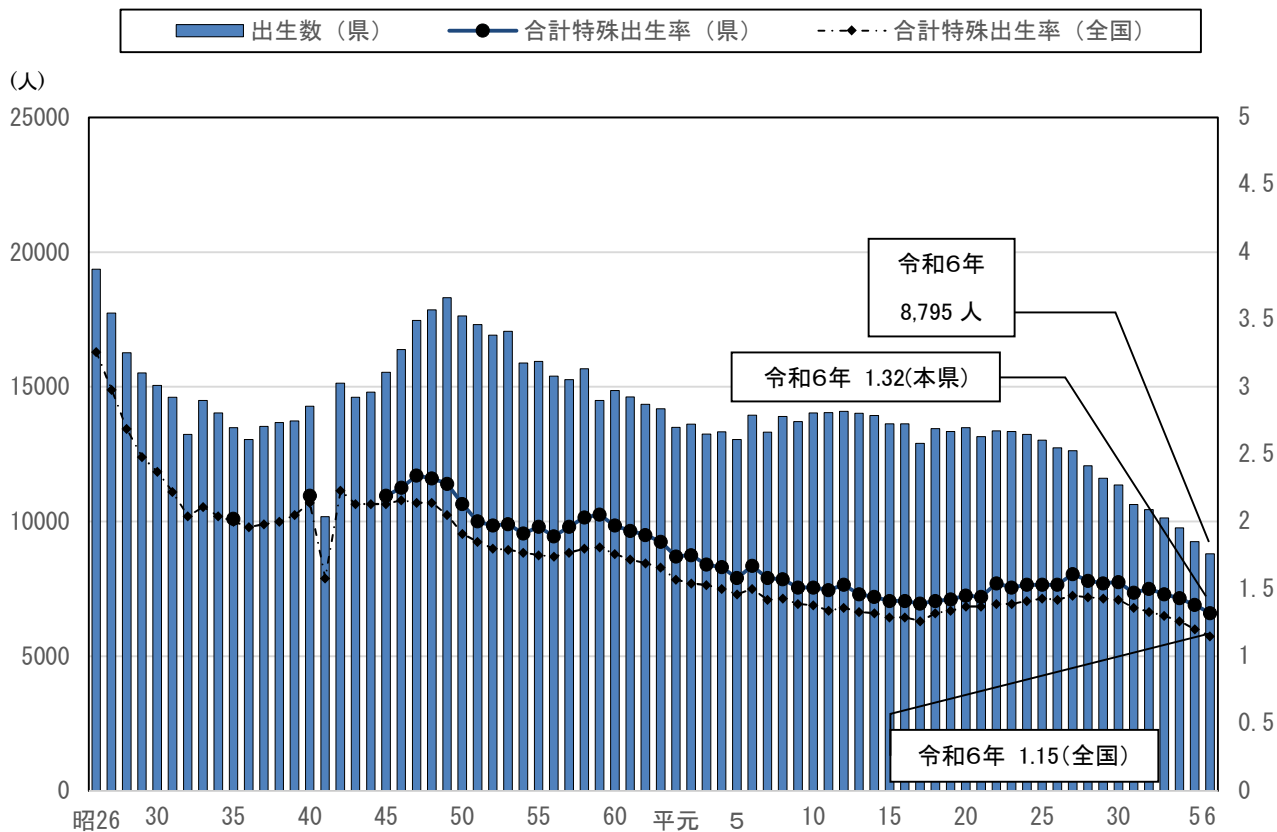
資料:「令和6年滋賀県推計人口年報」(県統計課) 「令和6年人口推計」(総務省)



- 本県の出生数は、昭和49年をピークとする第二次ベビーブーム以降減少傾向にあります。平成元年から平成25年までは13,000～14,000人で推移していましたが、平成26年に13,000人を下回ってから右肩下がりで減少しており、令和4年は初めて1万人を下回り、令和6年は8,795人となりました。
- また、本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しておりますが、近年減少傾向にあり、令和6年は前年から微減の1.32となりました。

図3 出生数および合計特殊出生率の推移（滋賀県・全国）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）



- 本県の婚姻件数は、平成以降では12年の8,593件をピークに減少傾向にあり、令和6年は5,304件となっています。また、婚姻率(人口千対)も3.9となり、減少傾向にあります。
- 一方、離婚件数は昭和40年頃から年々増加し、平成17年には過去最高の2,472件に達しましたが、その後、減少傾向にあり、令和6年は1,901件となっています。また、離婚率(人口千対)も同様の傾向にあり、令和6年は全国より0.15低い1.40となっています。

図4 婚姻の状況(滋賀県・全国)

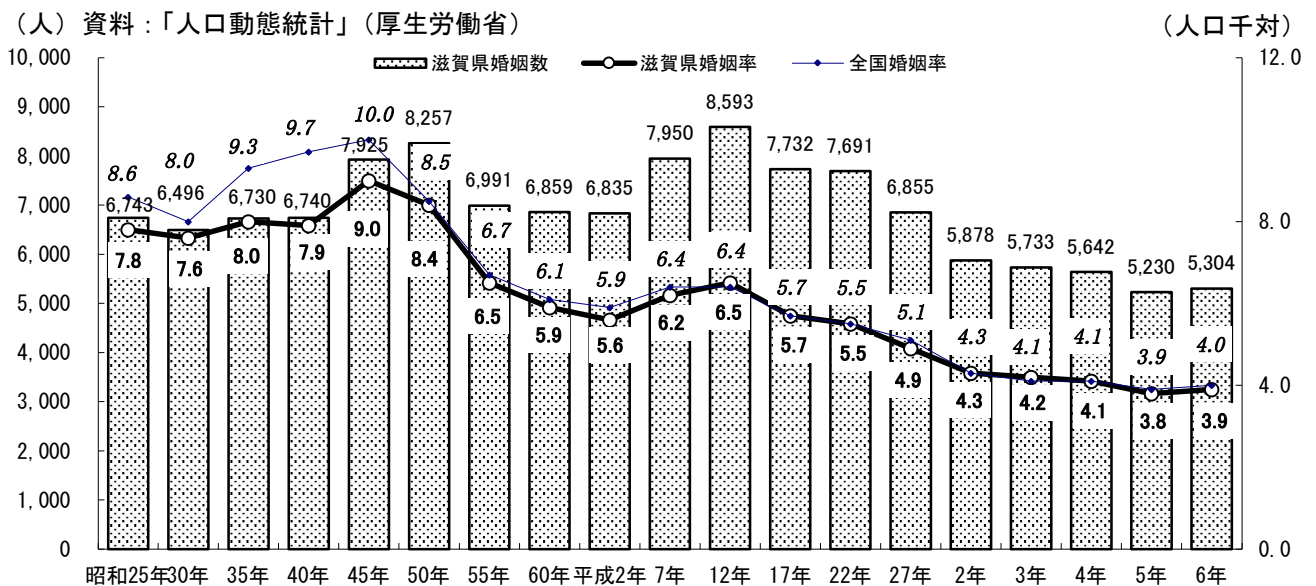
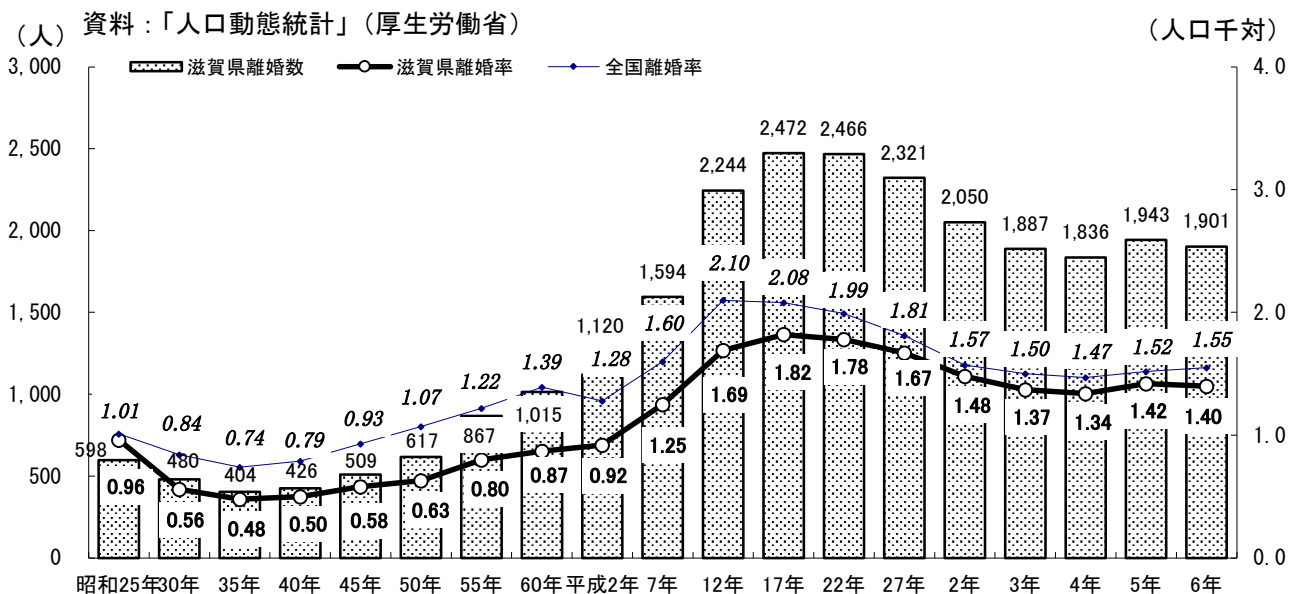


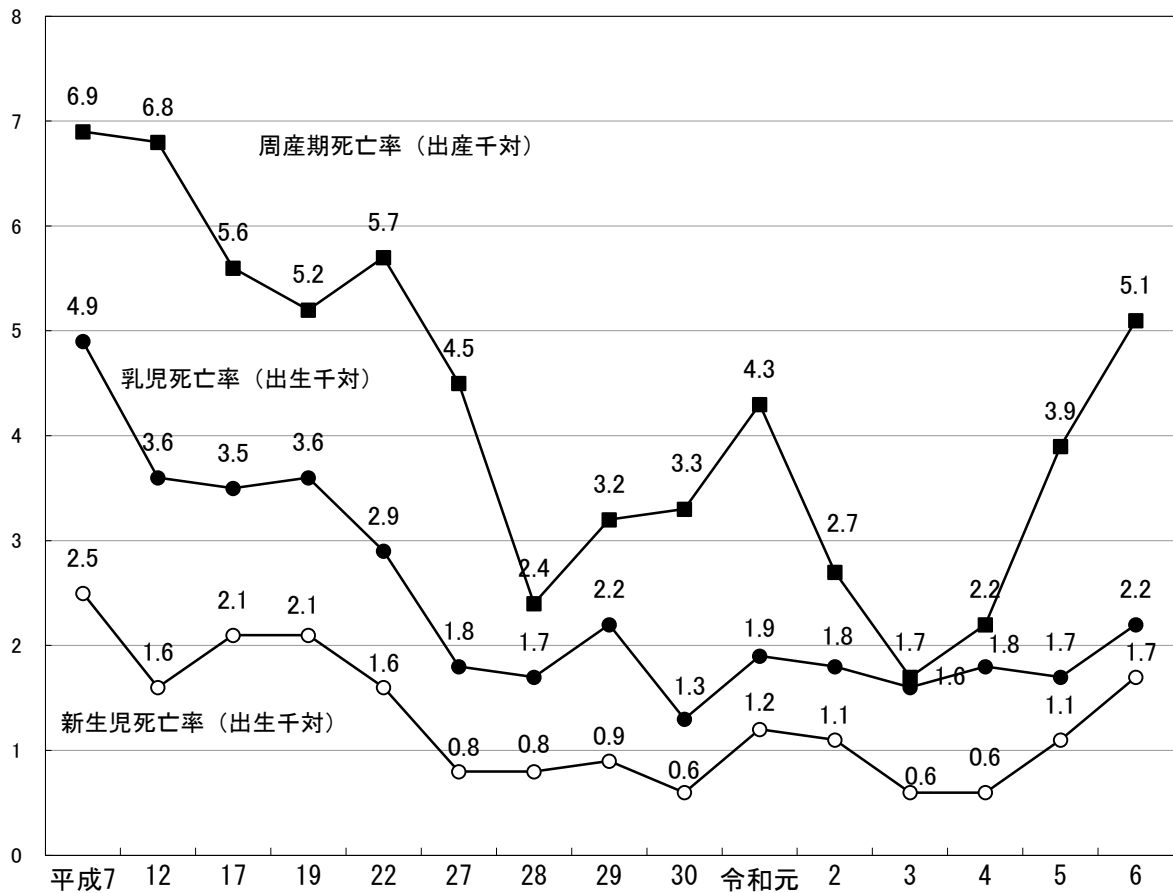
図5 離婚の状況(滋賀県・全国)



- 本県の周産期死亡率(人口千対)は、近年、2～5 台で推移しており、令和6年は前年から1.2増加し、5.1となりました。
- 乳児死亡率(人口千対)は、近年、1～2 台で推移していますが、令和6年は2.2となり、前年から0.5増加しました。
- 新生児死亡率(人口千対)は、近年、1 台前後で推移していますが、令和6年は1.7となり、前年から0.6増加しました。

図6 母子保健関係指標の推移(滋賀県)

資料:「人口動態統計」(厚生労働省)

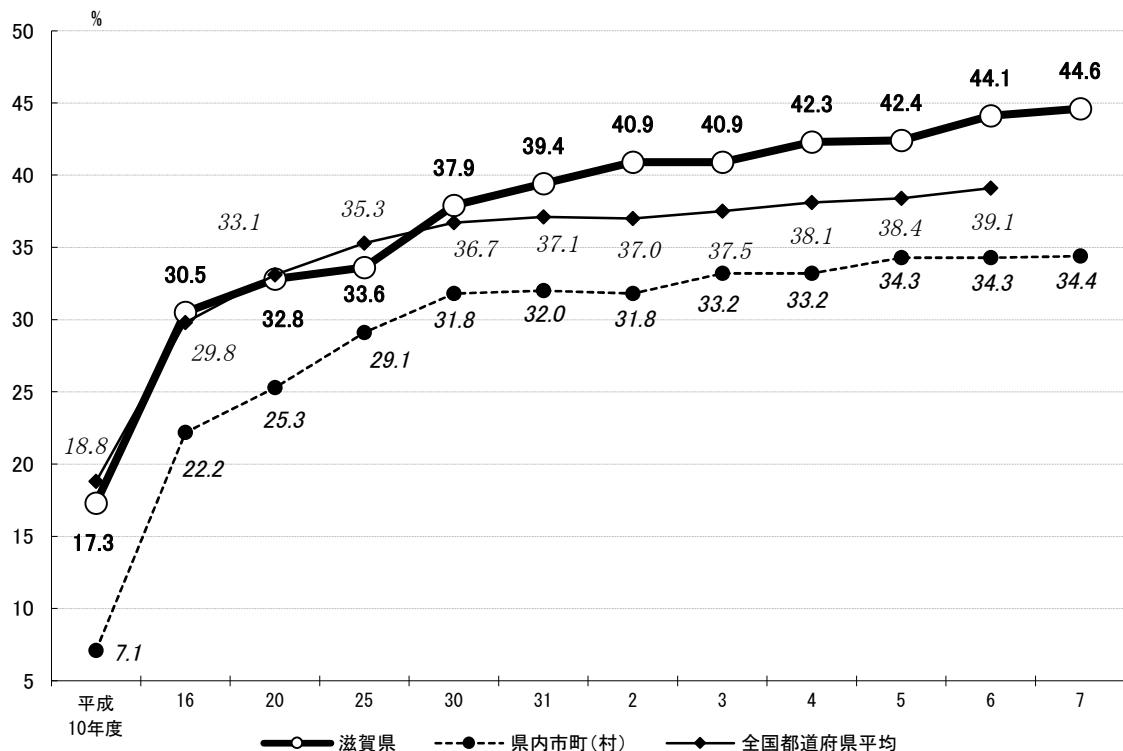


## 2. 女性の参画

- 本県の審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成 10 年度の 17.3%から徐々に増え始め、平成 16 年度には平成 22 年度の目標値である 30%を超えるなど順調に増加してきました。
- 平成 20 年度からは、滋賀県男女共同参画計画(第 2 次改訂版)の目標値を 40%に設定し、令和2年度に 40.9%と初めて目標を達成しました。
- 令和3年 10 月に策定したパートナーシッププラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)においては、毎年度の目標値を 40%以上 60%以下に設定し、令和7年度は 44.6%と令和3年度から毎年度目標を達成しています。
- 平成 30 年度以降全国平均を上回り、令和6年度は5ポイント上回っています。

図7 審議会等における女性委員の割合の推移（滋賀県・全国平均）

資料：内閣府、県女性活躍推進課資料 ※平成 29 年度より調査時点を 4 月 1 日に変更

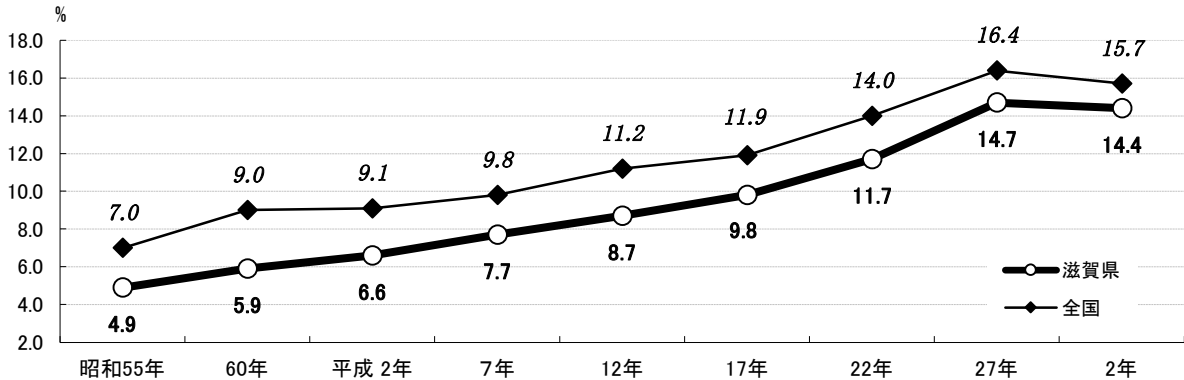


※審議会等：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、法律または条例の定めにより設置された調停、審査、諮問または調査のための機関

■本県における管理的職業に従事する者に占める女性の割合の推移をみると、徐々にではありますが、上昇傾向にあります。令和2年国勢調査では14.4%となっており、平成27年を0.3ポイント下回りましたが、全国順位は39位から37位に上昇しました。

図8 管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）

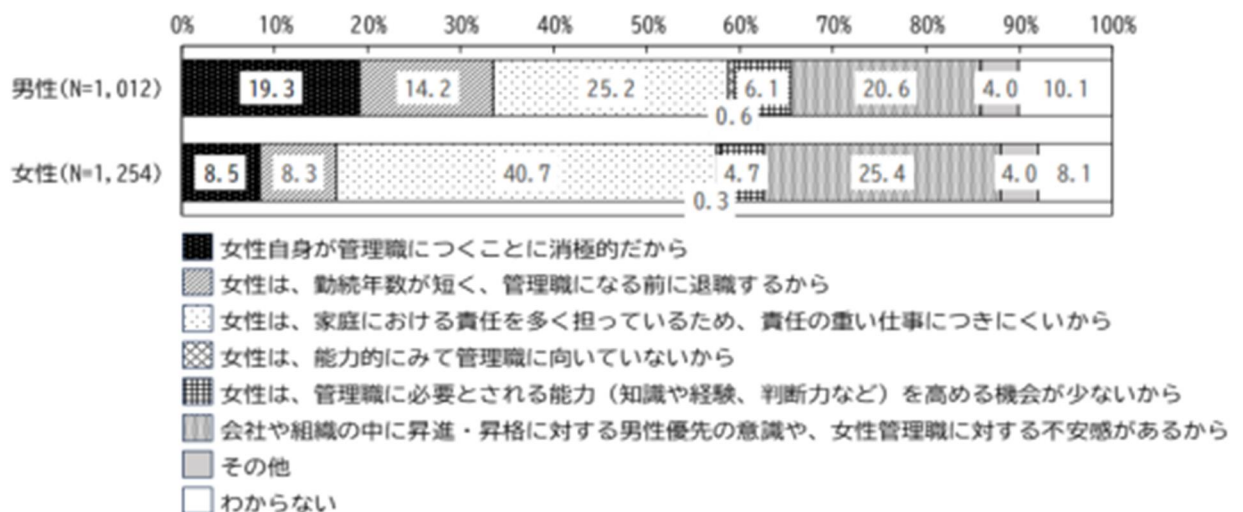
資料：「国勢調査－管理的職業に従事する者の割合」（総務省）



■女性の管理職が少ない理由は、男性、女性ともに「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多く、男性が25.2%、女性が40.7%と、女性の方が15.5ポイント高くなっており、男女の差が大きい。

図9 管理職につく女性が少ない最も大きな理由（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）

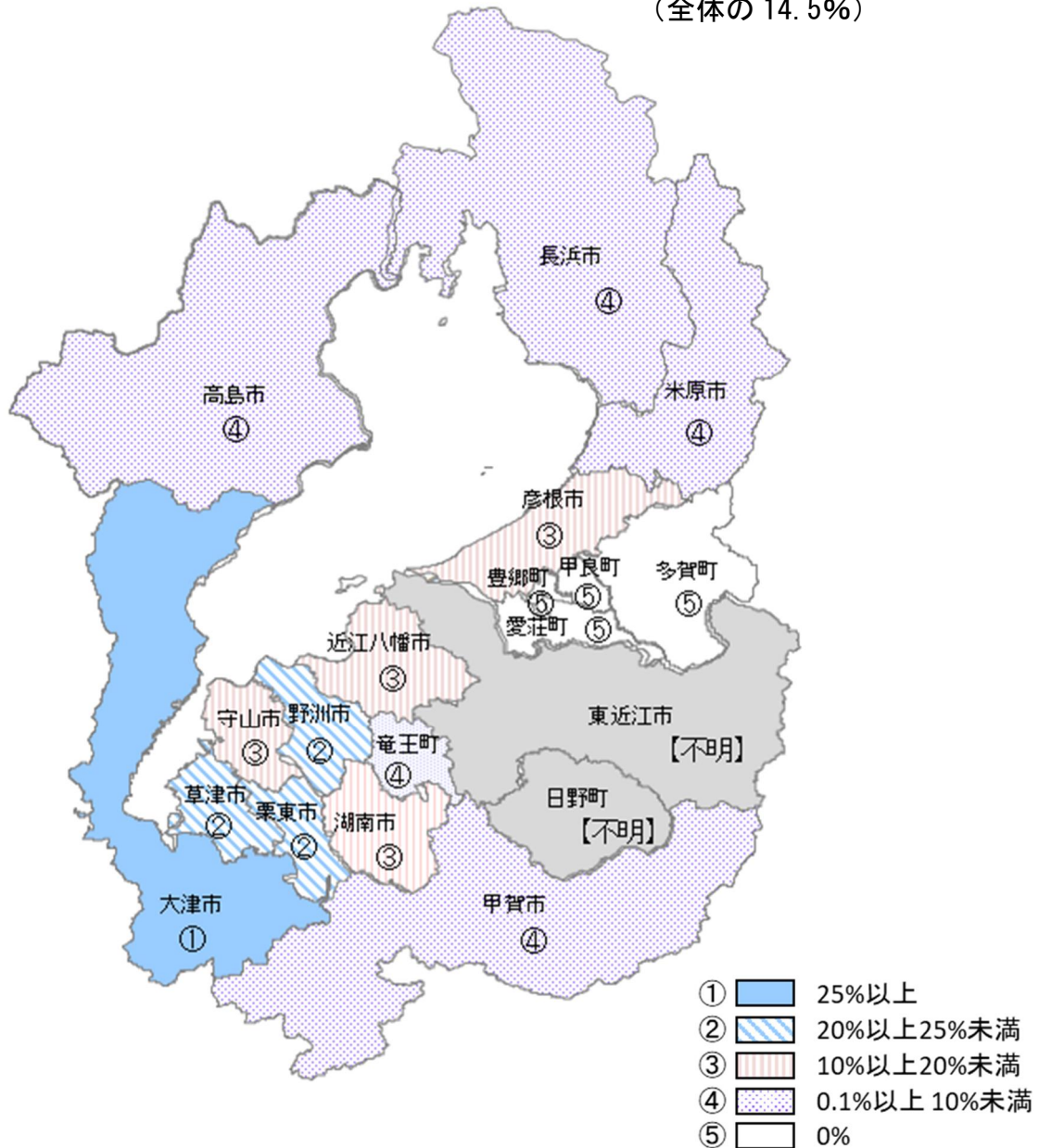


■自治会における、女性が代表・副代表である団体の数・比率をみると、市部を中心に徐々に増加していますが、県全体では女性の代表も副代表もない自治会は85.5%と、依然として多くを占めています。

図10 女性が代表または副代表である自治会の割合(滋賀県)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合(%)

\* 県全体で 485 自治会 / 3,351 自治会  
(全体の 14.5%)



令和7年4月1日現在  
県女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況調査」

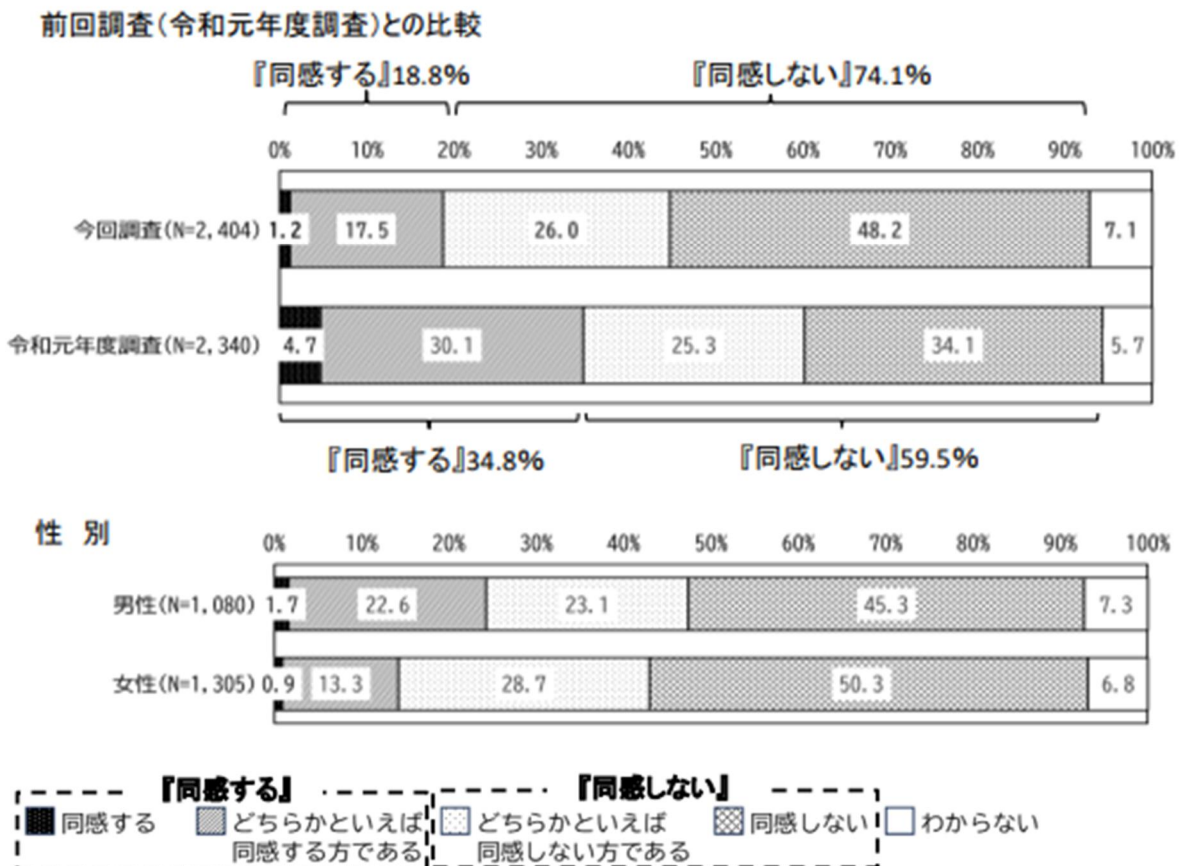
### 3. 男女共同参画に関する意識

- 総数では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に『同感する』が18.8%（※1）、『同感しない』が74.1%（※2）となっている。（令和元年度調査：『同感する』は34.8%、『同感しない』は59.5%）
- 性別では、『同感する』は男性では24.3%となっており、女性（14.3%）を10ポイント上回っている。
- 男女とも比較的高い年齢層で『同感する』割合が高い。

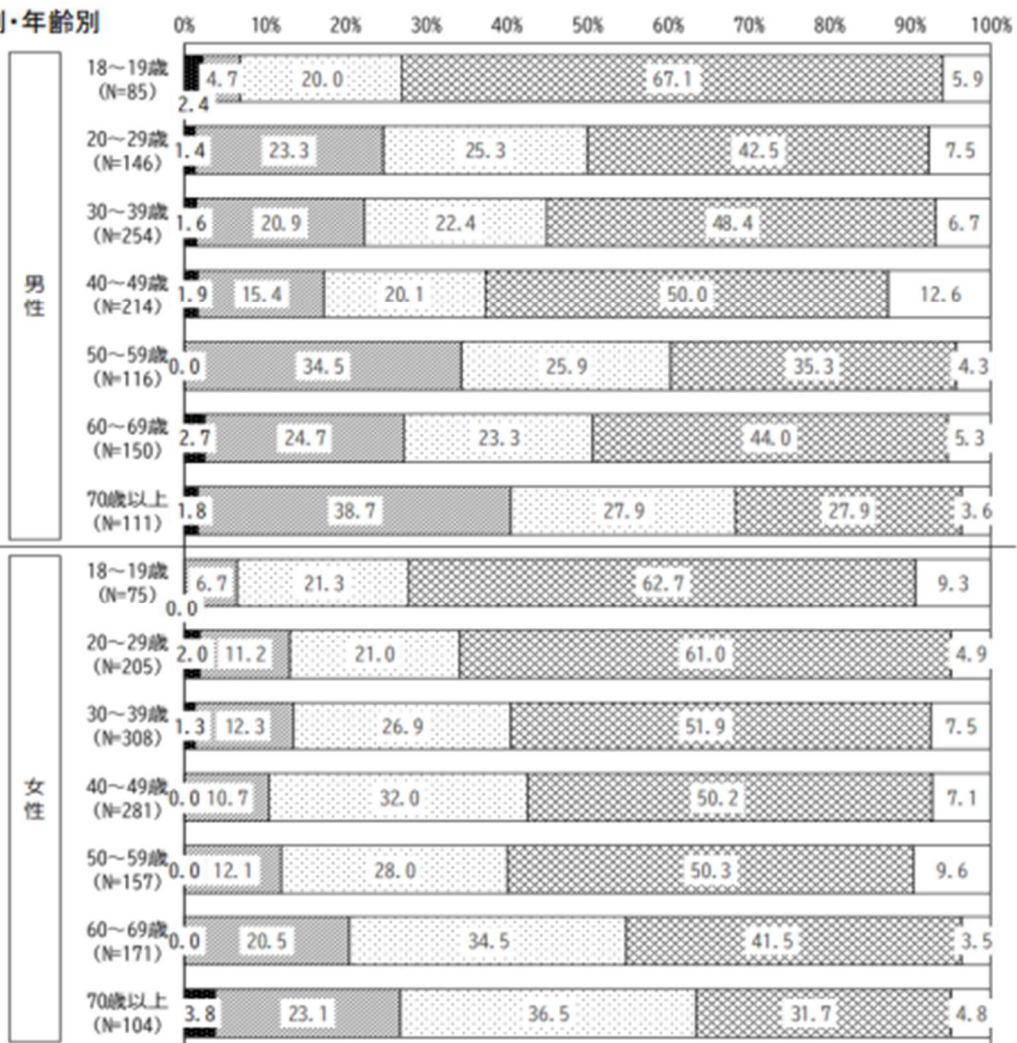
※1「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計

※2「同感しない」「どちらかといえば同感しない」の合計

図11 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）  
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



性別・年齢別



『同意する』
 『どちらかといえば同意する方である』
  『どちらかといえば同意しない方である』
  『同意しない』
  『わからない』

■男女の不平等感に関しては、昭和 60 年の調査においては、「不平等は感じない」とする回答が過半数(51.9%)を占めていましたが、その割合は減少しています。これは、女子差別撤廃条約の批准等、女性の地位向上に向けた一連の動きとも相まって、人々の気づきが促され、徐々に不平等に気づく人が増えたものと考えられます。

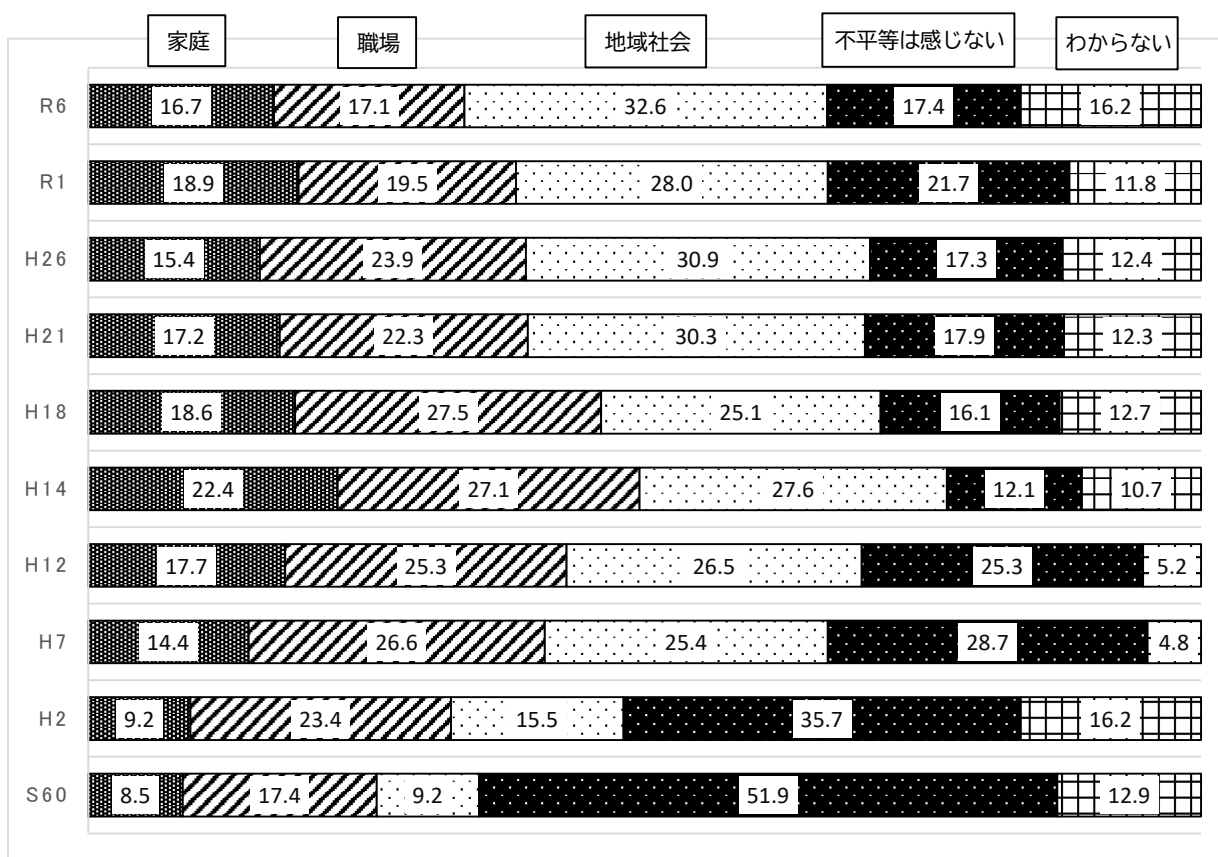
■どのようなところで不平等を感じるかについては、令和6年の調査では「地域社会」の割合が高くなっています。

図 12 男女の不平等を感じるところ（滋賀県）

資料：「県政世論調査（昭和 60 年から平成 12 年）」（滋賀県）

「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

（平成 14 年、18 年、21 年、26 年、令和元年、6 年）」（県女性活躍推進課）



\* 選択肢「わからない」に関して

昭和 60 年、平成 2 年の調査では「決められない」という選択肢で調査を実施。

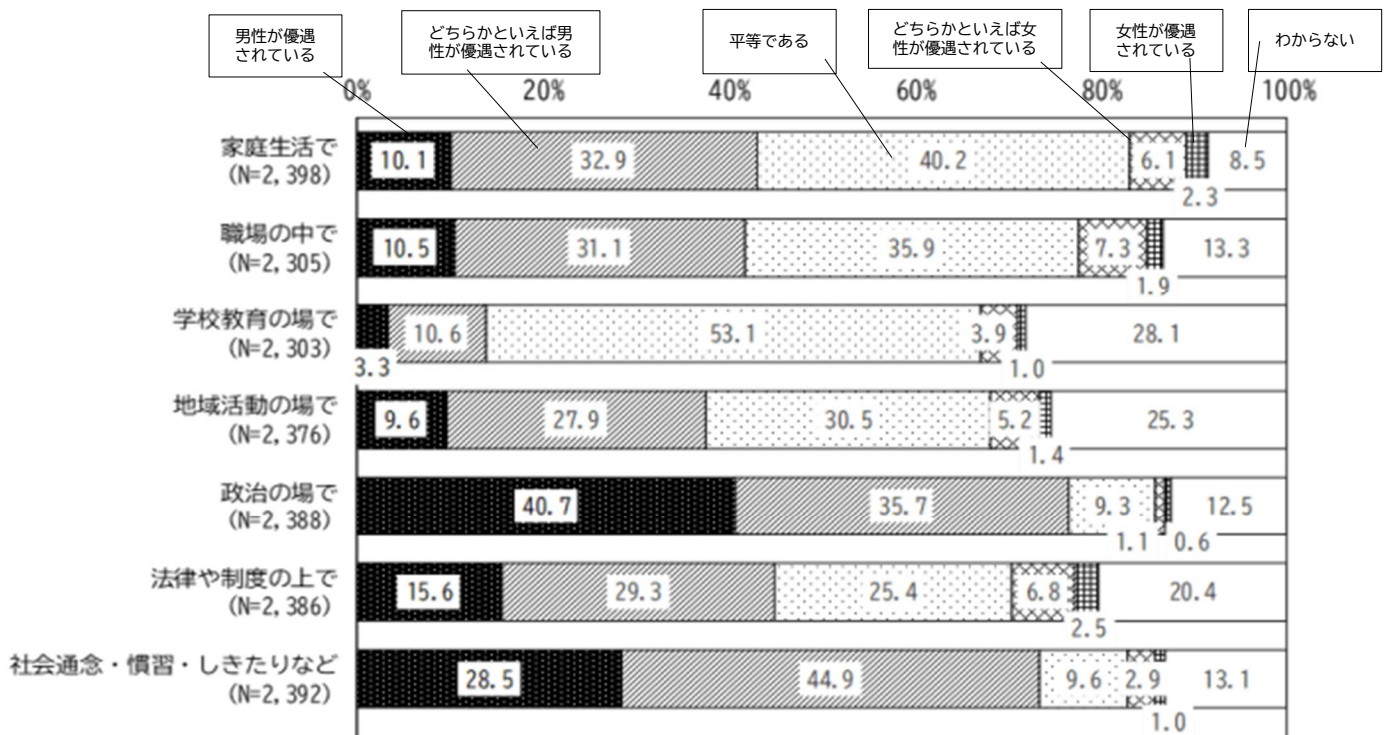
平成 7 年、平成 12 年の調査では「無回答」という選択肢で調査を実施。

平成 14 年、平成 18 年、平成 21 年、平成 26 年の調査では「わからない」という選択肢で調査を実施。

- 各分野における男女の地位の平等感では、「政治の場」においては76.4%、「社会通念・慣習・しきたり」においては73.4%の人が、『男性が優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答しています。
- 女性が優遇されていると思う人は、どの分野でも1割にも満たない割合になっています。

図13 各分野における男女の地位の平等感（滋賀県）

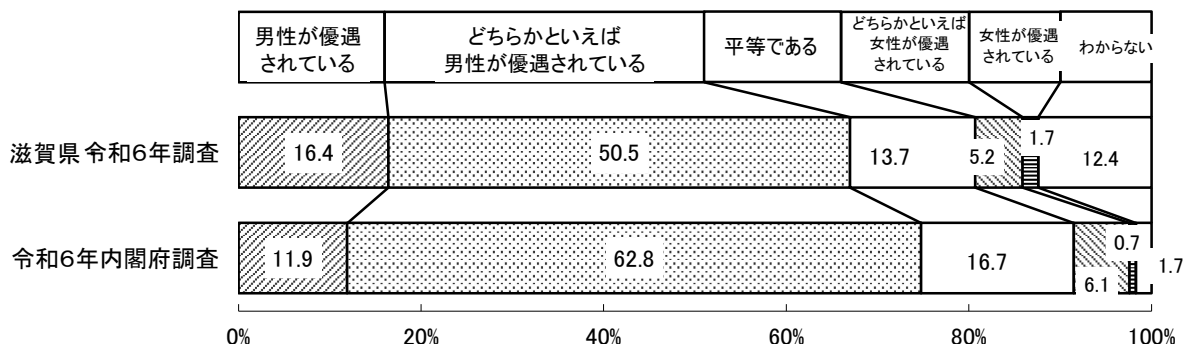
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



- 社会全体における男女の地位の平等感については、『男性が優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が66.9%で、全国に比較すると7.8ポイント低くなっています。

図14 社会全体における男女の地位の平等感（滋賀県・全国）

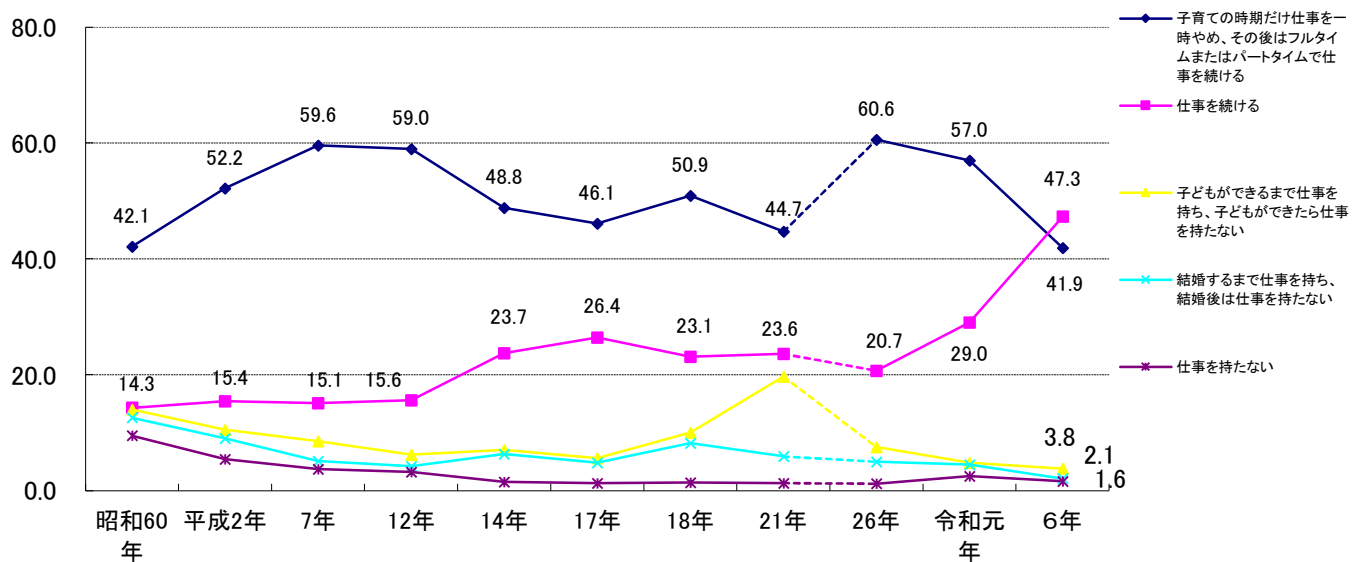
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）  
「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年）」（内閣府）



■滋賀県における、女性の理想の働き方として、令和6年度に初めて「仕事を続ける」と考える人の割合が最も多くなりました。

図 15 女性の理想の働き方に関する考え方（滋賀県）

資料：「県政世論調査、男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（滋賀県）



※平成 26 年度調査では、質問内容を「理想とする女性の働き方」から女性に対しては「あなた自身の働き方の理想」に変更。

## 4. 家庭

- 男性の家事、育児・介護等の時間は女性と比べ非常に短く、平成18年から28年にかけて、ほとんど増加していませんでしたが、令和3年は家事時間が増加しました。女性については家事時間が減少傾向にありましたが、令和3年は増加しています。
- 共働き世帯においても家事等の時間は妻の方が長く、女性に家事、育児負担が大きく偏っています。一方、男性は女性よりも仕事や通勤時間が長くなっており、男性の家事等への参画を難しくしていることが読み取れます。

表1 週全体の1日あたりの家事時間に関する男女比較（滋賀県）

資料：「社会生活基本調査」（総務省）

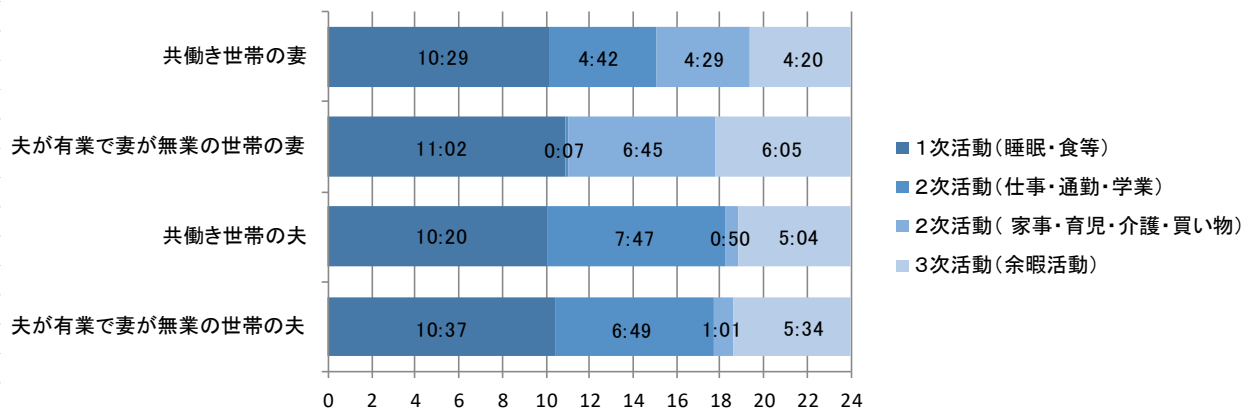
（単位 時間：分）

|     | 男性   |       |      |      | 女性   |       |      |      | 女性（有業） |       |      |      | 女性（無業） |       |      |      |
|-----|------|-------|------|------|------|-------|------|------|--------|-------|------|------|--------|-------|------|------|
|     | 家事   | 介護・看護 | 育児   | 計    | 家事   | 介護・看護 | 育児   | 計    | 家事     | 介護・看護 | 育児   | 計    | 家事     | 介護・看護 | 育児   | 計    |
| S56 | 0:10 | --    | --   | 0:10 | 3:45 | --    | --   | 3:45 | 2:59   | --    | --   | 2:59 | 4:38   | --    | --   | 4:38 |
| S61 | 0:10 | --    | 0:02 | 0:13 | 3:14 | --    | 0:29 | 3:44 | 2:47   | --    | 0:12 | 2:59 | 3:40   | --    | 0:47 | 4:28 |
| H 3 | 0:12 | 0:00  | 0:01 | 0:14 | 2:56 | 0:06  | 0:22 | 3:26 | 2:42   | 0:06  | 0:12 | 3:00 | 3:18   | 0:07  | 0:37 | 4:02 |
| H 8 | 0:12 | 0:02  | 0:03 | 0:17 | 2:59 | 0:06  | 0:20 | 3:25 | 2:39   | 0:05  | 0:12 | 2:56 | 3:26   | 0:07  | 0:30 | 4:03 |
| H13 | 0:15 | 0:02  | 0:04 | 0:21 | 2:43 | 0:07  | 0:25 | 3:15 | 2:15   | 0:04  | 0:13 | 3:16 | 3:16   | 0:10  | 0:38 | 4:04 |
| H18 | 0:15 | 0:01  | 0:05 | 0:21 | 2:44 | 0:06  | 0:26 | 3:16 | 2:28   | 0:05  | 0:21 | 2:54 | 3:25   | 0:09  | 0:35 | 4:09 |
| H23 | 0:19 | 0:03  | 0:05 | 0:27 | 2:34 | 0:05  | 0:23 | 3:02 | 2:19   | 0:04  | 0:16 | 2:39 | 3:13   | 0:08  | 0:36 | 3:57 |
| H28 | 0:13 | 0:01  | 0:07 | 0:21 | 2:31 | 0:06  | 0:26 | 3:03 | 2:06   | 0:04  | 0:21 | 2:31 | 3:00   | 0:08  | 0:30 | 3:38 |
| R3  | 0:24 | 0:02  | 0:07 | 0:33 | 2:49 | 0:04  | 0:25 | 3:18 | 2:29   | 0:03  | 0:25 | 2:57 | 3:14   | 0:06  | 0:24 | 3:44 |

※S56年の家事時間は育児時間含む

図16 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）

資料：「令和3年 社会生活基本調査」（総務省）



## 5. 労働

- 本県における雇用者数の推移をみると、男女とも昭和40年以降増加してきましたが、男性雇用者数はピーク時の平成12年に比べると減少しています。雇用者に占める女性の比率は、昭和50年以降は漸次上昇傾向がみられます。
- また、所定内給与額の推移をみると、男性の給与を100とすると女性は75.1と男女間の格差があります。近年横ばいの傾向にありますが、男性は8千5百円、女性は9千円増加しました。
- 勤続年数は近年横ばいの傾向にありますが、女性は前年より0.4年短く、男性は前年と同じとなっています。

図17 雇用者数の推移（滋賀県・全国）

資料：「国勢調査」（総務省）

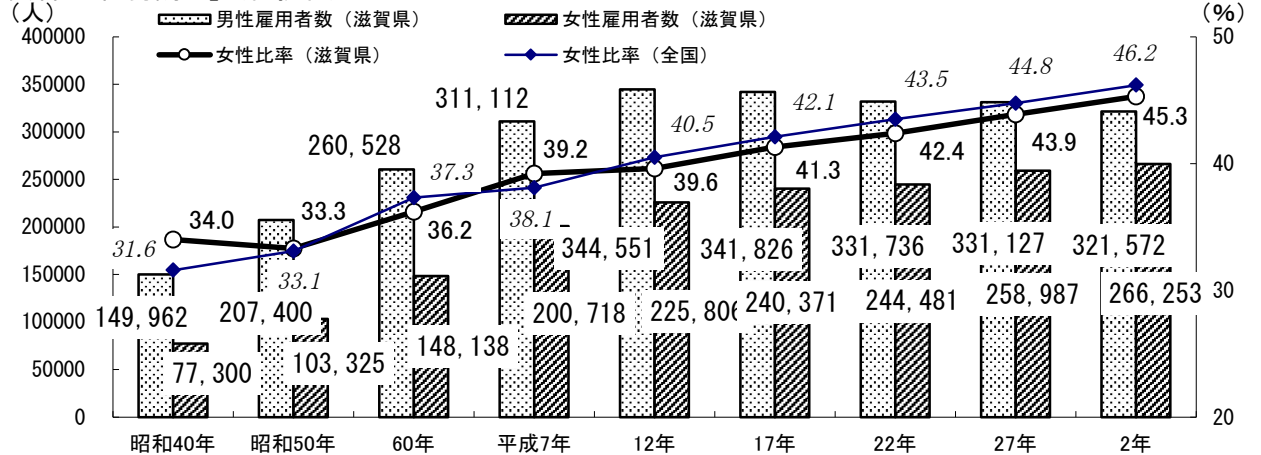
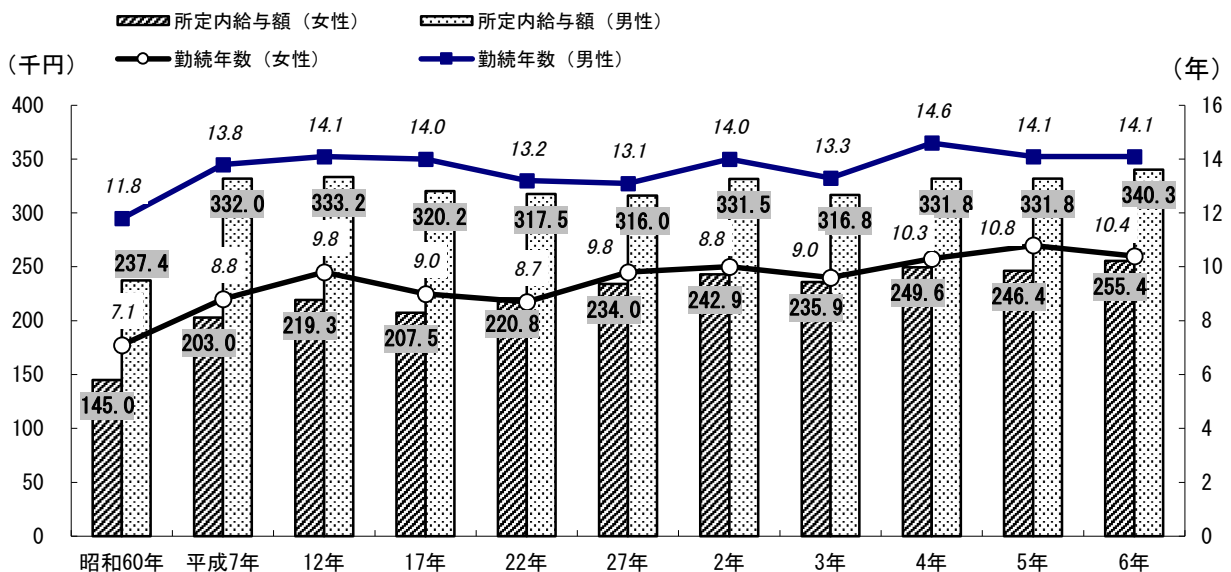


図18 所定内給与・勤続年数の推移（滋賀県）

資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）



- 年齢階級別・男女別の有業率をみると、男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えています。
- 一方、女性の有業率は、24歳以下を除いて男性よりも低く、特に結婚、出産、子育て期に低下しM字型となりますが、潜在的有業率を見るとM字のくぼみは非常に小さくなっており、就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。
- また、女性の労働力率を時系列でみると、徐々にM字カーブの谷が浅くなっています。

図19 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）（備考）潜在的有業率は、有業者に就業希望者を足したものを年齢別人口で割り、100をかけた値  
資料：「就業構造基本調査（令和4年）」（総務省）

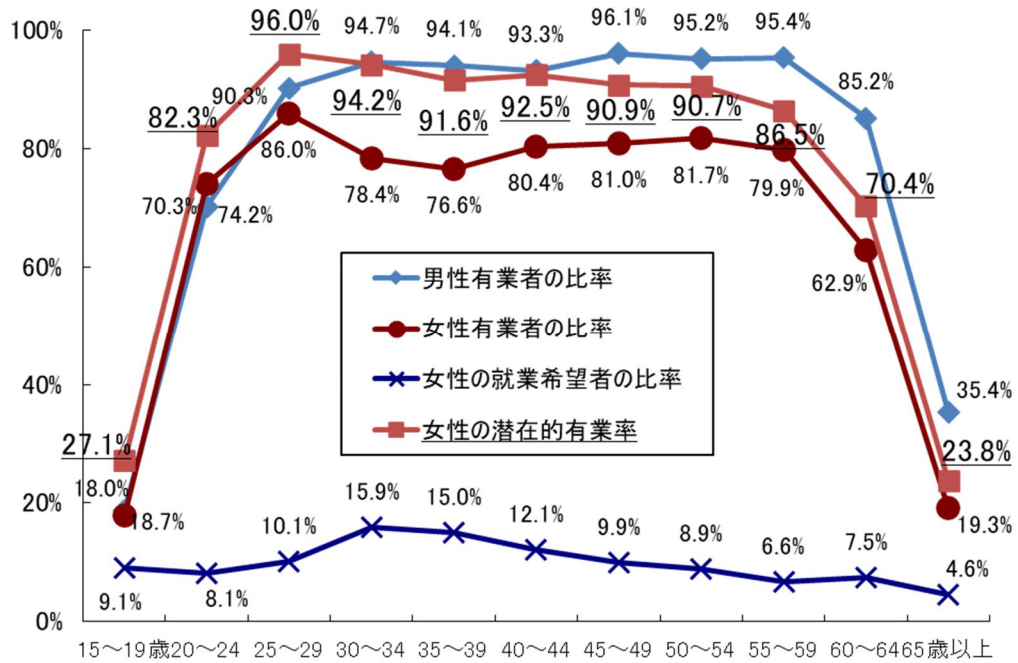
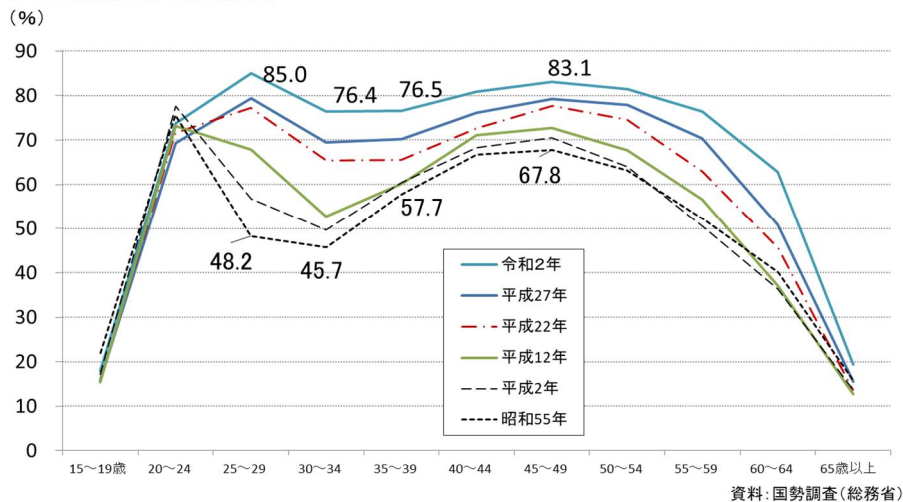


図20 年齢階級別女性労働力率の推移（滋賀県）

資料：「国勢調査」（総務省）



資料：国勢調査（総務省）

- 本県の事業所における育児休業制度の導入率は、令和5年より 0.7 ポイント減少し、令和6年は 90.6%になっています。
- 介護休業制度の導入率については、令和5年より 1.1 ポイント減少し、令和6年は 83.4%となっています。
- 本県の事業所における令和6年の育児休業取得率は、女性では前年より 1.4 ポイント増加し 99.0%となり、男性では前年より 17.2 ポイント増加し 52.0%となっています。

図 21 育児、介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

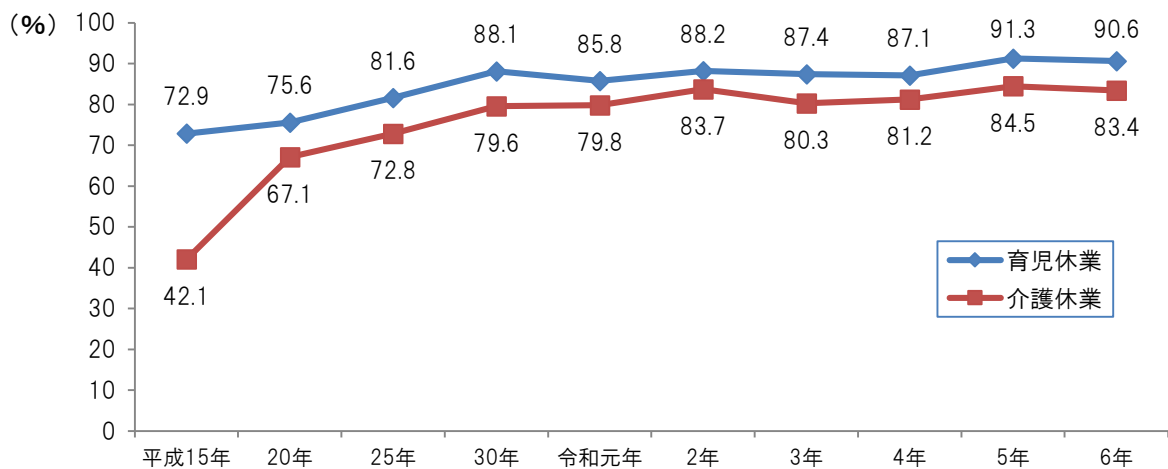
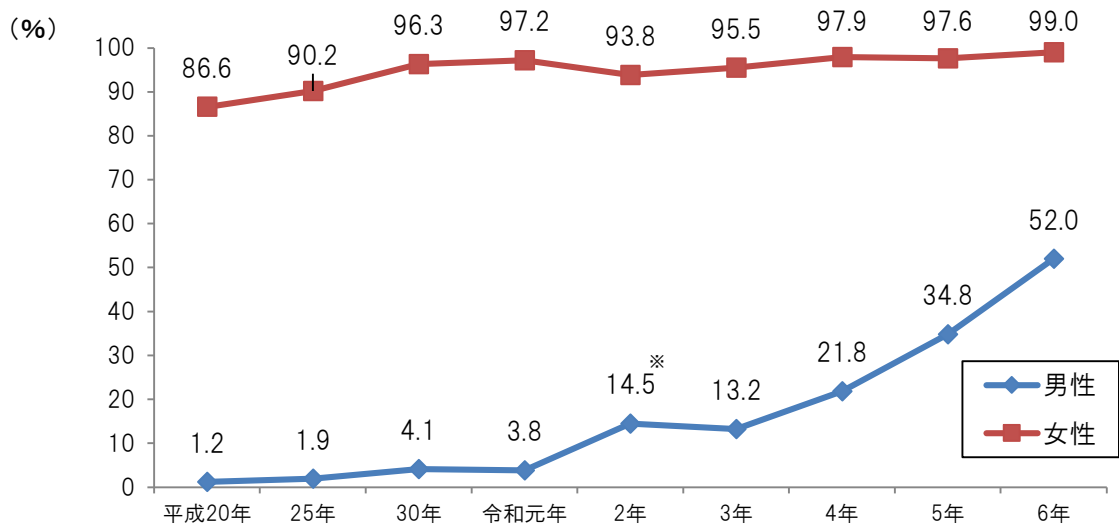


図 22 育児休業取得率の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

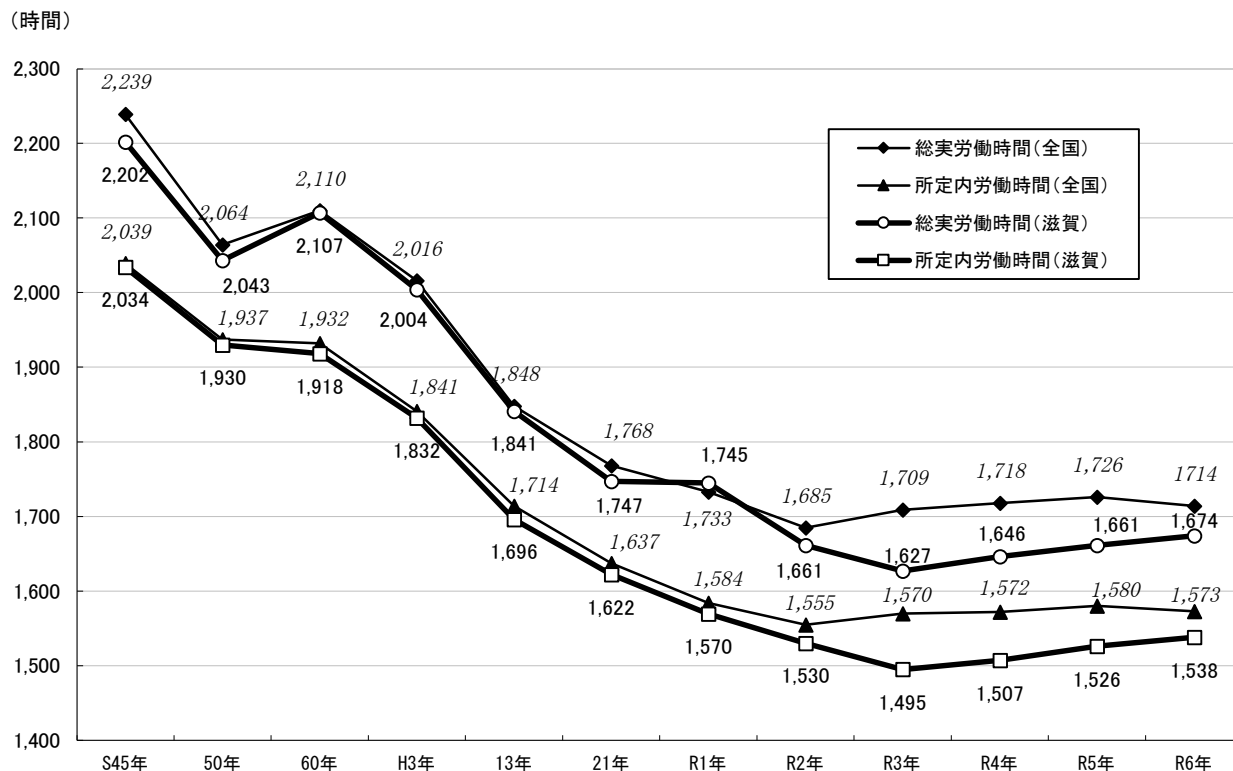


※R2年 突出した値を除いた参考値：6.7%（調査結果に大きな影響のある回答があったため、当該データを除いたデータを参考値として算出している。）

- 本県の一人平均の総実労働時間の推移をみると、昭和の間は 2,000 時間を超える労働時間で推移していましたが、その後減少傾向が続き、令和1年からは 1,700 時間未満で推移し、令和6年は 1,674 時間となりました。
- 一方、年間所定内労働時間は、昭和 40 年代は 2,000 時間台、昭和 50 年以降は 1,900 時間台、その後減少傾向が続き、平成 16 年以降は 1,600 時間代で推移していましたが、令和元年に 1,500 時間台となり、令和6年は 1,538 時間となりました。

図 23 一人平均総実労働時間の推移（滋賀県、全国）

資料：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



(注) 暦年  
調査産業計、  
事業所規模 30 人以上が対象  
年間平均月間総実労働時間を 12 倍したもの

## 6. 相談

- 令和6年度における男女共同参画センターへの相談実績は、「心の健康問題」が1,402件で最も多く、次いで「夫婦関係」が545件で、「地域・職場等の人間関係」が365件、「家族関係」が309件と続いています。
- 全体の相談件数は、昨年度より減少し3,421件となりました。
- うちDVがかかわる相談件数は増加傾向にあり、899件となっています。

表2 男女共同参画センター相談実績の推移（滋賀県）

資料：県立男女共同参画センター資料

\*（ ）内は男性からの相談件数で、内数

|             | R1年度           | R2年度           | R3年度           | R4年度           | R5年度           | R6年度           |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 自立・生き方の問題   | 122(94)        | 42(24)         | 26(5)          | 55(11)         | 60(14)         | 53(20)         |
| 夫婦関係        | 466(71)        | 465(99)        | 556(118)       | 470(83)        | 558(91)        | 545(117)       |
| 家族関係        | 177(29)        | 183(33)        | 247(30)        | 317(63)        | 366(42)        | 309(32)        |
| 地域・職場等の人間関係 | 308(33)        | 365(44)        | 364(58)        | 355(75)        | 465(85)        | 365(70)        |
| 異性・性の問題     | 56(22)         | 70(55)         | 106(79)        | 130(62)        | 93(37)         | 56(21)         |
| 心の健康問題      | 1,244(166)     | 1,019(187)     | 1,019(228)     | 1,767(337)     | 1,486(280)     | 1,402(341)     |
| セクハラ・性暴力    | 23(1)          | 3(2)           | 4(1)           | 3(2)           | 5(4)           | 5(1)           |
| その他         | 520<br>(46)    | 637<br>(98)    | 578<br>(68)    | 1,227<br>(117) | 1,225<br>(147) | 686<br>(117)   |
| 全体          | 2,916<br>(462) | 2,784<br>(542) | 2,900<br>(587) | 4,324<br>(750) | 4,258<br>(700) | 3,421<br>(719) |
| うちDVが関わる相談  | 550(48)        | 735(71)        | 724(49)        | 745(73)        | 824(28)        | 899(83)        |

■県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の令和5年度の実績をみると、人間関係では「夫等の暴力」が697件で多く、全体の相談件数は令和4年度より122件増加し、5,278件となりました。

表3 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績の推移(滋賀県)  
資料:「業務概要」(県子ども家庭相談センター(中央、彦根))

| 主訴<br>年度 | 人間関係  |         |      |     |      |        |       |      |       |     |       |         |     |          |      |      |         |     |
|----------|-------|---------|------|-----|------|--------|-------|------|-------|-----|-------|---------|-----|----------|------|------|---------|-----|
|          | 夫等    |         |      |     | 子ども  |        |       | 親族   |       |     | 交際相手  |         |     | その他      |      |      |         |     |
|          | 夫等の暴力 | 酒乱・薬物中毒 | 離婚問題 | その他 | 養育不能 | 子どもの暴力 | その他   | 親の暴力 | 親族の暴力 | その他 | 交際の相手 | 同性からの暴力 | その他 | その他の者の暴力 | 男女問題 | 家庭不和 | ストーカー被害 | その他 |
| R 1      | 927   | 3       | 270  | 121 | 57   | 6      | 1,002 | 83   | 34    | 101 | 47    | 12      | 6   | 27       | 13   | 75   | 20      | 405 |
| R 2      | 672   | 6       | 237  | 88  | 35   | 6      | 1,094 | 77   | 16    | 96  | 33    | 0       | 11  | 3        | 12   | 102  | 10      | 183 |
| R 3      | 905   | 4       | 226  | 108 | 57   | 21     | 1,201 | 108  | 19    | 109 | 47    | 0       | 18  | 5        | 17   | 106  | 6       | 196 |
| R 4      | 770   | 2       | 221  | 117 | 16   | 1      | 1,066 | 123  | 18    | 118 | 39    | 0       | 15  | 15       | 15   | 105  | 9       | 210 |
| R 5      | 697   | 7       | 357  | 72  | 4    | 44     | 1,196 | 115  | 22    | 91  | 109   | 1       | 6   | 34       | 2    | 64   | 4       | 207 |

| 主訴<br>年度 | 経済関係 |        |    |     | 医療関係 |       |       |     | その他   |       |        |      |          |      |      | 合計    |
|----------|------|--------|----|-----|------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|------|----------|------|------|-------|
|          | 生活困窮 | 借金・サラ金 | 求職 | その他 | 病気   | 精神的問題 | 妊娠・出産 | その他 | 住居問題  | 帰宅先なし | 不純異性交遊 | 売春強要 | ヒモ・暴力団関係 | 5条違反 | 人身取引 |       |
| R 1      | 45   | 38     | 36 | 56  | 215  | 742   | 118   | 235 | 1,186 | 154   | 0      | 0    | 0        | 0    | 0    | 6,034 |
| R 2      | 51   | 5      | 94 | 92  | 89   | 1,043 | 5     | 158 | 851   | 135   | 0      | 0    | 0        | 0    | 0    | 5,204 |
| R 3      | 37   | 16     | 41 | 110 | 40   | 793   | 2     | 246 | 1,249 | 57    | 0      | 0    | 0        | 0    | 0    | 5,744 |
| R 4      | 32   | 44     | 64 | 112 | 92   | 769   | 12    | 277 | 838   | 56    | 0      | 0    | 0        | 0    | 0    | 5,156 |
| R 5      | 46   | 27     | 76 | 75  | 42   | 788   | 30    | 221 | 861   | 80    | 0      | 0    | 0        | 0    | 0    | 5,278 |

- 本県では、平成 14 年度から県子ども家庭相談センター(中央・彦根)および男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。
- 本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和6年度は 1,390 件と前年より53件増加しました。

表 4 DV相談件数(滋賀県、全国)

資料：内閣府

|          | 滋賀県   |        | 全 国     |       |                      |
|----------|-------|--------|---------|-------|----------------------|
|          | 件 数   | 伸び率    | 件 数     | 伸び率   | (参考) 内閣府<br>DV 相談+件数 |
| 平成 19 年度 | 594   | △52.3% | 62,078  | 6.1%  | —                    |
| 平成 20 年度 | 664   | 11.8%  | 68,196  | 9.9%  | —                    |
| 平成 21 年度 | 715   | 7.7%   | 72,792  | 6.7%  | —                    |
| 平成 22 年度 | 875   | 22.4%  | 77,334  | 6.2%  | —                    |
| 平成 23 年度 | 831   | △5.0%  | 82,099  | 6.2%  | —                    |
| 平成 24 年度 | 948   | 15.1%  | 89,490  | 9.0%  | —                    |
| 平成 25 年度 | 897   | △5.4%  | 99,961  | 11.7% | —                    |
| 平成 26 年度 | 802   | △10.6% | 102,963 | 3.0%  | —                    |
| 平成 27 年度 | 836   | 4.2%   | 111,172 | 7.9%  | —                    |
| 平成 28 年度 | 800   | △4.3%  | 106,367 | △4.3% | —                    |
| 平成 29 年度 | 868   | 8.5%   | 106,110 | △0.2% | —                    |
| 平成 30 年度 | 850   | △2.1%  | 114,481 | 7.9%  | —                    |
| 令和元年度    | 929   | 9.3%   | 119,276 | 4.1%  | —                    |
| 令和 2 年度  | 1,085 | 16.8%  | 129,491 | 8.6%  | 52,697               |
| 令和 3 年度  | 1,072 | △1.2%  | 122,478 | △5.4% | 54,489               |
| 令和 4 年度  | 1,094 | 2.1%   | 122,211 | △0.2% | 47,971               |
| 令和 5 年度  | 1,337 | 22.2%  | 126,743 | 3.7%  | 44,972               |
| 令和 6 年度  | 1,390 | 4.0%   | —       | —     | —                    |

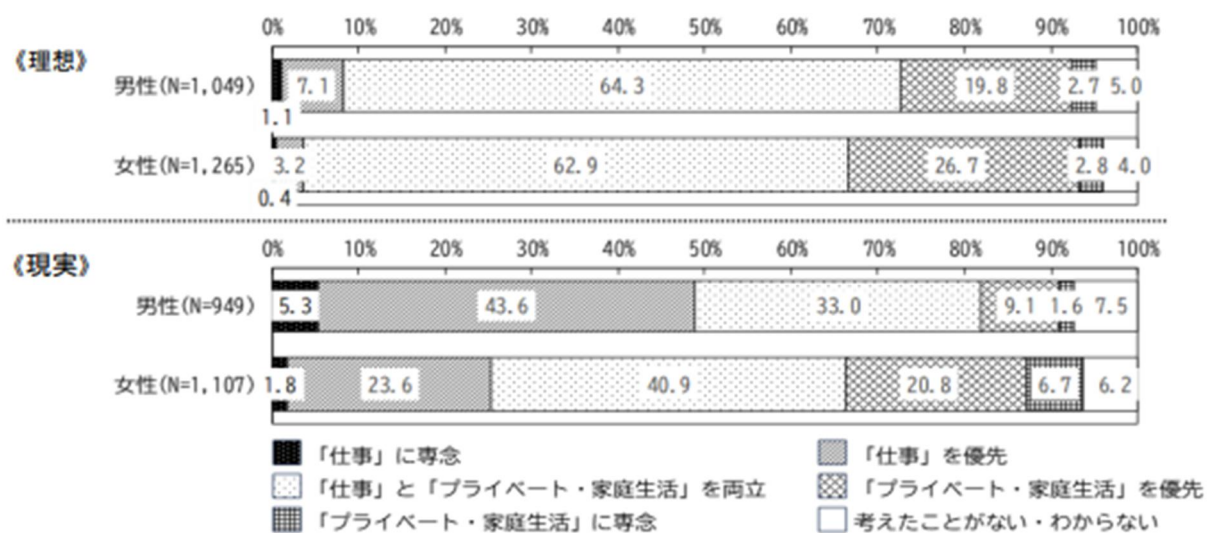
## 7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識

- 理想は、男性、女性ともに「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立が最も多くなっています。
- 現実には、男性では、「仕事」を優先が最も多く、女性では、「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立が最も多くなっています。

図 24 仕事と生活の調和に関する理想と現実（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



## (2) 男性の労働時間と家庭や地域への参画

- 1週間に60時間以上働く人の割合は減少傾向にあります。男女別にみると男性が女性よりも高く、年間200日以上働く20歳代後半から40歳代前半の男性の約10%が、1日に換算して12時間以上働いていることとなります。
- 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、次いで「男性も育児や介護の休業を取得しやすい環境にすること」が多くなっています。

図 25 週 60 時間以上就業している人の男女別割合（滋賀県）

（年間就業日数 200 日以上 of 就業者） 資料：「令和 4 年 就業構造基本調査」（総務省）

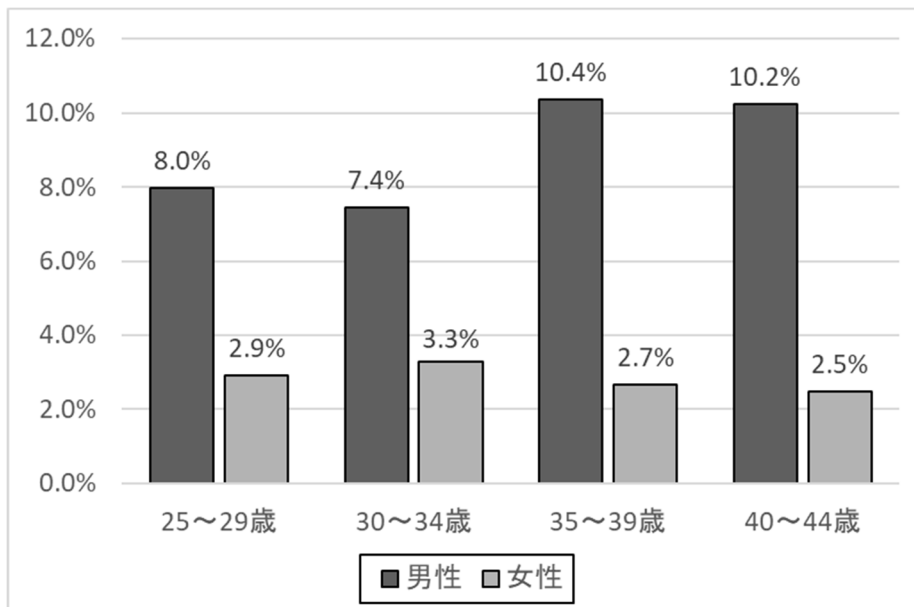
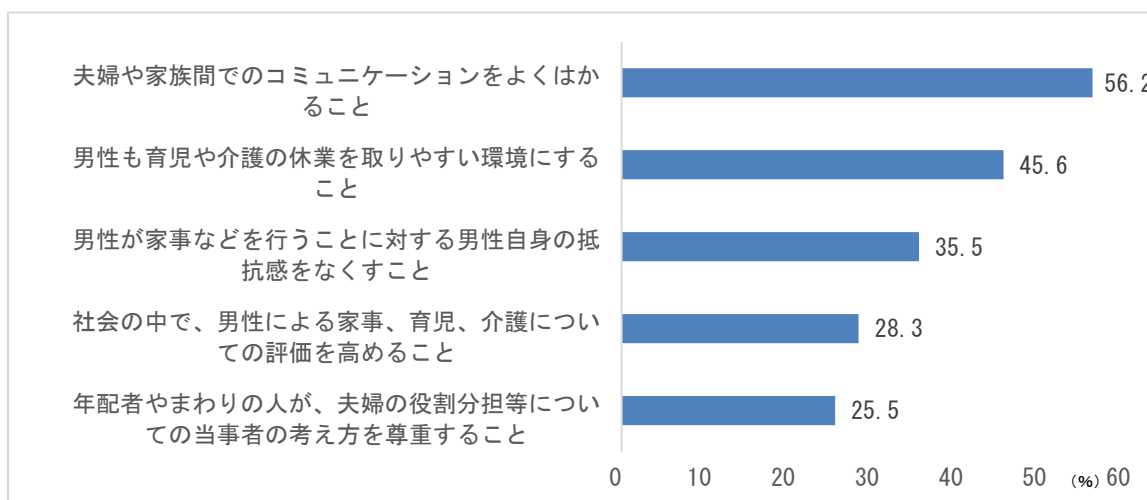


図 26 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なこと(上位 5 項目・滋賀県)

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和 6 年）」（県女性活躍推進課）



### (3) 女性の働き方

- 家事・育児を担いながら、男女が共に長時間労働を前提とした働き方で就業を継続することは困難を伴い、性別役割分担意識とも相まって、女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。
- 時系列でみると、徐々にM字カーブの谷は浅くなっています。
- また、女性の正規雇用率が25～29歳を頂点に右肩下がりに下降するL字カーブがみられます。

図 27 女性の労働力率（滋賀県：有配偶者・未婚者別）

資料：「令和2年 国勢調査」（総務省）

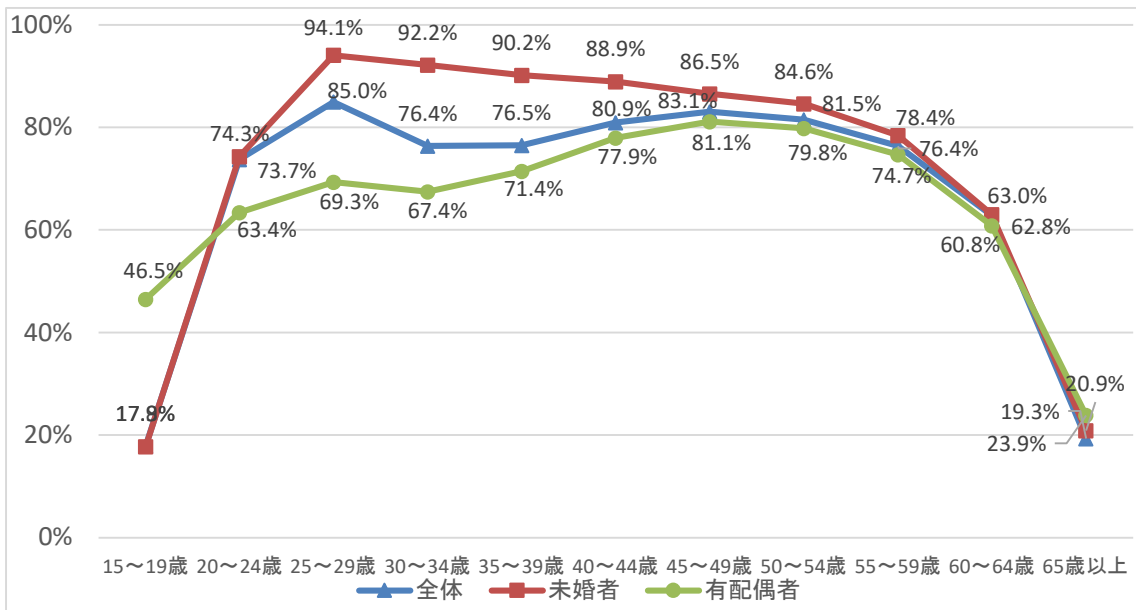
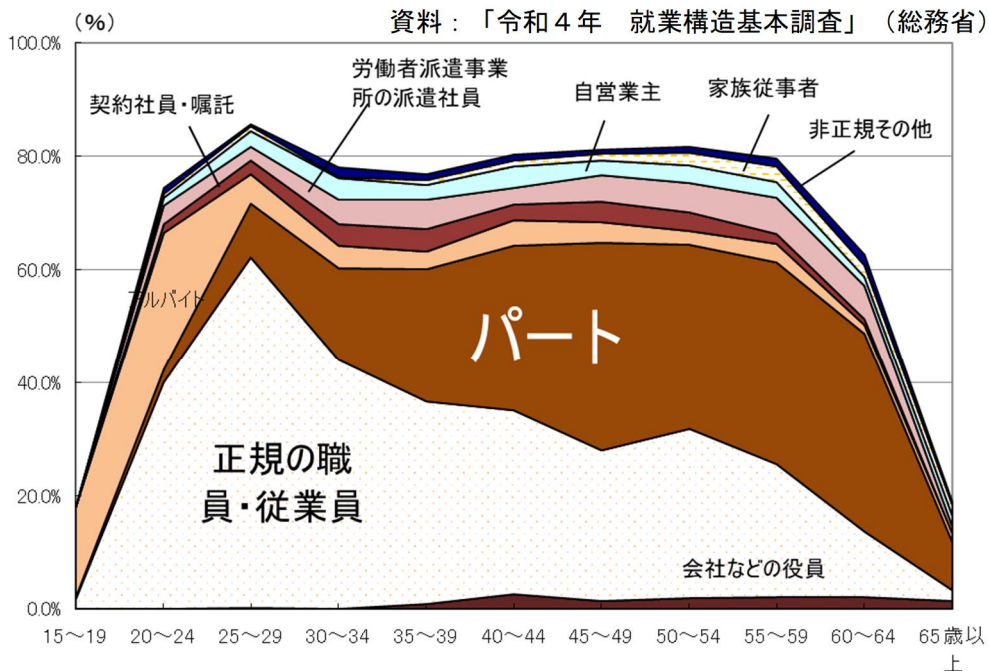


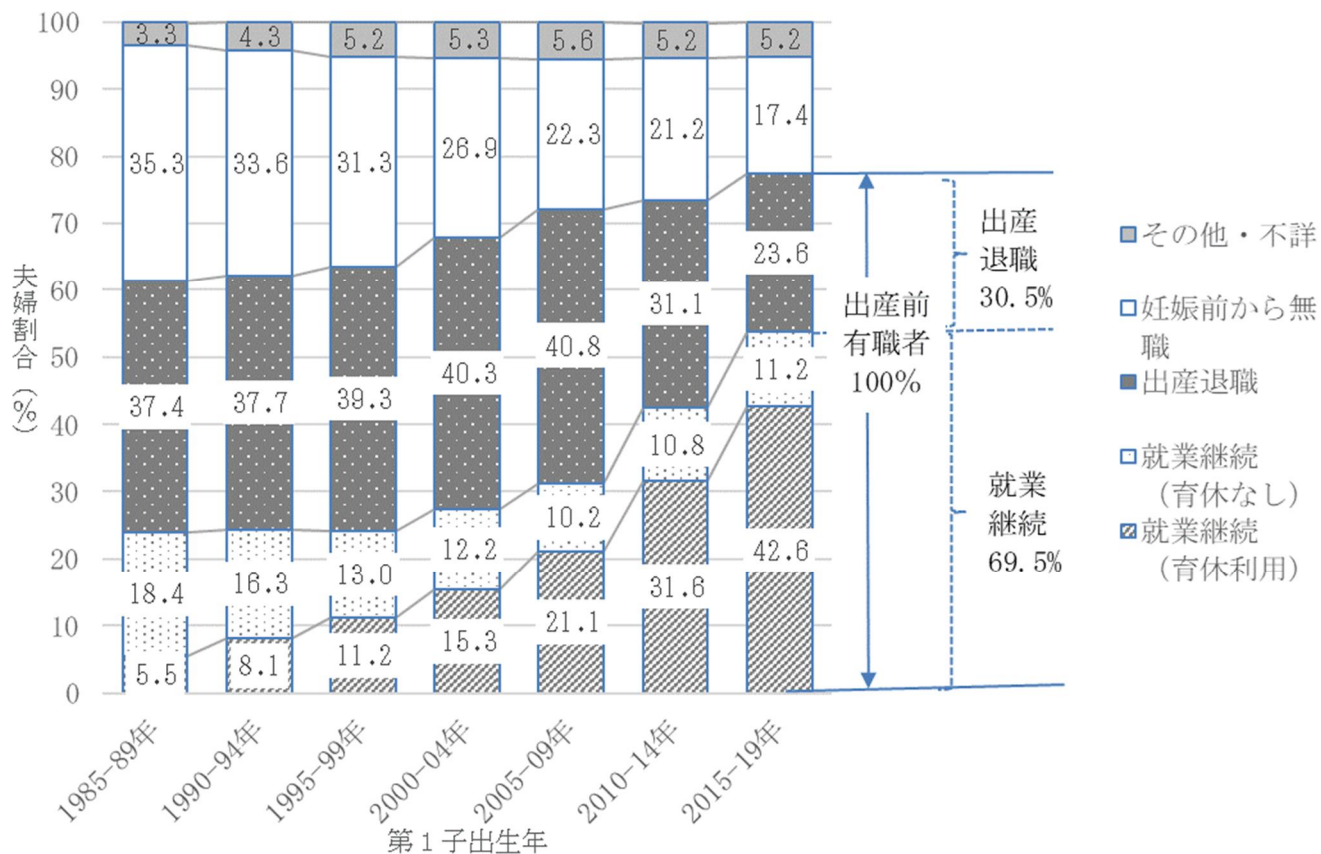
図 28 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

資料：「令和4年 就業構造基本調査」（総務省）



■全国の状況を見ると、育児休業制度の利用は年々増え、出産前に仕事をしていた女性の約7割が就業を継続しています。

図 29 子どもの出生年齢別、第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



資料：「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」国立社会保障・人口問題研究所

令和6年度  
(計画第4年度)

# パートナーしがプラン2025

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

進 捗 状 況

# 計画の体系

|   |  |
|---|--|
| <p>基本理念</p>                                   | <p>一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ</p> <p>～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～</p>   |
| <p>重視すべき視点</p>                                | <p>あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速</p> <p>働き方・暮らし方の変革と多様性</p>  |
| <p>重点施策(目指す姿)と取組の方向</p>                       |  |
| <p>I<br/>人権の尊重と<br/>安心・安全な<br/>暮らしの実現</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発</li> <li>(2)あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等)</li> <li>(3)困難を抱える人々に対する支援</li> <li>(4)防災における男女共同参画の推進</li> <li>(5)人生100年時代の健康づくり</li> </ul> |
| <p>II<br/>あらゆる分野で<br/>の実質的な男女<br/>共同参画の進展</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速</li> <li>(2)政治分野・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進</li> <li>(3)農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進</li> </ul>   |
| <p>III<br/>一人ひとりの<br/>多様な生き方<br/>・働き方の実現</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援</li> <li>(2)多様で柔軟な働き方の実現</li> <li>(3)仕事と生活の両立ができる環境づくり</li> <li>(4)男性の家事・育児・介護等参画促進</li> <li>(5)性別にとらわれない選択を可能にするライフ&amp;キャリア教育</li> </ul>    |
| <p>IV<br/>男女共同参画<br/>意識の浸透</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた教育・啓発</li> <li>(2)公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進</li> <li>(3)各分野で男女共同参画をリードする人材育成</li> </ul>                              |
| <p>計画の総合的な<br/>推進</p>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)県の推進体制の充実</li> <li>(2)国・市町をはじめ多様な主体との連携強化</li> <li>(3)県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進</li> <li>(4)調査・研究の推進</li> </ul>   |

# 重点施策別総括

## 重点施策 I

## 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現

### 取組の方向

- (1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発
  - 様々な人権(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者等)をめぐる啓発等の取組の推進
  - 性の多様性への理解の促進
  - 暴力防止のための教育・啓発の促進
  - 若年層への教育・啓発の強化
- (2)あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等)
  - あらゆる男女間の暴力の予防と根絶のための基盤整備
  - 性暴力・ストーカー行為・インターネット上の女性に対する暴力・若年者を対象とした性的な暴力(JKビジネス、アダルトビデオ出演強要)等への対策推進
  - DV対策の推進
  - セクシュアルハラスメント対策の推進
- (3)困難を抱える人々に対する支援
  - 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
  - ひとり親家庭への支援
  - 高齢者、障害者、外国人県民等への支援
  - 様々な悩みに対する相談しやすい窓口づくり
- (4)防災における男女共同参画の推進
  - 防災における政策・方針決定過程への女性の参画
  - 防災の現場における女性の視点の強化
- (5)人生100年時代の健康づくり
  - それぞれのライフステージに応じた取組の促進
  - 妊娠・出産等に関する健康支援
  - 健康づくりへの支援

### 総括

- 男女の人権尊重や、DV・性暴力など男女間のあらゆる暴力に対する取組として、それぞれ相談・支援窓口の設置を行っているが、認知度が低い等の課題がある。広報啓発活動を通じて窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携強化により支援・保護体制の充実を図る。特に若年層で支援を必要としている人が相談に繋がるようSNSを活用した相談窓口など、さらなる周知を図る。
- 女性が安心して出産期を過ごせるよう周産期医療体制の充実を図る。
- 母子家庭等の就業を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行っているところであり、引き続き事業の周知に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進める。

### 主要事業の取組状況と課題、今後の取組

| 連番 | 事業名                   | 取組状況・成果  | 課題と今後の取組  | 担当課        |
|----|-----------------------|--|---|------------|
| 6  | 犯罪被害者等支援事業<br>(2)     | 公益社団法人おのみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者総合窓口を運営し、2,061件の相談支援を実施した。また、関係機関4者の連携による性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)において性暴力被害者への総合的な支援を行い、2,592件の相談支援を実施した。 | 犯罪被害者総合窓口、SATOCOともに認知度が低いことから、安心して相談できる窓口として広報周知を行い、認知度の向上を図る。また、教育機関と連携して若い世代へのSATOCOの周知や性暴力の予防啓発に取り組む。                  | 県民活動生活課    |
| 13 | DV被害者総合対策推進事業<br>(2)  | DV防止の啓発事業を行うとともに、DV被害者の心のケア、自立支援に向け、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に取り組んだ。   | DVの相談機関の認知度が低いことから、DV相談窓口の周知徹底を図る。また、障害者や高齢者、外国人の被害者など、一人ひとりの状況に応じた相談体制の充実を図る。  | 子ども家庭支援課   |
| 14 | 相談室運営事業<br>(2)(3)     | 様々な悩みを持つ人に対して男女共同参画心理相談員による相談を実施するとともに、専門相談として、臨床心理士によるDVカウンセリング、弁護士による法律相談、男性の臨床心理士による男性相談を実施した。  | 若年層など、支援を必要としている人が相談に繋がるようSNSを活用した相談窓口のさらなる周知を進める。また、県内各相談機関の相談体制の充実強化のため、引き続き、事例研究や研修会を通して相談員の資質向上と、各機関相互のネットワークづくりに努める。 | 男女共同参画センター |
| 22 | ひとり親家庭総合サポート事業<br>(3) | 母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の支援サービスを実施した。<br>(就業者 114人)   | 引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。  | 子ども家庭支援課   |

| 連番 | 事業名                      | 取組状況・成果   | 課題と今後の取組  | 担当課             |
|----|--------------------------|---|---|-----------------|
| 31 | 女性のつながりサポート事業<br>(3)     | 就業等に関する困難や家庭内の問題等による孤独・孤立で不安を抱える女性に対し、民間団体等と連携して、社会とのつながりを回復できるよう、居場所の提供(722回)等を行った。また、生活に困窮する女性に支援窓口等の情報や生理用品の提供を行った。  | 不安や悩みを抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、継続的な居場所の提供や、支援窓口等の情報提供を行っていく。また、支援体制を強化するため、官民の支援者同士の連携や、支援のモデルケースなどの確立を目指す。                                     | 女性活躍推進課         |
| 32 | SNS を活用した若年女性相談事業<br>(3) | 若年層が普段使い慣れているツールである SNS アプリ(LINE)を活用し、若年女性を対象にした相談事業を実施した。<br>相談件数 4,529 件<br>(うち 20 歳未満の女性 881 件)  | 電話相談を敬遠しがちな若年層が SNS でも相談できる場があることの更なる周知を図る。   | 男女共同参画センター      |
| 34 | 女性の参画による防災力向上事業<br>(4)   | 「女性の参画による防災力向上事業にかかる意見交換会」を開催し、防災関係組織への女性参画や、「女性の視点」を通じた防災対策の見直し、啓発カード集について、有識者、防災士、関係団体等と意見交換を行った。   | 県民・関係者を対象とした研修会を開催し、参加者間で防災への女性参画等に関する課題について議論する機会を設ける。   | 防災危機管理局         |
| 35 | 母子保健対策推進事業<br>(5)        | 妊娠、出産、育児に対して適切な指導と援助を行うため、妊娠出産包括支援事業として妊娠期から子育て期にわたる支援体制を構築し、母子保健従事者研修会を実施して広域的かつ専門的な視点で支援を実施した。  | 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援を実施するため、支援体制の構築を図り、支援者の資質向上のための研修会等を行う。   | 子育て支援課          |
| 38 | 周産期保健医療対策<br>(5)         | 安全・安心な出産のため、高度・専門医療を担う周産期母子医療センターの運営費の支援等を行い、周産期死亡率の改善に取り組んだ。   | 引き続き周産期死亡率の改善に取り組むとともに、各圏域の実情に合わせた体制を検討し、安全・安心な周産期医療提供体制の構築を図る。   | 医療政策課<br>子育て支援課 |
| 45 | 性と健康の相談センター事業<br>(5)     | 子育て女性健康センター、不妊専門相談センター、にんしん SOS 滋賀にて個別相談の実施や研修会を開催した。学校等の関係機関と連携してプレコンセプションケア講師派遣事業や学校等で使用できる健康教育資材作成した。プレコンセプションケア推進会議にて、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を図り、健康管理を促すための相談事業や相談支援体制について検討を行った。 | 全ての子ども・若者がプレコンを理解実践できる必要がある。<br>引き続き、学校等の関係機関と連携してプレコンセプションケア講師派遣事業や令和6年度に作成した教育資材の活用を通して、子ども・若者への教育を推進する。<br>一般県民向け啓発動画等を作成し、県民への周知啓発の充実を行う。 | 子育て支援課          |

## 重点施策Ⅱ

## あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

### 取組の方向

#### (1) 企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速

- 女性の活躍促進に向けた連携体制の構築
- 女性の活躍促進に関する経営者等への啓発および企業等の取組促進
- 女性の管理職登用と働く女性のエンパワメントの促進

#### (2) 政治分野・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進

- 政治分野・地域における様々な活動分野(自治会、PTA、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全、その他民間団体等)における政策・方針決定過程への女性の参画・男女共同参画の推進

#### (3) 農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進

- 農林水産業における女性の活躍促進
- スポーツ分野における男女共同参画の推進
- 理工系女性人材の育成
- 女性研究者・技術者の活躍促進
- 建設分野における女性の活躍促進

### 総括

- 働く女性に対し、セミナー等を通じてキャリア形成の支援やネットワークづくりを進める一方、企業等に対し、女性活躍認推進企業証制度等を通じ、女性が活躍できる職場環境づくりを促した。女性リーダー層の増加に向け、オンラインでの取組を含め、働く女性と企業等の双方に対する取組をさらに進める。
- 農業分野においては、農業に興味のある女性を対象に、先輩女性農業者との交流を進めるため、講演や相談会、農業見学バスツアー等を行った。今後も、引き続き、女性新規就農者の掘り起こしや、女性農業者の経営参画を進める。
- スポーツ分野においては、女性アスリート特有の課題への適切な指導法、対策法を考えるきっかけとなる講演を行うとともに、課題に関連して補助を行った。今後は、事業を周知しより多くのアスリートを支援につなげ、アスリート・指導者の競技生活を支援する。

### 主要事業の取組状況と課題、今後の取組

| 連番 | 事業名                           | 取組状況・成果  | 課題と今後の取組  | 担当課        |
|----|-------------------------------|--|---|------------|
| 49 | 滋賀県女性活躍推進企業<br>認証企業制度<br>(1)  | 企業等における女性の活躍推進に向けた取組状況に応じて三段階で認証する制度を設けており、令和6年度末までに 332 件を認証している。   | 認証企業での取組のさらなる活性化が課題であり、認証企業のステップアップを促す。   | 女性活躍推進課    |
| 52 | 働く女性のハッピー・キャリアセミナー開催事業<br>(1) | 県内企業で活躍する女性を対象に継続就労および育児と仕事の両立を目的としたセミナーを開催し、合計で71名の参加があった。  | 会場と大差なく学べるようオンライン開催の方法を検討し、女性の継続就労および育児と仕事の両立に繋がるためのきめ細やかな支援を進める。   | 女性活躍推進課    |
| 54 | 明日のおうみ女性リーダー育成プロジェクト<br>(1)   | 企業のトップ層に対しては、事例発表やパネルディスカッション等のセミナー(参加者 67 名)に加え、県内企業の先進事例をまとめたパンフレットによる啓発を実施。また、女性管理職およびその予備層を対象に、交流とマネジメント力等のスキルアップセミナーを2回開催した。(参加者計 127 名)                                      | 今後も女性自身と会社のリーダー層の双方への支援・啓発を実施していく必要がある。今回作成したパンフレットを活用し、様々な機会企業へ周知・啓発を実施していく。また、今回参加していない方へ、新たな広報方法を検討する。 | 女性活躍推進課    |
| 56 | G-NET ほっとセミナー<br>(2)          | 職場や地域、家庭等で実践力を高めるため、広く男女に係わる現代的課題を解決するための学習機会を提供した。(5 回 533 名)   | 開催方法や関係機関との連携方法等を検討しつつ、「地域での男女共同参画の推進」などのテーマについてより多くの方に学びの場を提供できるように引き続き努めていく。                            | 男女共同参画センター |
| 58 | 女性が変わる未来の農業推進事業<br>(3)        | 県内女性農業者間のつながりを形成と次世代を担う女性農業者リーダーの発掘のため、県外で活躍する女性農業者を講師として講演と意見交換会を実施した。また、主に男性農業者を対象にアンコンジャス・バイアス研修会を開催し、ジェンダーフリーの意識醸成を図った。<br><br>「しがアグリウーマン交流セミナー」14 名<br>「女性活躍のための理解促進セミナー」50 名 | 地域農業・農村の活性化のためには、女性の活躍が必要であり、それぞれが抱える悩み等を共有できるような機会を今後も設ける。   | みらいの農業振興課  |

| 連番 | 事業名                      | 取組状況・成果   | 課題と今後の取組  | 担当課        |
|----|--------------------------|---|---|------------|
| 59 | 女性新規就農者確保事業<br>(3)       | 農業に関心のある女性、就農を目指す女性を対象に、女性農業者との座談会、農場見学バスツアー、農業短期研修を実施した。また、女性農業者を対象に学びとつながりの場としてミニ講座を実施した。<br><br>「座談会&農場見学バスツアー」全4回 参加者計42名<br>「農業短期研修」参加者計3名<br>「学びのミニ講座」計4回 参加者計33名 | 女性農業者の活躍は、地域農業・農村の活性化を図るうえで重要であり、今後も引き続き女性新規就農者や就農希望者の支援や先輩女性農業者等との交流会を開催する。                        | みらいの農業振興課  |
| 60 | 女性アスリート・指導者育成支援事業<br>(3) | 女性アスリート・指導者等を対象とした講演会を実施(1競技1回)した他、育児期のアスリート・指導者8名へ託児サービス料等補助を、女性アスリート特有課題(月経課題等)対策として7名への通院等費用補助を行った。  | 支援を必要とする選手は存在するが、指導者の意識も関連するため、ニーズが顕在化しにくいのが課題である。今後は当事業の周知度を上げ、より多くの支援を講じることで、アスリート・指導者の競技生活を支援する。 | 国スポ・障スポ大会局 |

## 重点施策Ⅲ

## 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

### 取組の方向

#### (1) 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援

- 法令等の情報提供や啓発の推進
- 働く人の相談対応の充実
- 女性の就職・再就職支援
- キャリア形成の支援
- 公正な待遇確保に向けた取組
- 医療・介護・保育等の分野における女性の活躍支援

#### (2) 多様で柔軟な働き方の実現

- テレワーク等の多様な働き方の普及促進
- 女性の起業等への支援
- 様々な働き方の普及

#### (3) 仕事と生活の両立ができる環境づくり

- 仕事と生活の調和・仕事と生活の双方の充実に関する意識啓発
- 企業の取組促進
- 子育て支援の充実
- 介護への支援
- 育児や介護への経済的支援

#### (4) 男性の家事・育児・介護等参画促進

- 男性の家事・育児・介護等参画のための情報提供
- 男性の育児休業取得促進に向けた啓発
- 男性の家事・育児・介護等の講座・交流の場づくり

#### (5) 性別にとらわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

- 多様な選択を可能にする学校等でのライフ&キャリア教育の実施

### 総括

- 職についていない女性の多くが就労を希望していることから、引き続き女性のライフステージに応じたきめ細かな支援を行う。
- 「滋賀マザーズジョブステーション」では、近江八幡・草津駅前での相談に加え、湖北地域において月3回の出張相談を行い、所在地から離れた地域に対する支援を行った。引き続き、在宅ワーク等の新しい働き方の普及や起業支援等、様々な地域特性やライフスタイルに応じた就労支援を進めるとともに、女性の職域拡大に取り組む。
- 女性も男性も、自分の望むバランスで仕事と家庭、地域活動等を持てるよう仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や男性の育児・家事参画の推進に取り組んだ。その実践に繋がるよう、働き方の見直し(長時間労働の是正等)の推進もあわせて、官民連携のもと一層の機運醸成の取組を進める。
- 多様なライフスタイルに対応できるよう、保育サービスの充実や介護施設の整備等を図ってきたところであり、引き続き地域の実情に応じ、子ども・子育て支援、介護支援の量の拡充や質の向上に取り組む。

### 主要事業の取組状況と課題、今後の取組

| 連番 | 事業名                       | 取組状況・成果  | 課題と今後の取組  | 担当課     |
|----|---------------------------|--|---|---------|
| 68 | 滋賀マザーズジョブステーションの運営<br>(1) | 滋賀労働局との連携により県内2か所(近江八幡・草津)において女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営するとともに、湖北地域において月3回の出張相談、甲賀・高島・彦根地域の出張相談、オンライン相談に取り組んだ。年間5,333件の相談があり、890件の就職につながった。 | 就業を希望する多くの女性に滋賀マザーズジョブステーションを利用いただき、新規就労につなげるのみならず、子どもの成長に伴う働き方の見直しや転職、育休復帰の不安など、多様化する相談に対応するとともに、セミナーの工夫も行い、相談利用者層の拡大を目指す。 | 女性活躍推進課 |
| 69 | 女性のわくわく応援事業<br>(1)(2)     | 主に子育て中の女性をターゲットに働くことを考えるきっかけづくりと多様な仕事に目を向けてもらうための機会を提供するとともに、就労への関心を喚起するツールを作成することで、女性の就労開始を応援した。<br>イベント参加者数:40名                                      | 作成した再就労支援冊子を活用し、働きたいと考える女性のさらなる掘り起こしにつなげていく。また、潜在的な求職者層へのアプローチ方法について、事業内容の性質や想定される対象者像に合わせた広報が必要であると考えられる。                  | 女性活躍推進課 |

| 連番            | 事業名                        | 取組状況・成果  | 課題と今後の取組  | 担当課                |
|---------------|----------------------------|--|---|--------------------|
| 86<br>～<br>88 | 女性の起業トータルサポート事業<br>(2)     | 起業に向けてチャレンジしたい女性やチャレンジ中の女性のステップアップとお互いの交流や情報交換、ネットワークづくりを支援するための各種事業を実施した。<br>・オンラインマルシェ 255 名<br>・オンライン相談 24回 53 名<br>・女性の起業ポータルサイトによる起業事例、助成金、各地の支援セミナー、相談会などの情報発信<br>・女性のためのコワーキング・チャレンジオフィスの開所全50回<br>・女性のチャレンジ・起業支援セミナー 20 回 364 名<br>・女性のためのビズ・チャレンジ相談 毎月2回開催 56 名<br>・女性の起業家交流会 1回 85 名<br>・女性のチャレンジシヨップ体験 1回 4 名 | ニーズに合わせたセミナーのテーマおよび時期等の設定により女性の起業支援をより一層進めていく。オンラインマルシェ事業、ポータルサイトについては、様々な媒体を利用する等によりさらなる周知を図る。<br>コワーキング、社会的課題への分野における起業など、従来の形で目的にとられない創業の増加にともない、支援ニーズは多岐にわたることから、他の支援機関とより一層の連携により、スタートアップ時等の適切な支援を行う必要がある。 | 男女共同<br>参画セン<br>ター |
| 90            | 女性の多様な働き方普及事業<br>(1)(2)    | 様々な家庭の事情等で働くことが困難な女性を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナーや企業とのマッチング事業などを開催した。   | 就業後自力で仕事を確保し、在宅ワークを継続していくためには、企業とのつながりやワーカー同士の横のつながりが重要であることから、ワーカー同士の交流会や企業とのマッチング交流会を引き続き開催し、ネットワークづくりの機会を提供する。   | 女性活躍<br>推進課        |
| 92            | 中小企業働き方改革推進事業<br>(3)       | 県内中小企業等に働き方改革推進に関する助言・提案を行ったことにより、計画的な働き方改革の促進が図れた。<br>支援件数 32 件   | 企業への事業の周知がより一層必要であることから、新たな事業として、企業に対する助言・提案を行う専門家の派遣に加えて、様々な手段での事業の周知・広報、企業の取組事例の共有を行う。  | 労働雇用<br>政策課        |
| 95            | イクボス宣言企業登録<br>(3)          | 滋賀県ではイクボス宣言している企業・団体を滋賀県のホームページで紹介しており、令和6年度末までに 310 社を登録している。   | イクボス登録制度の一層の周知に努めるとともに、県全体での取組のさらなるレベルアップを図るため、具体的な取組方法や先進事例の普及を進める必要がある。   | 女性活躍<br>推進課        |
| 96            | 産業分野における女性の課題解決推進事業<br>(3) | 第1回:14名(オンライン) 第2回:15名(オンライン) 第3回:16名(リアル)<br>昨年度よりセミナー回数、参加者共に上回った。<br><br>全3回の平均で9割以上が「満足」以上の回答を得られた。<br>第1回 90% 第2回 88%<br>第3回 100%   | R5 年度に滋賀県公式 LINE にてフェムテックに関するアンケートを行いフェムテックという言葉の意味を知っている人は31.4%と低く、より多くの人が参加可能な事業を実施すべきだと考える。<br>※アンケート総数 5,622 人  | イノベーション<br>推進<br>課 |
| 103           | 地域子育て支援事業<br>(3)           | 子育てと仕事の両立支援や保育の質の向上等、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、延長保育事業を始めとする各種保育事業に対して補助を行った。<br>延長保育事業 204 か所  | 市町の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の着実な推進を図るため、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要がある。   | 子育て支<br>援課         |
| 117           | G-NETカフェ<br>(4)            | 共働き夫婦等が、仕事と家庭の両立に向けてお互いに尊重し、協力し合うパートナーシップのあり方を考え、男性の家事・育児参画等の実践に向けたノウハウを学ぶ連続講座を開催した。   | 夫婦間のパートナーシップに対する参加者の理解が深まった。将来的に地域・民間レベルでの主体的な取組へと広がっていくよう普及に努める。   | 男女共同<br>参画セン<br>ター |

## 重点施策Ⅳ

## 男女共同参画意識の浸透

### 取組の方向

- (1) 男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた啓発・教育
  - 男女共同参画の理念の普及
  - 家庭における男女共同参画
  - 男性にとっての男女共同参画
  - 学校等での男女共同参画教育の推進
- (2) 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進
  - 行政の刊行物等における固定的な性別役割をイメージする表現等の点検・是正
- (3) 各分野で男女共同参画をリードする人材育成
  - 男女共同参画を進める地域リーダーの発掘および育成
  - 女性団体や男女共同参画に関する活動を行う団体等の育成・交流の場づくりの支援

### 総括

- あらゆる場面における男女共同参画の推進のため、身近な場面での学習会等に使用できる啓発物や児童生徒用副読本の作成・活用、広く県民を対象とした研修、若い世代のリーダー育成等により、男女共同参画意識の醸成に努めた。固定的な性別役割分担意識は徐々に改善されているもののまだまだ根強く、引き続き着実かつ効果的に啓発活動を継続する。
- 引き続き男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援や交流・活動の場づくりに取り組み、活動支援・育成を行う。

### 主要事業の取組状況と課題、今後の取組

| 連番  | 事業名                       | 取組状況・成果  | 課題と今後の取組  | 担当課        |
|-----|---------------------------|--|---|------------|
| 124 | 青少年向け啓発<br>(1)            | 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、男女共同参画について学ぶ小・中学、高校生用の副読本を作成した。(活用率 小 65.2% 中 38.1% 高 58.7%)電子啓発教材の周知を行った。 | 引き続き、機会をとらえた副読本の周知や活用事例の把握に努めるとともに、社会情勢の変化やより活用しやすい教材とするための改訂も視野に入れ、活用の促進を図る。 | 女性活躍推進課    |
| 125 | 若い世代からのジェンダー平等推進事業<br>(1) | ジェンダー平等の実現に向け、啓発を担う若い世代のリーダーを育成するためセミナーやミーティングを開催した。<br>・ジェンダー平等ミーティングのべ 299 名 全 10 回<br>・教職員対象講座 3 回 141 名        | ジェンダー平等ミーティングが持続可能な取組となるよう、周知や開催発信の方法を工夫し、主体的な取組となるよう「コアメンバー」の育成を図る。          | 男女共同参画センター |
| 127 | 県民交流エンパワーメント事業<br>(3)     | 男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援、交流・活動の場づくりとして、G-NET しがフェスタの開催や、G-NET カフェ、しが WO・MAN ネット講座、県内センター連携事業などを開催した。         | 引き続き男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援、交流・活動の場づくりとなるような講座や催しを実施し、活動支援・育成を行う。      | 男女共同参画センター |

## 計画の総合的な推進

### 取組の方向

#### (1) 県の推進体制の充実

- 男女共同参画の総合的な推進
- 附属機関の女性委員の登用拡大
- 女性職員の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進

#### (2) 国・市町をはじめ多様な主体との連携強化

- 関係機関との連携強化
- 経済団体等との連携強化
- 国との連携強化
- 市町との連携強化

#### (3) 県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

- 様々な分野や地域で実践する人材の育成支援
- 関係機関との連携強化
- 企業に向けての啓発推進
- 情報提供の推進
- 相談機能の強化
- 女性起業家支援の推進

#### (4) 調査・研究の推進

- 調査・分析の推進
- 情報の収集

### 総括

- 男女共同参画は県政のあらゆる分野に関連する課題であることから、引き続き全庁的に課題意識を共有し、取組を進める必要がある。
- 審議会等、県の附属機関における女性委員の割合は全体で44.1%と目標を達成したが、5附属機関の女性委員割合が30%未満の状況であることから、引き続き女性委員登用拡大を進める。
- 男女共同参画センターについては、本県の男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、多様な主体や機関との連携、参加者相互の交流によるつながりの場を創出する。

### 主要事業の取組状況と課題、今後の取組

| 連番              | 事業名                                 | 取組状況・成果   | 課題と今後の取組  | 担当課        |
|-----------------|-------------------------------------|---|---|------------|
| 134             | 審議会等における女性の参画促進<br><br>(1)          | 計画目標の女性委員割合「毎年 40%以上60%以下」および「30%未満の附属機関が0(令和7年度)」の達成に向け、全庁的な意識を高めるとともに、女性委員割合が低い機関に対し充て職規定の見直し等の働きかけ等を行った結果、令和6年4月1日現在の女性委員割合は44.1%となった。 | 目標値「毎年 40%以上60%以下」については達成したものの、女性委員が 30%未満の附属機関は5機関あることから、引き続き、改善策を具体的に提示しながら女性委員登用率の改善を働きかけ、目標達成に向けて取り組んでいく。 | 女性活躍推進課    |
| 142<br>～<br>144 | 男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進<br><br>(3) | 様々な課題をテーマとした研修・講座の開催や、図書・資料室の充実と各種情報発信により、男女共同参画の意識啓発に努めた。また、社会参画にチャレンジする女性の実践を支援するとともに、男女共同参画相談室の充実や、多様な主体との連携・協働、コーディネートを進めることができた。     | 男女共同参画推進の活動を支援する総合的な拠点施設として、必要な人に必要な情報を橋渡しするハブ的機能を高めるため、多様な主体と支援機能を持つ機関との連携や、参加者相互の交流促進するなどにより、つながりの場を創出する。   | 男女共同参画センター |

# パートナーしがプラン2025 数値目標の進捗状況

| 重点施策   | 指 標   | プラン策定時<br>実績値             | 実績値<br>(令和3年度<br>末)  | 実績値<br>(令和4年度<br>末) | 実績値<br>(令和5年度<br>末) | 実績値<br>(令和6年度<br>末) | 実績値<br>(令和7年度<br>末) | 目標値<br>(令和7年度末)                        | 担当課            |
|--|---|---------------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|----------------|
| 重点施策<br>I：人権の<br>尊重と安<br>心・安全な<br>暮らしの実<br>現     | DVの相談先を知っている県民の割合                               | 58.9%<br>[令和元年度]          | →  | →                   | →                   | 56.2%               |                     | 80%<br>[令和6年度]                         | 女性活躍推進課        |
|  | 配偶者からの暴力防止および被害者の保護等に関する基本的な計画策定済み市町の数          | 16市町/19市町<br>[令和元年度]      | 16/19市町  | 16/19市町             | 17/19市町             | 17/19市町             |                     | 全市町<br>[令和6年度]                         | 子ども家庭支援課       |
|  | デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数                         | 117校/170校<br>[平成30年度]     | →  | 108校/170校           | →                   | 131校/169校           |                     | 全校<br>[令和6年度]                          | 子ども家庭支援課       |
|  | 母子家庭の母の就業率（正社員）                                 | 41.3%<br>[平成30年度]         | →  | →                   | 47.8%<br>[令和5年度]    | →                   | →                   | 44.0%<br>[令和6年度]                       | 子ども家庭支援課       |
|  | 母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数（累計）                | 144人<br>[令和2年度]           | 128人<br>[累計272人]   | 100人<br>[累計372人]    | 121人<br>[累計493人]    | 114人<br>[累計607人]    |                     | 750人<br>[令和2～6年度累計]                    | 子ども家庭支援課       |
|  | 防災会議の委員に占める女性の割合                                | 27.4%<br>[令和2年度末]         | 30.6%  | 33.8%               | 47.4%               | 48.1%               |                     | 30%（早期）更に<br>40%を目指す<br>[令和7年度]        | 防災危機管理局        |
|  | 周産期の死亡児数<br><br>(出産1,000人に対する死亡数)               | 2.7人<br>[令和2年]            | 1.7人   | 2.2人                | 3.9人                | 5.1人                |                     | H29～R4の平均値が全<br>国平均:3.4人より低い<br>[令和5年] | 医療政策課          |
|  |   |                           | H29：3.2人、H30：3.3人、R1：4.3人、R2：2.7人、R3：1.7人、R4：2.2人<br>→ H29～R4の平均2.9人 |                     |                     |                     |                     |  |                |
| 重点施策<br>II：あらゆ<br>る分野での<br>実質的な男<br>女共同参画<br>の進展 | 管理的職業従事者に占める女性の割合                               | 14.7%<br>[平成27年]          | 14.4%  | →                   | →                   | →                   |                     | 30.0%<br>[令和7年]                        | 女性活躍推進課        |
|  | 女性活躍推進認定企業数（2つ星以上）                              | 113社<br>[令和2年度]           | 125社   | 138社                | 154社                | 168社                |                     | 160社<br>[令和7年度]                        | 女性活躍推進課        |
|  | 女性の代表または副代表のいる自治会の割合                            | 13.3%<br>[令和3年度]          | 13.3%  | 12.8%               | 13.8%               | 13.7%               |                     | 17.0%<br>[令和7年度]                       | 女性活躍推進課        |
|  | 農業委員に占める女性の割合                                   | 15.7%<br>[令和2年度]          | 15.7%  | 15.7%               | 15.9%               | 15.7%               |                     | 30.0%<br>[令和7年度]                       | 農政課            |
|  | 女性の新規就農者数                                       | 88人<br>[平成27～<br>令和元年度累計] | 24人  | 18人<br>[累計42人]      | 13人<br>[累計55人]      | 15人<br>[累計70人]      |                     | 120人<br>[令和3～7年度累計]                    | みらいの農業振興課      |
|  | 国体女性監督数   | 7人/122人<br>[令和元年度]        | 14人  | 19人                 | 15人/126人            | 18人/126人            |                     | 22人<br>[令和7年度]                         | 国スポ・障スポ<br>大会局 |
| 重点施策<br>III：一人ひ<br>とりの多様<br>な生き方・<br>働き方の実<br>現  | 女性の就業率（25～44歳）                                  | 71.2%<br>[平成27年]          | 76.9%<br>[令和2年度]   | →                   | →                   | →                   |                     | 80.0%<br>[令和7年]                        | 女性活躍推進課        |
|  | 男性の育児休業取得率                                      | 14.5% ※1<br>[令和2年]        | 13.2%  | 21.8%               | 34.8%               | 52.0%               |                     | 30.0%<br>[令和7年]                        | 労働雇用政策課        |
|  | 滋賀マザーズジョブステーションの就職件数                            | 888件<br>[令和2年度]           | 948件   | 863件<br>[累計1,811人]  | 899件<br>[累計2,710人]  | 890件<br>[累計3,600人]  |                     | 4,900件<br>[令和3～7年度累計]                  | 女性活躍推進課        |
|  | 滋賀マザーズジョブステーションの相談件数                            | 5,673件<br>[令和2年度]         | 5,416件   | 5,357件              | 5,285件              | 5,333件              |                     | 6,000件<br>[令和7年度]                      | 女性活躍推進課        |
|  | 子育て中の女性等を対象とした職業訓練受講者の就職率                       | 62.5%<br>[令和元年度]          | 57.1%  | 72.7%               | 41.1%               | 100.0%              |                     | 65.0%<br>[令和7年度]                       | 労働雇用政策課        |
|  | 開業資金の女性起業者を活用して起業した件数<br><small>※括弧は融資額</small> | 15件<br>[令和2年度]            | 34件<br>(125,930千円)   | 32件<br>(142,280千円)  | 29件<br>(111,300千円)  | 37件<br>(127,800千円)  |                     | 毎年度15件<br>[令和3～7年度]                    | 中小企業支援課        |
|  | ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数（従業員数100人以下の企業）              | 601件<br>[令和2年度]           | 616件   | 622件                | 640件                | 803件                |                     | 730件<br>[令和6年度]                        | 労働雇用政策課        |
|  | 認定こども園等利用定員数                                    | 60,971人<br>[令和2年度]        | 61,897人  | 61,449人             | 61,232人             | 61,475人             |                     | 61,500人<br>[令和6年度]                     | 子育て支援課         |
|  | 病児保育提供体制  | 18,480人<br>[令和元年度]        | 14,963人  | 25,563人             | 38,520人             | 43,123人             |                     | 23,590人<br>[令和6年度]                     | 子育て支援課         |
|  | 一時預かり提供体制                                       | 252,204人<br>[令和元年度]       | 345,401人   | 365,329人            | 354,658人            | 380,458人            |                     | 389,967人<br>[令和6年度]                    | 子育て支援課         |
|  | 放課後児童クラブ利用定員数                                   | 18,308人<br>[令和元年度]        | 21,595人  | 22,186人             | 23,006人             | 24,264人             |                     | 23,678人<br>[令和6年度]                     | 子育て支援課         |
|  | 通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護延利用回数      | 2,736,145回<br>[令和2年度]     | 2,722,561回   | 2,666,276回          | 2,686,853回          | 2,677,600回          |                     | 3,168,465回<br>[令和7年度]                  | 医療福祉推進課        |

# パートナーしがプラン2025 数値目標の進捗状況

| 重点施策                             | 指 標   | プラン策定時<br>実績値        | 実績値<br>(令和3年度<br>末) | 実績値<br>(令和4年度<br>末) | 実績値<br>(令和5年度<br>末) | 実績値<br>(令和6年度<br>末) | 実績値<br>(令和7年度<br>末) | 目標値<br>(令和7年度末)                  | 担当課               |
|----------------------------------|---|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|-------------------|
| 重点施策<br>Ⅳ：男女共<br>同参画意識<br>の浸透    | 「社会全体における男女の地位<br>の平等感」における「平等」と<br>答えた者の割合 | 15.3%<br>[令和元年度]     | →                   | →                   | →                   | 13.7%               | →                   | ほぼ全てを目標と<br>しつつ、当面50%<br>[令和6年度] | 女性活躍推進課           |
|                                  | 小中高等学校における男女共同<br>参画社会づくりのための副読本<br>活用率     | 61.3% ※2<br>[令和2年度]  | 59.7%               | 59.9%               | 57.3%               | 56.8%               |                     | 100%<br>[令和7年度]                  | 女性活躍推進課           |
| 計画の総合<br>的な推進                    | 県の附属機関の女性委員の割合                              | 40.9%<br>[令和3年度]     | 40.9%               | 42.3%               | 42.4%               | 44.1%               |                     | 毎年40%以上<br>60%以下<br>[令和7年度]      | 女性活躍推進課           |
|                                  | 女性委員が30%<br>未満の附属機関<br>17/105機関<br>[令和3年度]  |                      | 17/105<br>機関        | 12/106<br>機関        | 8/103<br>機関         | 5/97<br>機関          |                     | 女性委員が30%未満の<br>附属機関が0<br>[令和7年度] | 女性活躍推進課           |
|                                  | 県庁における育児休業を希望す<br>る男性職員の育児休業取得率             | 100%<br>[令和4年度]      | —                   | 100.0%              | 100.0%              | 100.0%              |                     | 100%<br>[令和7年度]                  | 人事課               |
|                                  | (参考・更新前目標値) 県庁に<br>おける男性職員の育児休業取得<br>率      | 27.6%<br>[令和2年度]     | 46.5%               | 64.1%               | 77.6%               | 89.8%               |                     | 40%<br>[令和4年度]                   |                   |
|                                  | 男女共同参画計画の策定済み市<br>町の数                       | 16市町/19市町<br>[令和2年度] | 16市町                | 17市町                | 17市町                | 17市町                | 17市町                |                                  | すべての市町<br>[令和7年度] |
| 女性活躍推進法に規定される市<br>町推進計画の策定済み市町の数 | 16市町/19市町<br>[令和2年度]                        | 16市町                 | 17市町                | 17市町                | 17市町                | 17市町                |                     | すべての市町<br>[令和7年度]                | 女性活躍推進課           |

※1調査結果に大きな影響を与える回答があり、仮に当該回答値を除いて算出すると6.7%（参考値）  
 ※2新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度副読本活用率：76.3%（参考値）

## 参考指標

|                                       |   |  |   |   |   |       |   |  |         |
|---------------------------------------|---|--|---|---|---|-------|---|--|---------|
| 重点施策Ⅲ：一人<br>ひとりの多様な生<br>き方・働き方の実<br>現 | 女性の正規・非正規別就業率<br>(25～44歳)   | 正規雇用<br>33.1%<br>非正規雇用<br>32.5%<br>[平成27年] | 正規雇用<br>39.2%<br>非正規雇用<br>32.0%<br>[令和2年] | → | → | →     |   |  | 女性活躍推進課 |
| 重点施策Ⅳ：男女<br>共同参画意識の<br>浸透             | 固定的性別役割分担意識にと<br>われない人の割合(「男性は仕<br>事をし、女性は家庭を守るべき」<br>という考え方に同感しない人の<br>割合) | 59.5%<br>[令和元年度]                           | →   | → | → | 74.1% | → |  | 女性活躍推進課 |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番                                       | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)  | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課                 |
|--|-------|----------|-------|--------------------|---|--|----------------|--------------|---------------------|
| 重点施策1:人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現                 |       |          |       |                    |   |  |                |              |                     |
| I-(1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発       |       |          |       |                    |   |  |                |              |                     |
| 1  | I-1   |          |       | 人権啓発活動推進費          | すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指す。人権尊重意識の高揚を図るため、多様な人権啓発事業を実施する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○メディアミックス啓発事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビスポット(びわ湖放送109回)</li> <li>・新聞広告(3種6紙)</li> <li>・ポスター(2種5,430枚)</li> <li>・啓発物品(メモ帳2種 9月と12月の街頭啓発等で配布)</li> <li>・交通広告(近江鉄道バス、帝産湖南交通バス、京阪電車)</li> <li>・地域情報誌掲載(1種1回)</li> <li>・Yahoo、YouTube、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、TikTok広告</li> <li>・じんけんミニフェスタ(3回)</li> <li>・ふれあい啓発(4回)</li> </ul> </li> <li>○広報誌 滋賀プラスワンに合冊(年3回 7月、10月、1月)</li> <li>○インターネット人権啓発事業(研修会、リーフレット配布)</li> <li>○人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施(滋賀レイクスターズの協力による啓発活動)</li> <li>○若年層向け人権啓発事業(キャッチコピーの募集)</li> <li>○人権啓発ラジオ番組の放送(52回)</li> </ul>      | 46,819         | 43,983       | 人権施策推進課             |
| 2  | I-1   |          |       | 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 | 青少年に有害な図書等の排除等の地域環境浄化活動や啓発活動を推進する。  | 青少年健全育成条例の運用(図書等審査部会開催、立入調査、情報収集、有害環境浄化啓発、フィルタリング調査)   | 1,700          | 1,636        | 子ども家庭支援課            |
| 3  | I-1   |          |       | 県民学習集会(女性の部)開催補助   | 部落解放と女性の解放を共通の課題として、職場・地域・団体での取組を深めていく研修会・つどいの開催に対して補助する。   | 県民学習集会(女性の部)の開催(年1回開催)   | 305            | 212          | 教育委員会<br>人権教育課      |
| 4  | I-1   |          |       | 研修講座事業             | 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供するとともに、地域や職場、団体等におけるリーダー層の育成と取組み能力の向上を図るための研修講座を開催する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・G-NET ほっとセミナー(5回)</li> <li>・市町担当職員研修(3回)</li> <li>・デートDV防止啓発セミナー(1回)</li> <li>・デートDV防止啓発セミナー(アウトリーチ分)(7回)</li> </ul>   | 950            | 813          | 男女共同参画センター          |
| 5  | I-1   |          |       | 「性に関する指導」指導者研修会    | 児童生徒の心身の発育・発達と健康に関する知識および、生命の尊重などを重視し、相互に関連付けて指導するため、教員等を対象とした研修を開催する。  | 性に関する指導検討委員会<br>教員等を対象とした研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演</li> <li>・グループワーク</li> </ul>   | 226            | 122          | 保健体育課               |
| 小計                                       |       |          |       |                    |   |  | 50,000         | 46,766       |                     |
| I-(2)あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等) |       |          |       |                    |   |  |                |              |                     |
| 6  | I-2   |          | 拡充    | 犯罪被害者対策推進事業        | 犯罪被害者等の被害の回復、軽減および再発防止を図るため、被害者の視点に立った被害者の支援を行う。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援委員講習会の開催</li> <li>・被害者等に対する精神科医によるカウンセリング等を公費負担(102件)</li> <li>・身体犯罪被害者に係る診断書料及び初診料を公費負担(220件)</li> <li>・診断書作成に要する検査費用の公費負担(100件)</li> <li>・性犯罪被害者等の初診料等を公費負担(80件)</li> <li>・被害者等に対するカウンセリングの実施(152件)</li> <li>・「被害者の手引」を作成、配布</li> <li>・外国語版(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語)被害者の手引の運用</li> <li>・被害者等相談施設借上げ制度を運用</li> <li>・一時避難場所借上げ制度を運用</li> <li>・犯罪被害者相談専用電話の運用(公益社団法人おのみ犯罪被害者支援センターへ委託)(1361件)</li> <li>・相談電話に伴う直接支援の運用(公益社団法人おのみ犯罪被害者支援センターへ委託)(122件)</li> <li>・滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会総会の開催</li> <li>・性犯罪被害相談電話(フリーダイヤル)の運用(106件)</li> <li>・被害者カウンセラーに対する専門研修会の受講</li> <li>・カウンセリング冊子の作成、配布</li> </ul> | 4,765          | 4,661        | 警察本部<br>警察県民センター    |
| 7  | I-2   |          |       | 犯罪被害者等支援事業         | 「犯罪被害者総合窓口」や「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」による犯罪被害者等への支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える社会を形成するための広報啓発および支援従事者の二次受傷対策等を実施する。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>①公益社団法人への委託による「犯罪被害者総合窓口」の運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や面接による相談、情報提供、付添支援</li> </ul> </li> <li>②滋賀県産科婦人科医会、公益社団法人おのみ犯罪被害者支援センター、県警察、県の4者連携による「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO」の運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1か所で提供</li> <li>・24時間ホットラインをはじめ、医療、電話・面接による相談対応、付添支援</li> </ul> </li> <li>③支援コーディネーターを公益社団法人おのみ犯罪被害者支援センターに配置し、関係機関との連絡調整、支援計画の策定による途切れのない支援の実施</li> <li>④相談員の心理的負担を軽減するために臨床心理士による心理カウンセリングの実施</li> </ul>  | 26,198         | 25,125       | 県民活動生活課             |
| 8  | I-2   |          |       | 「女性に対する暴力をなくす運動」啓発 | 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、国の男女共同参画推進本部で決定する「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。 | 11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、チラシ等の配布</li> </ul>  | 261            | 0            | 女性活躍推進課             |
| 9  | I-2   |          |       | 女性等を守るリレーションシステム   | 女性に対するストーカーや配偶者からの暴力事案、性犯罪やその前兆事案に対して迅速な対応による犯罪被害拡大防止、未然防止、迅速な関係機関・団体への橋渡し等、途切れのない支援体制を構築する。  | 担当機関による運営会議において、相互の情報交換及び今後のより効果的な連携や方針について検討を実施   | 0              | 0            | 県民活動生活課・警察本部生活安全企画課 |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番 | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                                   | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)  | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課                  |
|----|-------|----------|-------|---------------------------------------|---|--|----------------|--------------|----------------------|
| 10 | I-2   |          | 拡充    | 子どもの性被害等防止活動及び「安全・安心なサイバー空間構築推進事業」    | ア、少年を取り巻く有害環境の浄化、児童ポルノ事件等少年の福祉を害する犯罪の取締り、少年に対する被害防止教室等の実施、その他広報啓発活動等を推進する。<br>イ、小中高生及びPTA関係者に対するサイバー犯罪防止、サイバー犯罪被害防止教室等、講演活動の推進とサイバー犯罪捜査力の強化   | ・携帯電話販売店に対するフィルタリング普及及びSNS等に起因する被害防止に向けた要請活動の実施。<br>・児童の犯罪被害防止等のための啓発活動、非行防止教室等の実施。(406校・463回)<br>・インターネット利用による児童ポルノ事件等の取締りを推進した。(121件 ※ 前年比 +39件)<br>・サイバー空間における規範意識やマナーの向上、犯罪被害防止のため、サイバーボランティアと協働して、県内の小学校、中学校、高校において児童・生徒を対象としたサイバーセキュリティ教室や啓発活動等の実施(サイバー犯罪対策実施の防犯教室・啓発活動等88回、12,636人対象。その他、県内各警察署においても実施) | 2,097          | 1,895        | 警察本部サイバー犯罪対策課・少年課    |
| 11 | I-2   |          |       | 「若年層の性暴力被害予防」啓発                       | AV出演強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発等を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。国が実施する「若年層の性暴力被害予防のための月間」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。 | 4月の月間に合わせ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発<br>・ポスター、チラシ等の配布  | 0              | 0            | 女性活躍推進課              |
| 12 | I-2   |          |       | 痴漢等犯罪被害防止啓発活動                         | 性犯罪被害(痴漢・盗撮)を防止するため、被害防止啓発活動を実施するとともに、被害者等からの相談に対する的確な対応、同行警乗等による被害防止活動を行う。   | ・制服による列車警乗<br>・ホームページや広報紙等を利用した被害防止啓発<br>・被害防止ポスター、被害防止ハンドブック等啓発品の作成<br>・FMラジオによる啓発<br>・電車等における車内アナウンス<br>・県立高等学校や事業所等に対する痴漢被害防止指導<br>・被害者等に対する同行警乗、被疑者検挙のための捜査活動<br>・痴漢等の被害防止強化期間における生活安全企画課との合同啓発  | 0              | 0            | 警察本部生活安全全部地域課(鉄道警察隊) |
| 13 | I-2   |          |       | DV被害者総合対策推進事業                         | 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」や「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、DV防止の広報・啓発、DV被害者等に対する相談や保護、自立への支援を図る。   | ・啓発事業の推進<br>・援助機関のネットワーク化<br>・配偶者暴力相談支援センターの運営<br>・DV被害者の安全確保と自立支援   | 6,082          | 2,077        | 子ども家庭支援課             |
| 14 | I-2   |          |       | 相談室運営事業                               | 男女共同参画センターにおいて、性別による差別的取扱など男女共同参画の推進を阻害する問題や男女のこころと生き方に関わる相談全般を受け付けるとともに、カウンセリングや法律相談を実施する。   | ・総合相談・カウンセリング 火～日 9:00～12:00/13:00～17:00 (木は9:00～12:00)<br>・専門相談<br>・法律相談(月2回)<br>・DVカウンセリング(月2回)<br>・男性相談(月4回)<br>・男女共同参画相談員スキルアップ講座(4回)  | 3,029          | 2,477        | 男女共同参画センター           |
| 15 | I-2   |          |       | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための職員研修の実施(人事課) | ・滋賀県職員コンプライアンス指針やセクハラ防止指針を用いて、必要に応じて各職場で研修を実施する。  | ・滋賀県職員コンプライアンス指針やセクハラ防止指針を用いて、必要に応じて各職場で研修を実施する。   | 0              | 0            | 人事課                  |
| 16 | I-2   |          |       | セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置(総務事務・厚生課)        | 職員相談の中で、セクシュアル・ハラスメント相談を実施  | 相談員による相談の実施(月2回・業務委託)  | 360            | 0            | 総務事務・厚生課             |
| 17 | I-2   |          |       | ハラスメント相談窓口の設置(教育委員会教職員課健康福利室)         | 職員相談の中で、ハラスメント相談を実施   | ・教職員の職場におけるハラスメントに関する苦情の申し出および相談に対応するため、相談員(臨床心理士)を設置し、月1～2回の相談を実施。<br>・相談者に法的な観点からの助言を行うため、弁護士による相談(随時)を実施。   | 452            | 343          | 教育委員会教職員課健康福利室       |
| 18 | I-2   |          |       | 職場におけるハラスメント防止のための職員研修の実施(教育委員会教職員課)  | ・公立学校における職場研修の実施  | 公立学校における職場研修の実施  | 0              | 0            | 教育委員会教職員課            |
| 19 | I-2   |          |       | 職場教養・研修の推進                            | 各所属に対して意識啓発資料等の配布および意識啓発教養ビデオの貸出しを実施し、所属を単位とした認識の徹底を図る。<br>職員に対する研修を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識の徹底を図る。  | ・ハラスメントに関する資料の作成と発出<br>・教養ビデオ及びDVDの貸出しと職員に対する教養<br>・各所属に対する巡回指導<br>・ハラスメント相談員を対象とした研修会の実施<br>・相談窓口専用電話・メールの継続運用<br>・匿名相談窓口(職場改善ホットライン)の継続運用<br>・県警察学校入校生(各階級任用科・定期教養)を対象とした教養の実施<br>・ハラスメントのとりえ方に関するアンケート調査の実施   | 0              | 0            | 警察本部警務課              |
| 20 | I-2   |          | 拡充    | 在宅看護・介護の現場における暴力・ハラスメント対策事業           | 介護現場で働く看護師や介護職員等に対する利用者やその家族等からのハラスメントや暴力行為に対応するため、対策マニュアルの周知や研修等を実施する。   | ・研修企画会議の開催<br>・暴力・ハラスメント対策研修会の開催<br>・利用者や家族向けの啓発チラシの作成   | 2,226          | 2,226        | 医療福祉推進課              |
| 小計 |       |          |       |                                       |   |  | 45,470         | 38,804       |                      |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番                   | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                     | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課        |
|----------------------|-------|----------|-------|-------------------------|--|---|----------------|--------------|------------|
| I-(3) 困難を抱える人々に対する支援 |       |          |       |                         |  |   |                |              |            |
| 21                   | I-3   |          |       | 生活困窮者支援法に基づく支援          | 生活困窮者自立支援法に基づき、郡部における相談支援を実施するとともに、市等が行う相談支援に対する広域的支援を行う。  | ・郡部6町に生活困窮者自立相談支援窓口を設け、生活に関する困りごとの相談支援を実施した。<br>・相談内容に応じて、就労支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給等の必要な支援に繋ぎ、包括的な支援を実施した。<br>新規相談数：63件  | 29,869         | 28,728       | 健康福祉政策課    |
| 22                   | I-3   |          | 拡充    | ひとり親家庭総合サポート事業          | ひとり親家庭への就労支援に加え、市町や様々な支援機関と連携するためのコーディネート機能を持った総合的なサポート体制を構築する。                                    | 母子家庭の母等の就業を支援するため、就業相談、講習会実施、就業情報等の提供、弁護士相談、養育費相談等のサービスを提供することで、ひとり親家庭の貧困対策を促進する。また、多様なチャンネルによる相談支援、交流カフェによるひとり親家庭同士の交流の機会を創出する。  | 28,990         | 19,994       | 子ども家庭支援課   |
| 23                   | I-3   |          |       | ひとり親家庭福祉対策事業            | 母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う。  | ・ひとり親家庭福祉推進員の配置<br>・ひとり親家庭サポート定期便の配布<br>・ひとり親家庭のしよりの配布  | 4,514          | 3,743        | 子ども家庭支援課   |
| 24                   | I-3   |          |       | 養育費履行確保等事業              | 離婚前後の父母に対して、専門家により相談事業を実施するほか、公正証書等の作成や養育費履行確保の支援に対する補助等を行い、ひとり親の養育費履行確保を図る。                       | ・公正証書等作成に要する経費への補助<br>・養育費保証契約に係る保証料への補助  | 620            | 148          | 子ども家庭支援課   |
| 25                   | I-3   |          |       | 母子家庭の母等職業的自立促進事業        | 就労経験のないまたは就労経験の乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職の促進を図る。                       | ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の実施<br>定員 60人<br>受講者 6人<br>修了者 6人<br>就職者 5人  | 15,010         | 1,270        | 労働雇用政策課    |
| 26                   | I-3   |          |       | 「届ける家庭教育支援」地域活性化事業      | 令和2年度から令和4年度に6市町で「訪問型家庭教育支援」のモデル事業から得た知見や手法を生かし、県内で支援が届きにくい家庭に「届ける家庭教育支援」の取組地域の拡大と活性化を図る。          | ・「家庭教育支援アドバイザー」の各市町への派遣による訪問型家庭教育支援等の活性化および取組地域の拡大を図った。<br>→アドバイザー派遣：46回<br>79.3時間<br>・研修会や交流会で「家庭教育支援」、「訪問型支援」の重要性や事例を共有する。人材育成のための専門的な講座を実施した。<br>→基礎研修会：6月20日(木)<br>参加者68名(来場22名、オンライン46名)<br>専門研修会：9月12日(木)<br>参加者56名(来場32名、オンライン24名)<br>実践交流会：1月23日(木)<br>参加者48名(来場参加のみ) | 1,463          | 561          | 教育委員会生涯学習課 |
| 27                   | I-3   |          |       | 多文化共生推進事業(多文化共生推進事業補助金) | 多文化共生の地域づくりを推進するために(公財)滋賀県国際協会が行う外国人住民支援事業に補助を行う。  | 多文化共生推進事業補助金(公財)滋賀県国際協会が行う外国人住民支援事業に補助<br>①しが外国人相談センターの運営(ポ、ス、ベ、英、タ相談員)<br>②外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行(日、ポ、ス、中(繁・簡)、英、ハ、タ、ベ、イ語)<br>③ウクライナ避難民の支援  | 24,386         | 24,368       | 国際課        |
| 28                   | I-3   |          |       | 無戸籍者支援事業                | 無戸籍者に対する相談窓口の開設、関係機関による連絡協議会の設立・運営、市町担当者等に対する研修会を開催し、無戸籍者の抱える生活上の課題に対応する。                          | 大津地方務局が設置する「無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会」で、関係機関と情報共有および意見交換等を行い、無戸籍者問題の解消に向けて連携を図る。<br>※R3～国の事業として実施<br>・無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会 1回  | 0              | 0            | 健康福祉政策課    |
| 29                   | I-3   |          |       | 高齢者・障害者の権利擁護推進事業        | 認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な人々に対する権利侵害の防止、権利擁護意識の醸成等を行う。<br>○地域福祉権利擁護事業福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助サービスの実施 | 認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な方の、権利擁護に関する相談等に対応し支援を行う権利擁護センターの運営事業に対し助成した。また、地域福祉権利擁護事業(福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助サービスの実施)に対して助成した。<br>・権利擁護相談業務：一般相談 14件<br>・地域福祉権利擁護事業：全19市町社協が実施、利用契約数 1,486件  | 129,287        | 129,264      | 健康福祉政策課    |
| 30                   | I-3   |          |       | 障害者生活支援センター事業           | 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークの構築・高度化に向け、圏域関係者の調整・指導など広域的支援を行うことにより、相談支援体制を中心とした地域の支援体制の整備を推進する。         | 地域の障害者自立支援協議会を中心とした地域のネットワークの構築に向け、各福祉圏域関係者の調整・指導など広域的支援を行うことにより、相談支援体制を中心とした地域の支援体制の整備を推進する。   | 42,000         | 42,000       | 障害福祉課      |
| 31                   | I-3   |          |       | 女性のつながりサポート事業           | 孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復することができるよう、相談支援を行うことで、女性の属性に応じた必要な支援につなげる。                              | 孤独・孤立で不安を抱える女性に対し、居場所の提供等を行うことで必要な行政等の支援につなげ、社会とのつながりを回復できるように支援するとともに、経済的な理由等から生理用品の入手に苦勞されている方に生理用品の提供を行う。  | 7,252          | 4,704        | 女性活躍推進課    |
| 32                   | I-3   |          |       | SNSを活用した若年女性相談事業        | 若年女性が普段使い慣れているツールであるSNSアプリ(LINE)を活用し、若年女性を対象にした相談事業を実施する。  | ・令和6年4月1日～令和7年3月31日 毎日16:00～22:00   | 1,256          | 1,251        | 男女共同参画センター |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番                          | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                    | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課     |
|-----------------------------|-------|----------|-------|------------------------|--|---|----------------|--------------|---------|
| 33                          | I-3   |          |       | 訓練手当の支給                | 就職困難者(母子家庭の母・障害者等)の公共職業訓練等の受講を促進するため、訓練受講期間中の手当を支給する。  | ・公共職業訓練受講者のうち、母子家庭の母や障害者等、就職困難者に該当する者に対して、訓練手当を支給する。<br>支給者 22人   | 20,360         | 8,019        | 労働雇用政策課 |
| 小計                          |       |          |       |                        |  |   | 305,007        | 264,050      |         |
| <b>I-(4)防災における男女共同参画の推進</b> |       |          |       |                        |  |   |                |              |         |
| 34                          | I-4   |          |       | 女性の参画による防災力向上事業        | 令和元年度「滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会」において残された課題や新たな課題を整理するとともに、防災への女性参画に関するについて県民をはじめ幅広い主体と情報共有、意見交換を行う。                                | ・意見交換会を設置し、専門的・客観的見地から、残された課題や新たな課題について意見・助言を得た。<br>・関係機関・団体を対象にワークショップを開催し、参加者間で防災への女性参画等に関する課題について議論し、解決策を検討した。               | 164            | 56           | 防災危機管理課 |
| 小計                          |       |          |       |                        |  |   | 164            | 56           |         |
| <b>I-(5)人生100年時代の健康づくり</b>  |       |          |       |                        |  |   |                |              |         |
| 35                          | I-5   |          |       | 母子保健対策推進事業             | 妊娠、出産、育児に対して適切な指導と援助を行うため、健康相談・健康教育、調査、課題検討等を行う。   | ・母子保健対策事業<br>・妊娠出産包括支援事業<br>・ハイリスク妊産婦・新生児援助事業<br>・旧優生保護法一時金支給等事務  | 10,173         | 9,054        | 子育て支援課  |
| 36                          | I-5   |          |       | 地域自殺対策強化事業             | 近年社会問題となっている自殺の増加に対し、予防対策の検討、うつ病についての正しい知識の普及啓発、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実等を行い、自殺者の減少を図る。   | ・SNS(ツイッター、リスティング広告)を活用した自殺予防情報発信事業の実施<br>・若年層や働き盛り世代が相談しやすい夜間休日の対面型相談窓口の設置(こころのほっと相談事業)、精神医療関係者の治療支援の質の向上を目指したうつ病治療等向上研修事業の実施。 | 49,523         | 49,044       | 障害福祉課   |
| 37                          | I-5   |          |       | 自殺対策推進センター運営費          | 近年社会問題となっている自殺の増加に対し、予防対策の検討、うつ病についての正しい知識の普及啓発、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実等を行い、自殺者の減少を図る。   | ・自殺対策推進センターの設置(専用電話相談、自殺予防普及啓発、ゲートキーパー指導者養成等の実施)  | 12,390         | 8,735        | 障害福祉課   |
| 38                          | I-5   |          |       | 周産期保健医療対策              | 乳児死亡率、周産期死亡率等の減少を目指し新生児および周産期の妊産婦に対する保健・医療の確保と充実を図る。   | ・滋賀県周産期医療協議会<br>・緊急搬送コーディネーター事業<br>・周産期救急医療ネットワーク調査研究事業<br>・周産期母子医療センター運営事業<br>・NICU後方支援事業                                      | 259,256        | 147,546      | 医療政策課   |
|                             |       |          |       |                        |  |   | 760            | 385          | 子育て支援課  |
| 39                          | I-5   |          |       | 母子医療給付事業               | 身体に障害を有する児に対して必要な医療の給付を行うことにより患児家庭の福祉の向上を図るとともに、未熟児に対する養育医療の給付や妊産婦に対する療養看護費の支給により、母子保健水準の向上を図る。                                | ・自立支援医療費の給付<br>・未熟児への入院養育費の給付   | 22,484         | 24,590       | 子育て支援課  |
| 40                          | I-5   |          | 拡充    | 不育症検査費用助成事業            | 不育症検査(保険適応外)に対して費用助成を創設し、患者の自己負担の軽減を図る。  | —   | 300            | 0            | 子育て支援課  |
| 41                          | I-5   |          |       | エイズ予防対策事業              | 正しい知識の普及啓発、相談・検査窓口、医療体制の充実およびカウンセリング体制の整備により、患者、感染者はもとより、一般県民の不安軽減を図る。   | ・HIV、エイズの正しい知識の普及啓発<br>・相談、検査事業   | 5,564          | 2,447        | 健康危機管理課 |
| 42                          | I-5   |          |       | 風しん対策推進事業              | 風しんの感染予防やまん延防止を推進し、将来の子どもに対する健康リスクを低減させるため、妊娠を希望する女性の感染を防止することが重要である。風しん予防接種を効果的・効率的に実施するため、必要な人に抗体検査・情報提供を行う。                 | ・風しん抗体検査<br>・風しん検査の啓発、パンフレットの配布<br>・風しんに対する免疫が不十分と判断された方に対する予防接種の助成を行う市町(大津市除く)に対する経費の助成  | 14,102         | 9,672        | 健康危機管理課 |
| 43                          | I-5   |          |       | がん対策強化事業               | がん患者の就労対策等患者の不安解消と治療と生活の両立支援の取り組みや、小児・AYA世代のがん患者の診療・相談の提供体制整備を行う。  | ・がん患者の就労促進のための事業所啓発<br>・将来、子どもをもつことを望む若いがん患者に対し、妊孕性温存治療の助成<br>・小児がん患者の支援  | 10,269         | 7,583        | 健康しが推進課 |
| 44                          | I-5   |          |       | みんなでつくる「こころからの健康づくり」事業 | さらなる健康寿命の延伸に向けて、誰もが自分らしく、心身ともに健やかに暮らしていけるよう、健診の結果など客観的な数値等に裏付けられる「健康」とともに、自分自身が「健康」、「幸せ」と思える、「ひとつづくり」、「まちづくり」を、多様な主体とともに進めていく。 | ・「健康しが」共創会議の開催や、多様な主体による健康づくりにつながる取組を助成<br>・「健康しが」ポータルサイト等において健康づくりに役立つ情報を発信<br>・SNS等を活用した健康に関する若年者向け情報発信について、当事者世代による検討のうえ実施   | 14,300         | 13,690       | 健康しが推進課 |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番 | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                          | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)  | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課     |
|----|-------|----------|-------|------------------------------|--|--|----------------|--------------|---------|
| 45 | I-5   |          | 拡充    | 性と健康の相談センター事業                | プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を図り、健康管理を促すための相談事業や相談支援体制について検討を行う。 | ・子育て・女性健康支援事業<br>・妊婦専門相談センター事業<br>・不安を抱えた若年妊婦等支援事業<br>・性と健康の相談等検討会 | 20,796         | 20,680       | 子育て支援課  |
| 46 | I-5   |          |       | 出産・子育て応援交付金事業                | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、市町が実施する伴走型相談支援事業、出産・子育て応援ギフト事業の実施を支援する。  | 市町に対する出産・子育て応援交付金の交付   | 187,400        | 184,800      | 子育て支援課  |
| 47 | I-5   |          |       | がん対策推進基金事業(がん患者のピアランスサポート事業) | がん治療に伴う外見変化へのサポートを行う。  | ・がん患者のピアランスサポート事業  | 3,358          | 2,849        | 健康しが推進課 |
| 小計 |       |          |       |                              |  |  | 610,675        | 481,075      |         |

重点施策II:あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

II-(1)企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速

|    |      |   |   |                                   |   |   |       |       |         |
|----|------|---|---|-----------------------------------|---|---|-------|-------|---------|
| 48 | II-1 | ★ |   | 仕事と生活の調和・女性活躍推進会議が                | 行方使、地域団体が連携・協働し、一体となって仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組むとともに、社会的機運の醸成を図る。   | 会議の開催による情報共有・意見交換   | 36    | 0     | 女性活躍推進課 |
| 49 | II-1 | ★ |   | 滋賀県女性活躍推進企業認証制度                   | 女性の活躍推進に取り組む企業等を認証し、その取組状況について公表することで、企業等における女性の活躍状況を「見える化」し、女性の活躍推進に向けた企業の自主的な取組を促進する。                             | 女性活躍推進企業認証制度の周知および認証企業の公表等  | 166   | 64    | 女性活躍推進課 |
| 50 | II-1 |   |   | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる女性活躍推進の取組の加点評価 | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる主観点数の評価において、「女性活躍推進」の取組を加点評価する。  | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる主観点数の評価において、「女性活躍推進」の取組を加点評価する。  | 0     | 0     | 監理課     |
| 51 | II-1 |   |   | 総合評価方式入札における若手・女性技術者に対する評価項目の追加   | 総合評価方式での建設工事等の入札について、一部のタイプにおいて「若手・女性技術者の配置」を加点評価する。  | 総合評価方式での建設工事等の入札について、一部のタイプにおいて「若手・女性技術者の配置」を加点評価する。  | 0     | 0     | 技術管理課   |
| 52 | II-1 | ★ |   | 働く女性のハッピー・キャリアセミナー開催事業            | 働く場における女性の活躍を推進するため、働く女性自身の資質向上や意欲高揚につながるセミナーを開催する。   | 県内企業で働いている女性(このまま働き続けることや仕事と生活の両立に悩む方)を対象としたセミナーの開催   | 222   | 219   | 女性活躍推進課 |
| 53 | II-1 | ★ | 新 | 北の近江・女性活躍加速化事業                    | 県北部地域の就労中の女性が就労継続や正規雇用を目指すよう、企業と女性向けに意識改革を促し、税・社会保障制度を理解するための事業を実施し、県北部地域の人材確保につなげる。                                | 県北部地域の企業を対象に女性社員および人事担当者等のための研修を行い、職場の女性活躍推進について考える講座や、税・社会保障制度について理解を深めるための講座を開催した。                                    | 1,574 | 1,020 | 女性活躍推進課 |
| 54 | II-1 | ★ | 新 | 明日のおうみ女性リーダー育成プロジェクト              | 女性の人材登用を進める力となる企業トップ層の意識改革を進めるとともに、女性自身の不安や悩みの軽減、解消やマネジメント力等のリーダーに必要なスキルの向上を図ることで、企業と女性自身の両側面から女性人材の登。用に向けアプローチを図る。 | 企業のトップ層に対しては、事例発表やパネルディスカッション等のセミナーに加え、県内企業の先進事例をまとめたパンフレットによる啓発を実施。また、女性管理職およびその予備層を対象に、交流とマネジメント力等のスキルアップセミナーを2回開催した。 | 1,978 | 1,321 | 女性活躍推進課 |
| 小計 |      |   |   |                                   |   |   | 3,976 | 2,624 |         |

II-(2)政治分野・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進

|    |      |  |  |                             |  |   |    |    |                   |
|----|------|--|--|-----------------------------|--|---|----|----|-------------------|
| 55 | II-2 |  |  | 選挙啓発事業                      | 女性の政治意識の向上と政治参加の促進を図るため、女性リーダー選挙講座を開催する。                                 | 女性リーダー選挙セミナー<br>期日:令和7年1月24日(金)<br>参加人数:45名(会場25名、ウェブ20名) | 60 | 57 | 市町振興課(選挙管理委員会事務局) |
| 56 | II-2 |  |  | G-NETほっとセミナー(研修講座事業・No.4再掲) | 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供するとともに、地域や職場、団体等におけるリーダー層の育成と取組能力の向上を図るための研修講座を開催する。 | ・G-NET ほっとセミナー(5回)<br>No.4の再掲                             | 再掲 | 再掲 | 男女共同参画センター        |
| 小計 |      |  |  |                             |  |   | 60 | 57 |                   |

II-(3)農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進

|    |      |   |  |                 |  |  |     |     |           |
|----|------|---|--|-----------------|--|--|-----|-----|-----------|
| 57 | II-3 | ★ |  | 農業・農村男女共同参画推進事業 | 農村女性の主体的活動の誘導・支援を通じた能力向上を図るとともに、農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進する。 | 男女共同参画に関する知識習得のための口座や女性農業者の活躍の現状・農業経営・6次産業化に関する知識の習得および活用のための講座を開催した。<br><br>人材育成、能力向上講座の実施<br>12回 参加者数 のべ383名 | 341 | 191 | みらいの農業振興課 |
|----|------|---|--|-----------------|--|--|-----|-----|-----------|

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番                                 | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名               | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)  | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課        |
|------------------------------------|-------|----------|-------|-------------------|---|--|----------------|--------------|------------|
| 58                                 | II-3  | ★        | 拡充    | 女性が変える未来の農業推進事業   | 県内女性農業者の交流の場を設け、次世代を担う女性農業者リーダーの育成を図るとともに、主に男性農業者を対象にアンコンシャス・バイアス研修会を開催し、ジェンダーフリーの意識醸成を図る。                              | 県内女性農業者間のつながりを形成と次世代を担う女性農業者リーダーの発掘のため、県外で活躍する女性農業者を講師として講演と意見交換会を実施した。また、主に男性農業者を対象にアンコンシャス・バイアス研修会を開催し、ジェンダーフリーの意識醸成を図った。<br>「しがアグリウーマン交流セミナー」14名<br>「女性活躍のための理解促進セミナー」50名   | 1,000          | 568          | みらいの農業振興課  |
| 59                                 | II-3  | ★        | 拡充    | 女性新規就農者確保事業       | 先輩農業者との交流会、現地見学ツアー、農業短期研修を行うことで農業を始めたいイメージを具体化するとともに、女性農業者の学びとつながりづくりを目的としたミニ講座を実施することで女性の農業への挑戦を促す。                    | 農業に関心のある女性、就農を目指す女性を対象に、女性農業者との座談会、農場見学バスツアー、農業短期研修を実施した。また、女性農業者を対象に学びとつながりの場としてミニ講座を実施した。<br>「座談会&農場見学バスツアー」全4回 参加者計42名<br>「農業短期研修」参加者計3名<br>「学びのミニ講座」計4回 参加者計33名  | 2,000          | 2,000        | みらいの農業振興課  |
| 60                                 | II-3  | ★        |       | 女性アスリート・指導者育成支援事業 | 女性が安心してスポーツを続けられる環境を整備し、競技を継続する女性アスリートや指導者を増やすとともに、将来スポーツ界における意思決定過程に関わる女性のリーダーを養成し、女性の活躍の場の拡大充実を図る。                    | (1)女性アスリート支援講座<br>女性アスリート・指導者等を対象とした講演会を実施し、女性アスリート特有の課題への適切な指導法、対策法を考えるきっかけとした。<br>※ 具体的内容：「月経対策」に重きを置いた講演<br>多くの選手が、月経によるコンディションの違いを自覚しながら日々活動している中で、基本的なことから対策策まで今後の活動に活かせる内容であった。<br>(2)育児期のアスリート・指導者支援<br>育児期のアスリート・指導者に対し、託児サービス料等の補助を実施した。<br>7競技8名<br>(3)女性アスリート特有課題への対策費補助<br>女性アスリート特有の健康課題（月経課題等、女性アスリートの三主徴との関連性が認められるもの）を抱えるアスリートに対し、通院や薬の処方に係る費用の補助を実施した。<br>4競技7名 | 1,300          | 628          | 国スポ・障スポ大会局 |
| 61                                 | II-3  | 一部★      |       | 建設産業魅力発信事業        | 若い世代や女性に建設産業の魅力等を発信し、社会的認知度の向上を図るとともに、若手、女性技術者の就業意欲の向上のために、若手・女性技術者の表彰を行う。  | 若手・女性技術者土木交通部長表彰を実施<br>→「滋賀けんせつみらいフェスタ2024」のステージ企画の中で表彰  | 68             | 9            | 技術管理課      |
| 62                                 | II-3  | 一部★      |       | 地域を支える建設産業魅力アップ事業 | 官民が一体となって建設産業の魅力発信、イメージアップを図る事業を展開し、若手、女性入職者の拡大を図り、建設産業の活性化を進めることにより、活力ある県土づくり、安全・安心社会の実現をめざす。                          | (1)魅力発信事業<br>○「滋賀けんせつみらいフェスタ2024」「出前けんせつみらいフェスタ」の開催<br>○現場見学会の実施<br>○ものづくり体験の実施<br>(2)広報事業<br>○広報物の作成、活用<br>○出前授業の実施<br>(3)担い手の育成確保支援事業<br>○セミナーの開催<br>○女性活躍推進事業   | 6,403          | 6,403        | 技術管理課      |
| 63                                 | II-3  |          |       | 建設業者指導事務          | 県内の建設産業において、女性技術者を含めた若手技術者の確保・育成を図るため、働きやすい職場環境づくりや処遇改善を推進するための意識改善講習会を行う。  | —  | 委託事業の一部        | 0            | 監理課        |
| 64                                 | II-3  | ★        |       | 消防職員特別教育女性消防職員教育  | 「女性活躍推進」を目的とし、女性消防職員の今後の職域拡大に向け、消防職員の意識改革を図る  | 県内消防(局)本部に在籍する消防職員を対象に、「女性活躍推進」を目的とした講演を実施。講演後は講師を交えて意見交換を行った。<br>実施日：令和6年10月24日(木)<br>場所：滋賀県消防学校<br>入校者：12名   | 0              | 0            | 消防学校       |
| 65                                 | II-3  |          |       | 女子中高生の理系進路選択プログラム | 理系進路に関心や知識がない女子中高生から、既に理系進路を視野に入れた女子中高生まで、それぞれのレベルや興味に合わせて選択的、段階的に参加できるイベントを企画し、理系進路選択への動機付けや意思決定を行うための情報を提供することを目的とする。 | 「理系的思考体験」「職場交流体験」「キャリアスキル体験」「わくわく夏休み自由研究お助け隊」「サイエンスフェスタ」のイベントを実施。女子中高生のみならず保護者・教員にも働きかけ、理系分野への進路を主体的に選択できるよう支援した。  | 0              | 0            | 女性活躍推進課    |
| 小計                                 |       |          |       |                   |   |  | 11,112         | 9,799        |            |
| 重点施策Ⅲ：一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現          |       |          |       |                   |   |  |                |              |            |
| Ⅲ-(1) 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援 |       |          |       |                   |   |  |                |              |            |
| 66                                 | III-1 | ★        |       | 不妊治療と仕事の両立支援事業    | 不妊治療と仕事の両立に向けた機運醸成を図るため、企業向けに啓発事業を行う。   | ・上司や同僚等の理解促進のための啓発<br>・職場の環境整備支援   | 237            | 3            | 子育て支援課     |
| 67                                 | III-1 |          |       | 滋賀県労働相談所の設置       | 企業における労働条件、労使関係および雇用問題を中心に、労使双方からの相談に応じることで労使関係の安定を図る。  | ・コラボしが21内に設置<br>滋賀県社会保険労務士会に委託<br>・R6年度 相談件数555件   | 2,980          | 2,947        | 労働雇用政策課    |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番 | プラン<br>体系 | Cheer<br>PJ | 新規・<br>拡充 | 事業名   | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度<br>当初予算額<br>(千円) | 令和6年度<br>決算額<br>(千円) | 担当課         |
|----|-----------|-------------|-----------|---|---|---|------------------------|----------------------|-------------|
| 68 | Ⅲ-1       | ★           |           | 滋賀マザーズジョブ<br>ステーション事業                                 | 出産や子育てによる離職<br>後、再就職を希望する女性<br>や仕事と子育ての両立に悩<br>む女性、社会へ一歩踏み出<br>したい女性を対象に、相談<br>から職業紹介までの就労支<br>援をワンストップで行う<br>「滋賀マザーズジョブス<br>テーション」を近江八幡と<br>草津駅前で開催する。   | ・就労支援相談(就労相談カウンセリング・両立支援相談)<br>・母子家庭等就業・自立支援センター<br>・子育て期の求職期間中や職業訓練中の一時預かりの実施<br>・湖北地域への出張相談(月3回)<br>・県内各地域でのセミナー&お仕事相談会の開催<br>・保活直前!お仕事探し応援ウィークの実施                  | 53,366                 | 52,928               | 女性活躍推<br>進課 |
| 69 | Ⅲ-1       | ★           |           | 女性のわくわく応援<br>事業                                       | 主に子育て中の女性をター<br>ゲットに就労への関心を喚<br>起する広報啓発を実施し、<br>滋賀マザーズジョブステー<br>ションでの就労相談等の活<br>用を促し、女性の就労開始<br>を応援する。  | ○お仕事体験DAY<br>子育て期の女性を対象に、託児付の短期のお仕事体験を実施。<br><br>○再就労支援冊子作成   | 3,047                  | 2,409                | 女性活躍推<br>進課 |
| 70 | Ⅲ-1       | ★           | 新         | 北の近江・女性IT基<br>礎スキル向上事業                                | 県北部地域の子育て中の女<br>性等が自信をもって再就労<br>にチャレンジできるよう、<br>就労を後押しする事業を実<br>施し、県北部地域の人財確<br>保につなげる。   | 県北部地域の女性を対象にIT基礎スキルを学ぶ場を提供した。   | 2,011                  | 1,405                | 女性活躍推<br>進課 |
| 71 | Ⅲ-1       | ★           |           | 子育て女性等職業能<br>力開発事業                                    | 子育て中の女性は育児と能<br>力開発の両立が困難で訓練<br>が受講しにくいと、不安<br>なく就職に向けた能力開発<br>を行うための訓練を実施す<br>る。   | ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の実施<br>①子育て家庭支援コース(2か月もしくは3か月訓練)<br>集合訓練:令和6年度開講なし<br>その他に、知識等習得コースに託児枠(2人)を設ける(6コース)。<br>受講者1人、修了者1人、就職者1人<br>②女性の再チャレンジ支援コース(2か月訓練)<br>令和6年度開講なし | 26,533                 | 289                  | 労働雇用政<br>策課 |
| 72 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 医師確保総合対策事<br>業<br>(女性医師の働きや<br>すい環境づくり)               | 女性医師が育児等と両立し<br>ながら働き続けられる職場<br>環境の整備を促進する。   | ・女性医師等の仕事と家庭の両立を目指した勤務環境改善支援補助事業(予<br>算額は勤務環境改善支援事業の総額)   | 161,546                | 139,449              | 医療政策課       |
| 73 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 滋賀県医師キャリア<br>サポートセンター運<br>営事業<br>(女性医師ネット<br>ワーク運営事業) | 女性医師ネットワークを通<br>じて、女性医師の勤務環境<br>の改善等に向けた情報交換<br>や相互の連携を促進する。  | ・滋賀県医師キャリアサポートセンター運営委託事業(女性医師ネットワ<br>ーク運営委託事業)<br>(再掲 予算額は通番76に記載)  | -                      | -                    | 医療政策課       |
| 74 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 滋賀県医師キャリア<br>サポートセンター運<br>営事業<br>(女性医師の継続就<br>労支援)    | 滋賀県医師キャリアサポー<br>トセンターに相談窓口を設<br>け、女性医師の継続就労や<br>キャリア形成などを支援す<br>る。  | ・滋賀県医師キャリアサポートセンター運営委託事業(女性医師の継続就<br>労支援)<br>(予算額は滋賀県医師キャリアサポートセンター運営委託事業の総額)   | 42,451                 | 39,264               | 医療政策課       |
| 75 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 地域医師確保促進事<br>業(復職支援等研修<br>事業補助金)                      | 医師の離職防止および地域<br>偏在の解消を図るため、県<br>内医療機関が実施する次に<br>掲げる費用に対して補助を<br>行う。<br>①産育休や介護等の理由に<br>より一定期間離職していた<br>医師を対象とした、医療現<br>場への復帰に必要な研修費<br>用<br>②定年退職した医師、基礎<br>医学・社会医学を専門とし<br>てきた医師、定年前であつ<br>ても地域医療への貢献を望<br>む医師等を対象とした、地<br>域において幅広い疾患等に<br>対応できる総合的な診療能<br>力を身に付けること等を目<br>的とする、「キャリアアチェ<br>ンジ」・「セカンドキャリ<br>ア形成」のための研修費用 | ・復職支援等研修事業補助金<br>(予算額は①と②を合わせた総額)   | 9,600                  | 4,700                | 医療政策課       |
| 76 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 看護職員確保等対策<br>費  | 医療の高度化・専門分化に<br>対応するため、看護職員の<br>資質向上をはかるととも<br>に、看護職員の養成、確<br>保、定着、再就業促進等の<br>対策を総合的に推進し、看<br>護職員の充足に努める。<br>在宅医療福祉を担う看護職<br>員の確保・養成を推進す<br>る。  | ・看護職員資質向上事業<br>・看護職員養成事業<br>・看護職員確保定着事業   | 255,194                | 234,409              | 医療政策課       |
| 77 | Ⅲ-1       | 一部<br>★     |           | 地域医療総合確保事<br>業  | 医療の高度化・専門分化に<br>対応するため、看護職員の<br>資質向上をはかるととも<br>に、看護職員の養成、確<br>保、定着、再就業促進等の<br>対策を総合的に推進し、看<br>護職員の充足に努める。<br>在宅医療福祉を担う看護職<br>員の確保・養成を推進す<br>る。<br><br>※H27より事業の一部を<br>「地域医療介護総合確保基<br>金」事業として実施   | ・地域医療介護のための看護職員資質向上事業<br>・地域医療介護のための看護職員養成事業<br>・地域医療介護のための看護職員確保定着事業<br>・地域医療介護のための潜在看護力活用事業   | 284,353                | 253,834              | 医療政策課       |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番                | プラン<br>体系 | Cheer<br>PJ | 新規・<br>拡充 | 事業名  | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)  | 令和6年度<br>当初予算額<br>(千円) | 令和6年度<br>決算額<br>(千円) | 担当課        |
|-------------------|-----------|-------------|-----------|--|--|--|------------------------|----------------------|------------|
| 78                | Ⅲ-1       |             |           | 潜在看護師再チャレンジ研修会の実施                            | 看護師資格を持ちながら看護師として職務に就いていない潜在看護師を対象に研修を実施し、看護師としての再就職を支援する。   | 潜在看護師を対象とした研修会の実施。<br>令和6年度は実施なし。  | 0                      | 0                    | 病院事業庁      |
| 79                | Ⅲ-1       | 一部★         |           | 介護・福祉人材確保緊急支援事業                              | 福祉人材センターが持つ無料職業紹介機能や離職した介護福祉士等の届出制度を中心として、介護・福祉分野への幅広い人材の参入、雇用のマッチング、新任職員の育成、キャリア形成まで一貫した支援体制を構築する。  | ・介護職場の魅力や介護職員を支援する制度の広報啓発<br>・地域・学校等における対話型交流会の開催<br>・介護に関する入門的研修の実施<br>・福祉の職場体験の推進<br>・キャリア支援専門員による求職者に応じた個別支援<br>・介護・福祉就職フェアの開催<br>・潜在有資格者等の再就業支援<br>・他事業所職員とのネットワーク形成<br>・メンター制度等の職場内の支援体制の強化<br>・現職職員を対象とした専用相談ダイヤルの運用<br>・事業所のサービス向上、職場環境改善に向けた支援 | 53,825                 | 53,825               | 医療福祉推進課    |
| 80                | Ⅲ-1       | ★           |           | しが介護職員定着等推進事業者登録制度の運用                        | 介護人材の確保・定着・育成に向けて、働きやすい職場環境や労働条件の整備などに積極的に取り組む介護サービス事業者を登録し、取組を公表する。   | 登録制度の周知および登録事業者の取組内容の県HPでの公表   | 0                      | 0                    | 医療福祉推進課    |
| 81                | Ⅲ-1       | ★           |           | 保育士・保育所支援センター運営事業                            | 潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就業継続のサポート等を行う。「保育士・保育所支援センター」を運営する。  | 保育士・保育所支援センターの運営<br>・保育人材バンクによる就労支援<br>・就業継続支援アドバイザーによる相談業務<br>・就職フェアや研修会の開催<br>・保育士イメージアップ広報<br>・保育士有資格者登録制度の周知   | 30,193                 | 35,313               | 子育て支援課     |
| 82                | Ⅲ-1       | ★           |           | 保育士修学資金貸付事業                                  | 保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図る。また、卒業後に県内の保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、県内保育所等に勤務する保育士の増加を図る。                                      | 貸付金の内容<br>○保育士養成校修学者<br>入学準備金 200,000円<br>修学資金1,200,000円(月額50,000円×12月×2年)<br>就職準備金200,000円<br>○潜在保育士<br>就職準備金400,000円<br>保育料の半額(上限27,000円/月×12月) 等  | 28,624                 | 16,639               | 子育て支援課     |
| 小計                |           |             |           |  |  |  | 953,960                | 837,414              |            |
| Ⅲ-(2)多様で柔軟な働き方の実現 |           |             |           |  |  |  |                        |                      |            |
| 83                | Ⅲ-2       |             |           | 淡海ネットワークセンター支援事業                             | 地域づくりやまちづくり、福祉・環境、文化等の様々な分野における県民の自主的な社会活動を総合的に支援する(公財)淡海文化振興財団の運営に対して補助する。  | ・情報提供事業<br>情報交流誌の発行、メールマガジンの配信<br>・市民活動促進基盤強化事業<br>団体の運営、法人の設立、多様な事業からの収入を得るための事業化相談などの組織運営全般に関する相談対応、NPO法人に関する相談・指導業務、労働者協働組合に関する相談対応<br>・人材育成事業<br>地域プロデューサーを養成する「おうち未来塾」の運営<br>・未来ファンドおうち助成事業   | 47,000                 | 48,848               | 県民活動生活課    |
| 84                | Ⅲ-2       |             |           | アントレプレナー養成講座                                 | コミュニティビジネス(CB)の創出を促進するため、地域資源を活用したCBを展開している社会起業家、NPO等に対して経営基盤強化に向けた支援を行う。  | アントレプレナー養成講座の開催経費を補助<br>・開催回数 23回  | 479                    | 302                  | 商工政策課      |
| 85                | Ⅲ-2       |             |           | 小規模事業経営支援事業費補助金                              | 若手後継者等育成事業費内の提案公募型事業メニュー<br>①地域振興調査研究事業<br>②地域人材育成事業<br>③まちおこし事業   | 商工会の女性部が実施する、自身のスキルアップを目的としたセミナー、地元の特産品開発等に対して、9/10の補助を行う。<br><br>【令和6年度取組事例】<br>・SNSセミナー<br>・地域資源を活用した特産品開発   | 9,000                  | 6,114                | 中小企業支援課    |
| 86                | Ⅲ-2       | ★           |           | 女性の起業トータルサポート事業(女性の起業応援事業)                   | 女性の起業を一貫して応援する拠点施設「女性の起業応援センター」として、総合的な起業応援を行う。  | ・女性の起業支援セミナー20回<br>・起業家交流会1回<br>・女性のコワーキング・チャレンジオフィスの運営<br>・オンライン起業相談24回<br>・無料託児  | 4,016                  | 3,563                | 男女共同参画センター |
| 87                | Ⅲ-2       | ★           |           | 女性の起業トータルサポート事業(女性の起業ポータルサイトのためのオンラインマルシェ事業) | インターネットを通じた市場「オンラインマルシェ」に出店するための手法を学ぶ実践的なセミナー等を託児付きで開催する。  | ・デジタルスキル獲得講座の開催(入門編、実践編)<br>・チャレンジオンラインマルシェの開催<br>・無料託児  | 3,589                  | 2,654                | 男女共同参画センター |
| 88                | Ⅲ-2       | ★           |           | 女性の起業トータルサポート事業(女性の起業ポータルサイト運営事業)            | 県内外の女性の起業事例や助成金などの情報、各地で開催される支援セミナーや相談会などの情報を収集し、発信する「女性の起業ポータルサイト」を運営し、起業にチャレンジしたい女性や起業後さらにステップアップしたい女性が効率よく情報にアクセスできるように必要とする情報を一元的に収集・発信する。 | ・「女性の起業ポータルサイト」の運営<br>・起業好事例記事作成<br>・サイト周知用ポスターの作成   | 1,042                  | 838                  | 男女共同参画センター |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番 | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                   | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課     |
|----|-------|----------|-------|-----------------------|---|---|----------------|--------------|---------|
| 89 | Ⅲ-2   | ★        |       | 中小企業金融対策費・開業資金(女性創業枠) | 女性の創業を積極的に支援するため、開業資金に「女性創業枠」を設け、開業を目指す女性や開業後間もない女性を対象として、資金面での支援を行う。 | 開業資金のR6年度新規貸付実績<br>件数：208件、金額：1,025,230千円<br>開業資金のうち女性創業枠のR6年度新規貸付実績<br>件数：37件、金額：127,800千円 | 135,449        | 84,618       | 中小企業支援課 |
| 90 | Ⅲ-2   | ★        |       | 女性の多様な働き方普及事業         | 育児や介護等の理由により外で働くことが困難な場合の働き方の選択肢として在宅ワークを普及する。                        | ①スキルアップセミナー+ワーカー交流会<br>②企業とのマッチング交流会  | 1,826          | 1,454        | 女性活躍推進課 |
| 小計 |       |          |       |                       |   |   | 202,401        | 148,391      |         |

Ⅲ-(3) 仕事と生活の両立ができる環境づくり

|     |     |   |           |                                  |  |   |         |        |            |
|-----|-----|---|-----------|----------------------------------|--|---|---------|--------|------------|
| 91  | Ⅲ-3 | ★ |           | 両立支援制度普及啓発                       | 仕事と生活の調和にかかわる制度の普及を行う。   | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業登録<br>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に取り組んでいる企業を登録し、広く紹介する。<br>・育児休業のしおりほか啓発資料の作成・配布   | 405     | 220    | 労働雇用政策課    |
| 92  | Ⅲ-3 | ★ |           | 中小企業働き方改革推進事業                    | 県内中小企業等における働き方改革を推進するため、働き方改革への理解を高め、関心を深める取組を行う。  | 働き方改革に取り組もうとする企業のサポート診断や提案等を行うことにより、中小企業者等における計画的な働き方の改革を促進する。  | 3,100   | 1,895  | 労働雇用政策課    |
| 93  | Ⅲ-3 | ★ | 新(R5.1補正) | 中小企業等の賃上げ・人材確保に向けた環境整備応援事業       | 中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図るため、計画的な方針のもと賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しを実施する県内中小企業を支援する。  | ・社会保険労務士が行う就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費を補助し、県内中小企業を支援する。<br>・R6年度 補助金申請件数182件  | 108,218 | 16,751 | 労働雇用政策課    |
| 94  | Ⅲ-3 |   |           | 滋賀労働の発行                          | 雇用の分野における各種法令、制度や事業を広く事業者および勤労者に周知・啓発する。   | ・年4回発行<br>・各回、4,000部紙面発行するとともに、希望先にメール配信を行う。  | 1,961   | 1,940  | 労働雇用政策課    |
| 95  | Ⅲ-3 | ★ |           | イクボス宣言企業登録                       | 「イクボス宣言」を行った企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を後押しする。                               | イクボス宣言企業登録の周知、および登録の推進  | 0       | 0      | 女性活躍推進課    |
| 96  | Ⅲ-3 | ★ |           | 産業分野における女性の課題解決推進事業              | 女性特有の健康課題等をテクノロジーで解決する製品やサービスの開発を支援、促進するとともに、女性技術者・研究者の活躍支援により優秀な女性人材の育成・確保につなげる。                                | 事業目標：セミナー参加機関数 20機関/回<br>第1回：14名(オンライン) 第2回：15名(オンライン) 第3回：16名(リアル)<br>20機関の参加に対しては未達であるも昨年度よりセミナー回数、参加者共に上回った。<br>事業KPI：事後アンケートにおける肯定的意見80%/回<br>第1回 90% 第2回 88% 第3回 100%<br>全3回の平均で9割以上が「満足」以上の回答を得られた。 | 319     | 19     | イノベーション推進課 |
| 97  | Ⅲ-3 |   |           | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる次世代育成の取組の加点評価 | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる主観点数の評価において、「次世代育成」の取組を加点評価する。  | 滋賀県建設工事入札参加資格審査にかかる主観点数の評価において、「次世代育成」の取組を加点評価する。   | 0       | 0      | 監理課        |
| 98  | Ⅲ-3 |   |           | 社会政策推進に配慮した入札等の実施                | 総合評価一般競争入札、プロポーザル方式における落札者決定基準等に、ワーク・ライフ・バランスの推進や、次世代育成にかかる取組を評価に付加するよう、実施要領を定めている。                              | 総合評価一般競争入札、プロポーザル方式における落札者決定基準等に、「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていることを評価するよう実施要領を定めている。   | 0       | 0      | 管理課        |
| 99  | Ⅲ-3 |   |           | 病児保育施設整備事業費補助金                   | 病児保育施設の施設整備を行う。  | 病児保育施設の施設整備を実施<br>1市  | 18,768  | 11,940 | 子育て支援課     |
| 100 | Ⅲ-3 | ★ |           | 子育て支援環境緊急整備事業                    | 待機児童の解消や保育環境の改善のために行う民間保育所等の整備等に対して助成を行うとともに、市町が実施する各種の子育て支援事業に対して助成する。  | 認定こども園環境整備(35施設)<br>幼保連携型認定こども園ICT環境整備(32施設)  | 57,231  | 26,981 | 子育て支援課     |
| 101 | Ⅲ-3 |   |           | 保育士キャリアアップ研修事業                   | 保育士等の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のための研修を実施する。   | ・副主任保育士・専門リーダー等および職務分野別リーダー等に対する研修を実施<br>・8分野実施(1分野15時間)<br>・会場形式(概ね1分野3会場)およびeラーニング形式で実施<br>・延べ受講者：3,323人  | 19,730  | 19,715 | 子育て支援課     |
| 102 | Ⅲ-3 |   | 拡充        | 放課後児童クラブ質の向上研修事業                 | 放課後児童支援員が、業務を遂行する上で必要な知識・技能等を習得するための「認定資格研修」を行うとともに、資質・専門性の向上を図る「資質向上研修」を実施し、職場環境の改善を図るための「施設長研修」、「事故防止研修」を実施する。 | 【認定資格研修】<br>16科目24時間の研修を3回実施<br>修了者数(一部修了含む)：304名<br>【資質向上研修】<br>16科目24時間<br>修了者数(一部修了含む)：363名<br>【施設長研修】<br>2時間30分の研修を1回実施<br>延べ参加者数：122名 など   | 8,349   | 8,190  | 子育て支援課     |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番  | プラン<br>体系 | Cheer<br>PJ | 新規・<br>拡充 | 事業名                | 事業概要  | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度<br>当初予算額<br>(千円) | 令和6年度<br>決算額<br>(千円) | 担当課            |
|-----|-----------|-------------|-----------|--------------------|---|---|------------------------|----------------------|----------------|
| 103 | Ⅲ-3       |             | 拡充        | 地域子育て支援事業          | すべての子育て家庭を対象に、多様なニーズに応じた子育て支援事業を行う市町に対して、経費を補助する。   | 地域子育て拠点事業・・・93か所<br>利用者支援事業・・・71か所<br>病児・病後児保育事業・・・121か所<br>延長保育・・・269か所<br>放課後児童健全育成事業・・・584単位 など                                      | 2,540,144              | 2,495,308            | 子育て支援課         |
| 104 | Ⅲ-3       |             |           | 放課後児童クラブ施設整備事業費補助金 | 放課後児童クラブの施設整備を行う。   | 放課後児童クラブの施設整備を実施<br>4市町8施設  | 25,430                 | 20,614               | 子育て支援課         |
| 105 | Ⅲ-3       |             |           | 子育て支援員養成事業         | 子育て支援活動に興味を持っている人材を対象として、子育て支援に関する知識やスキルをより一層深めるための学習機会を設け、子育て支援活動の推進を図る。   | 基本研修<br>・専門研修(地域型保育・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業・利用者支援事業基本型・利用者支援事業特定型・地域子育て支援事業)  | 4,425                  | 4,418                | 子育て支援課         |
| 106 | Ⅲ-3       |             |           | 多子世帯子育て応援事業        | 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、市町が行う第3子以降の保育料および副食費を無料化する経費を補助する。                               | 保育所、認定こども園、幼稚園および地域型保育を利用する第3子以降の乳幼児(年取470万円未満の世帯)にかかる保育料および副食費を無償化する。  | 33,738                 | 38,222               | 子育て支援課         |
| 107 | Ⅲ-3       |             |           | 低年齢児保育保育士等特別配置事業   | 1・2歳児が多く入所する保育所において、保育士加配に対し助成を行う。  | 低年齢保育保育士等特別配置 170人<br>※大津市除く  | 155,610                | 162,198              | 子育て支援課         |
| 108 | Ⅲ-3       |             |           | 施設型給付              | 保育所等に係る給付費の支給に要する費用等の一部を負担する。   | 市町の認定を受け、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)を利用した場合の給付<br>特定・教育保育施設・・・245施設   | 7,782,791              | 8,380,206            | 子育て支援課         |
| 109 | Ⅲ-3       |             |           | 地域型保育給付            | 地域型保育に係る給付費の支給に要する費用等の一部を負担する。  | 市町の認定を受け、地域型保育(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)を利用した場合の給付<br>地域型保育事業・・・133か所   |                        |                      | 子育て支援課         |
| 110 | Ⅲ-3       |             | 拡充        | 淡海子育て応援団事業         | 社会全体で子育て家庭を支える機運を醸成するため、子育てを応援するサービスを実施する事業所等を「淡海子育て応援団」として登録し、その情報を県民に発信する。  | 企業に対する淡海子育て応援団の登録促進<br>事業所数：1,716箇所(令和6年度3月末時点)<br>SNSを活用した子育て支援情報の発信<br>少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」再構築の実施                                     | 13,363                 | 13,193               | 子ども若者政策・私学振興課  |
| 111 | Ⅲ-3       |             |           | 滋賀で誕生ありがとう事業       | 滋賀県内の子育て世帯に対して、「生まれてきてくれてありがとう」「元気に育ってね」という気持ちを込めて贈りものを届け、子育ての喜びを実感していただくとともに、安心して子どもを生み育てる環境を整備することを目的として取組を行っている。 | ありがたいの贈り物のお届け 5,858件<br>ポジティブキャンペーン(しがっこマルシェ)の実施<br>参加者：約100組(約300名)  | 12,286                 | 12,286               | 子ども若者政策・私学振興課  |
| 112 | Ⅲ-3       |             |           | 学校を核とした地域力強化プラン事業  | 各市町が実施する地域住民等の参画による「地域学校協働本部」「地域未来塾」「放課後子ども教室」「土曜日の教育支援」「家庭教育支援」の地域学校協働活動を支援する。                                     | ・地域学校協働本部<br>→16市町 155本部<br>・地域未来塾<br>→7市町36教室<br>・放課後子ども教室<br>→8市町49教室<br>・土曜日の教育支援<br>→4市町30教室<br>・家庭教育支援<br>→10市町26活動                | 28,225                 | 26,855               | 教育委員会<br>生涯学習課 |
| 113 | Ⅲ-3       |             |           | 介護施設等施設整備費補助       | レイカディア滋賀高齢者福祉プランに基づき、特別養護老人ホームなどの介護施設を計画的に整備する。   | 整備実績なし  | 0                      | 0                    | 医療福祉推進課        |
| 114 | Ⅲ-3       |             |           | 地域密着型サービス等施設整備事業   | 市町が行う地域密着型特別養護老人ホーム等の整備事業に対し助成を行う。  | 地域包括支援センター 1か所<br>令和5年度からの繰越<br>・認知症高齢者グループホーム 2か所<br>・小規模多機能型居宅介護事業所 1か所   | 46,970                 | 12,390               | 医療福祉推進課        |
| 115 | Ⅲ-3       |             | 拡充        | 認知症対策等総合支援事業       | 地域において認知症高齢者や家族に適切な支援が円滑に提供される体制整備を図る。  | ・認知症疾患医療センター運営事業<br>・認知症介護指導者養成事業<br>・地域連携・多職種協働推進事業<br>・滋賀県もの忘れ介護相談室運営事業<br>・高齢者権利擁護推進事業<br>・若年性・軽度認知症総合支援事業<br>・認知症施策推進計画策定に向けた普及啓発事業 | 42,408                 | 39,624               | 医療福祉推進課        |
| 116 | Ⅲ-3       |             |           | 育児・介護休業者生活資金貸付金    | 育児・介護休業を取得した男女勤労者を対象に、休業期間中に必要な生活資金を融資し、生活の安定を図る。   | 新規貸付枠1件<br>貸付枠1,000千円   | 1,662                  | 699                  | 労働雇用政策課        |
| 小計  |           |             |           |                    |   |   | 10,905,133             | 11,293,664           |                |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番   | プラン<br>体系 | Cheer<br>PJ | 新規・<br>拡充 | 事業名                                      | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度<br>当初予算額<br>(千円) | 令和6年度<br>決算額<br>(千円) | 担当課   |
|--|-----------|-------------|-----------|--|--|---|------------------------|----------------------|---|
| <b>III-(4) 男性の家事・育児・介護等参画促進</b>                          |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| 117  | III-4     | ★           |           | G-NETカフェ<br>(男性の家事・育<br>児・介護等参画促進<br>事業) | 男女共に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が実現できる環境づくりに向けて、共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための講座を開催する。                        | しがW0・MANネット登録団体はじめ男女共同参画推進団体等と協働し、G-NETカフェとして講座を開催  | 225                    | 16                   | 男女共同参画センター  |
| 小計   |           |             |           |  |  |   | 225                    | 16                   |   |
| <b>III-(5) 性別にとらわれない選択を可能にするライフ&amp;キャリア教育</b>           |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| 118  | III-5     | ★           |           | 学校教育における<br>キャリア教育の実施                    | 将来、児童生徒が自立した社会の担い手として育つよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。<br>実施に当たっては、家庭教育協力企業・協定締結企業やしがしごと応援団、地域の事業所等に協力を依頼する。 | ・小学校<br>職場訪問、福祉体験等<br>・中学校<br>中学生チャレンジウィーク事業(5日間程度の職場体験)<br><br>・特別支援学校<br>職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業(しがしごと検定の実施、しがしごと応援団の運営等)   | 560                    | 276                  | 教育委員会<br>幼小中教育課                                     |
| 119  | III-5     |             |           | キャリア教育、進路<br>指導についての研究<br>協議会等の開催        | 小・中・高等学校、特別支援学校および市町教育委員会の担当者を対象としてキャリア教育、進路指導についての研究協議や説明を行う。                                       | ・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等キャリア教育・進路指導連絡協議会   | 0                      | 0                    | 教育委員会<br>高校教育課<br>教育委員会<br>幼小中教育課<br>教育委員会<br>特別支援教 |
| 小計   |           |             |           |  |  |   | 7,004                  | 6,297                |   |
| <b>重点施策IV: 男女共同参画意識の浸透</b>                               |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| <b>IV-(1) 男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた啓発</b> |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| 120  | IV-1      |             |           | 県政情報の提供                                  | 各種広報媒体を通じて、男女共同参画づくりに必要な情報を提供し、意識の醸成を図る。   | 各種媒体による県政情報の発信<br>1. 県広報誌「滋賀プラスワン」の発行(デジタル版含む)<br>2. テレビ・ラジオによる県政番組の放送<br><テレビ><br>テレビ滋賀プラスワン、手話タイムプラスワン、しらがテレビ<br><ラジオ><br>滋賀プラスワンインフォメーション<br>3. 新聞紙面広告<br>4. ホームページ<br>5. Facebook・Twitter | 148,487                | 140,710              | 広報課   |
| 121  | IV-1      |             |           | 普及啓発事業                                   | 男女共同参画社会づくりに向けて、家庭、地域、職場など多様な機会をとりえて、男女共同参画意識の浸透を図る。   | 国の男女共同参画週間に合わせて県市町で集中的な取組を推進する。   | 0                      | 0                    | 女性活躍推進課   |
| 122  | IV-1      |             |           | 家庭教育活性化推進<br>事業                          | 各市町で家庭教育の講座をファミリーートできる人材を養成する家庭教育ファミリーーター養成講座を年3回開催する。対象は、家庭教育支援関係者、社会教育関係団体、PTA役員等、地域で活躍する人材とする。    | ・第1回「インターネットと子育て」34名<br>・第2回「親子のコミュニケーション」19名<br>・第3回「不登校を考える」32名   | 77                     | 72                   | 教育委員会<br>生涯学習課                                      |
| 123  | IV-1      |             |           | 企業内家庭教育促進<br>事業                          | 家庭教育への関心を高め、家庭教育の向上に向けた職場づくりのために、企業および事業所と県教育委員会が協定を結び、協力して家庭教育力の向上を推進する。                            | ・企業と県教委が協定を結び、家庭教育力向上に向けた主体的な取組を推進。<br>・協定締結企業・事務所数: 1,502社   | 258                    | 257                  | 教育委員会<br>生涯学習課                                      |
| 124  | IV-1      |             |           | 青少年向け啓発                                  | 家庭、地域、学校などの場面で幼少期から男女共同参画意識の浸透を図るため学習啓発資料を作成する。  | ・小中高校生用副読本の印刷、配布<br>・活用方法の周知  | 815                    | 876                  | 女性活躍推進課   |
| 125  | IV-1      |             |           | 若い世代からのジェンダー平等推進事業                       | 学生を中心とした若者が、身近なジェンダーの問題について学び発信することを支援するとともに、未来を担う子ども達にジェンダー平等・多様性推進を教える教職員を対象とした講座を開催する。            | ・大学生を中心とした若者世代がさまざまな視点からジェンダーについて話し合い、課題解決に向けて主体的に取り組むことができるよう学習機会を提供した。また教職員を対象にジェンダー平等、多様性尊重にむけた理解を深め実践するための研修会を開催した。<br>・ジェンダー平等ミーティング 10回<br>・教職員対象講座 3回                                  | 1,538                  | 1,059                | 男女共同参画センター  |
| 小計   |           |             |           |  |  |   | 151,175                | 142,974              |   |
| <b>IV-(2) 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進</b>    |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| 126  | IV-2      |             |           | 男女共同参画推進員<br>制度                          | 県の全機関において管理的立場にある職員を男女共同参画推進員として配置し、県政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を持って取組を推進する。                              | 男女共同参画推進員研修の実施(1回)  | 70                     | 40                   | 女性活躍推進課   |
| 小計   |           |             |           |  |  |   | 70                     | 40                   |   |
| <b>IV-(3) 各分野で男女共同参画をリードする人材育成</b>                       |           |             |           |  |  |   |                        |                      |   |
| 127  | IV-3      |             |           | 県民交流エンパワー<br>メント事業                       | 男女共同参画に取り組む県民、団体等との交流、連携活動の場づくりや自主活動への支援を行う。   | ・しがW0・MANネット講座開催<br>・「G-NETしがしごと」開催 12月1日<br>・県内6センター連携事業<br>・「G-NETカフェ」開催  | 493                    | 362                  | 男女共同参画センター  |
| 128  | IV-3      |             |           | (一財)県婦人会館ゼ<br>ミナール事業補助                   | 女性の生涯にわたる様々な課題に対するセミナー・教養講座等の研修事業に補助する。  | ・しが元氣セミナー<br>→6月22日(土) 58名<br>・地域デビューリーダー講座<br>→7月20日(土) 36名<br>・婦人会館のつどい<br>→3月1日(土) 87名   | 250                    | 250                  | 教育委員会<br>生涯学習課                                      |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番             | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                           | 事業概要   | 令和6年度取組状況(実績)   | 令和6年度当初予算額(千円) | 令和6年度決算額(千円) | 担当課                   |
|----------------|-------|----------|-------|-------------------------------|--|---|----------------|--------------|-----------------------|
| 129            | IV-3  |          |       | 県地域女性団体連合会事業補助                | 青少年・高齢者問題等の対応、女性の地位向上のための県地域女性団体連合会が実施する諸事業およびまちづくりの核となる地域女性団体の資質向上や組織の活性化を図るための事業に要する経費の一部を補助する。    | ・滋賀ちふれんリーダー研修会<br>→5月25日(土)26名<br>2月14日(金)36名<br>・滋賀ちふれん研究大会<br>→3月1日(土)87名   | 360            | 360          | 教育委員会<br>生涯学習課        |
| 小計             |       |          |       |                               |  |   | 1,103          | 972          |                       |
| 計画の総合的な推進      |       |          |       |                               |  |   |                |              |                       |
| V-(1)県の推進体制の充実 |       |          |       |                               |  |   |                |              |                       |
| 130            | V-1   |          |       | 「滋賀県特定事業主行動計画」に基づく仕事と子育ての両立支援 | 「子育ては男女が協力して行うもの」等の視点を大切に、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを目指して、意識の啓発や男性の主体的な育児への取組の促進、また休暇制度等の周知に取り組んでいく。        | ・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、県庁子ども参観日の実施、子育てに係る各種制度の周知などにより子育てを支え合う職場環境づくりを推進。<br>・知事からのメッセージ発信やイクボス面談の実施、「取得計画(両立プラン)」の作成などによる男性職員の主体的な育児参画の更なる促進。<br>・育休を取得した職員本人の声や、職員が育休取得中に所属として工夫したことなどを発信。<br>・対象となる男性職員への案内・説明や育児に関する制度等の相談窓口の明確化を実施。<br>・職員個人の事情に応じて働き続けられる環境の整備を行うため、在宅勤務制度や時差出勤制度の利用促進。   | 0              | 0            | 人事課                   |
| 131            | V-1   |          |       | 自治大学校第一部特別研修                  | 中堅幹部として必要な政策形成能力および行政管理能力を修得し、かつ全体の奉仕者としての意識の向上を図るため、自治大学校へ研修派遣を行う。                                  | -   | 350            | 0            | 人事課                   |
| 132            | V-1   | ★        |       | 女性職員の活躍推進事業                   | 女性職員の活躍推進については、女性職員の能力養成や意識向上をはじめ所属長等の意識改革、育児休業取得者へのフォローが重要であることから、「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、各種研修等を行う。 | (1)キャリア形成支援研修(対象:所属長)<br>所属長として部下職員のキャリア形成の重要性を理解し、キャリア開発支援のための役割の理解や必要な能力の向上を図る。(147千円)<br><実績><br>・開催日 令和6年10月30日<br>・講師 柴田朋子講師(JUNO代表)/勝身真理子講師(滋賀県職員相談員)<br>・修了者 44名<br>(2)育休取得者のスキルアップ支援(対象:育児休業取得中の職員(男女))<br>県職員として必要な知識や技能を習得しようとする育児休業中の職員に対して、自己啓発意識の高揚と能力開発を支援し、行政能力の向上を図るとともに、育児休業後の円滑な職場への復帰を図る。(0.5千円 ※育休取得者の研修受講にあたっての保険料)<br><実績>・修了者 1名<br>(3)育児休業者職場復帰研修(対象:育児休業取得職員(職場復帰前、復帰後概ね1年以内の職員))<br>円滑な職場復帰をサポートするとともに、女性職員の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けての意識啓発の契機とする。託児も実施。(45千円)<br><実績>・開催日 令和6年11月27日 ・修了者 31名<br>(4)パパ・ママあしんミーティング<br>育児休業中の職員を対象に、職員同士の交流をとおして、日頃の悩みや復帰後の不安の軽減をはかることを目的としたオフサイトミーティングを実施。(0千円)<br><実績>・開催日 令和6年11月27日 ・参加者 21名<br>(5)女性職員相談窓口の設置、運営<br>女性職員特有の不安の解消や悩みの解決を図るため、女性の相談員が相談を受ける専用窓口を設けた。(107千円)<br><実績>・相談受付件数 8件<br>(6)その他<br>出産後女性職員への知事からの応援メッセージ等(いずれも0千円) | 468            | 300          | 政策研修センター(人事課)、行政経営推進課 |
| 133            | V-1   | ★        |       | 育児休業中職員への庁内情報提供の促進            | 育児休業中も庁内の情報が得られ、不安なく職場に復帰することができるように、育児休業中職員等が自宅等からインターネットを経由して庁内の情報を閲覧できる掲示板を整備する。                  | グループウェアの掲示板の情報を育児休業中職員等に提供するため、令和元年度に整備し、令和6年度も引き続き運用を行う。(育児休業中職員のほか、出向職員も閲覧可能とする。)   | 674            | 674          | DX推進課                 |
| 134            | V-1   |          |       | 審議会等における女性の参画促進               | 県の附属機関の女性委員の割合を40%以上60%以下とすることを目標に、関係各課に女性委員の登用を促す。  | 委員改選時に関係各課に女性の登用促進を要請。  | 0              | 0            | 女性活躍推進課               |
| 135            | V-1   |          |       | 男女共同参画推進員制度(再掲)               | 県の全機関において管理的立場にある職員を男女共同参画推進員として配置し、県政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を持って取組を推進する。                              | 再掲  | 再掲             | 再掲           | 女性活躍推進課               |
| 136            | V-1   |          |       | 滋賀県女性有識人材情報事業                 | 様々な分野で活躍する女性情報を収集し、情報提供を行い、行政における女性の参画拡大を進める。  | 様々な分野で活躍する女性情報を収集し、情報提供を行う。   | 0              | 0            | 女性活躍推進課               |
| 137            | V-1   |          |       | 育児休業者職場復帰研修(病院事業庁)            | 育児休業取得職員に対し、よりスムーズな職場復帰をサポートするため実施する。職場復帰に伴う様々な不安の解消とともに、仕事と育児の両立への意識啓発を図る。託児も実施。                    | 復帰後の勤務、育児等に関する講義および意見交換など<br>・3月11日(参加者16名)   | 74             | 0            | 病院事業庁                 |
| 138            | V-1   |          |       | 病院内保育所の運営                     | 仕事と子育ての両立支援を図るため、医師、看護師等が監護する乳幼児を対象に保育施設を設置し、運営する。平成18年10月から夜間保育も実施。                                 | 院内保育所の運営<br>通常保育定員80人<br>夜間保育定員5人<br>入所者数平均13.3人  | 61,578         | 40,611       | 病院事業庁                 |

令和6年度 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画関連事業

| 通番  | プラン体系 | Cheer PJ | 新規・拡充 | 事業名                             | 事業概要  | 令和6年度取組状況（実績）  | 令和6年度当初予算額（千円） | 令和6年度決算額（千円） | 担当課     |
|-----|-------|----------|-------|---------------------------------|---|--|----------------|--------------|---------|
| 139 | V-1   | ★        |       | 「滋賀県警察特定事業主行動計画」に基づく仕事と子育ての両立支援 | 警察という特殊任務を担いながら、その役割を果たしつつ、仕事と子育て等を両立できる職場環境づくりを旨とし、意識の啓発や男性の家事、子育てへの参画促進、各種休暇制度の利用促進、超過勤務縮小に向けた取組を進めていく。 | ・ 定時退庁日の効果的実現に向けた取り組み<br>・ 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進<br>・ 育児休業中職員の研修会（臨時託児室費用）<br>・ ハンドブック「仕事と育児・介護の両立の手引き」の活用及び警察機関誌等による各種休暇制度等の周知<br>・ 親子のふれあいの機会となる行事の開催<br>・ 育児休業復帰警察官の定員外措置条例の活用<br>・ パンフレット特集ページにおいて、妊娠・出産・育児に関する支援制度（キャリアチャレンジ支援制度）や数値等について掲載<br>・ 女性対象の採用説明会の実施 | 1,381          | 1,242        | 警察本部警務課 |

※企業会計分除く 小計 (企業会計分(外数)) 2,873 (61,652) 2,216 (40,611)

V-(2) 国・市町をはじめ多様な主体との連携強化

|     |     |  |  |   |   |  |    |    |         |
|-----|-----|--|--|---|---|--|----|----|---------|
| 140 | V-2 |  |  | 市町男女共同参画担当課長・担当者会議                        | 市町における男女共同参画施策の推進を支援するとともに、県と市町の連携により、各施策を効果的に実施するため、情報の提供や施策説明、意見交換、施策研究を行う。 | 市町男女共同参画・女性活躍推進担当課長会議の開催（1回）                         | 60 | 30 | 女性活躍推進課 |
| 141 | V-2 |  |  | 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」調査 | 毎年4月1日現在の県および市町における男女共同参画に係る行政組織および施策の状況等を調査し、結果を取りまとめて情報提供する。                | 資料「市町における男女共同参画推進状況」「図で見る滋賀の男女共同参画推進状況」として取りまとめ、情報提供 | 0  | 0  | 女性活躍推進課 |
| 小計  |     |  |  |   |   |  | 60 | 30 |         |

V-(3) 県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

|     |     |  |  |                         |   |   |       |       |            |
|-----|-----|--|--|-------------------------|---|---|-------|-------|------------|
| 142 | V-3 |  |  | 情報収集発信事業                | 男女共同参画に関する情報、施策を広く収集・提供し、情報誌を通じ啓発を行う。                                     | ・ 情報誌「G-NETしが」の発行（47号、48号） 年2回 各6,000部<br>・ メールマガジン「きてみーな」の発行 毎月<br>・ 図書資料の整備等<br>・ 図書資料室の蔵書を県内大学等に紹介 毎月<br>・ 市町センターへの専門図書のパック貸出<br>・ 啓発動画の配信 | 1,070 | 1,051 | 男女共同参画センター |
| 143 | V-3 |  |  | 子育て期支援託児室運営事業           | センター事業への参加を促進し、子育て期の男女の社会参画を支援するために、託児室を設置する。                             | ・ 託児業務委託<br>男女共同参画センター主催の講座やマザーズジョブステーション等の相談窓口など、子育て期の女性・男性が利用しやすいように託児を実施。  | 433   | 339   | 男女共同参画センター |
| 144 | V-3 |  |  | 市町担当職員研修（No.4研修講座事業・再掲） | 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供するとともに、地域や職場、団体等におけるリーダー層の育成と取組み能力の向上を図るための研修講座を開催する。 | ・ 市町担当職員研修（3回）  | 再掲    | 再掲    | 男女共同参画センター |
| 小計  |     |  |  |                         |   |   | 1,503 | 1,390 |            |

V-(4) 調査・研究の推進

|     |     |  |  |                   |  |  |     |     |                    |
|-----|-----|--|--|-------------------|--|--|-----|-----|--------------------|
| 145 | V-4 |  |  | 男女共同参画に関する情報収集と提供 | 男女共同参画に関する国内外の取組等の情報の収集と提供を行う。   | 男女共同参画に関する国内外の取組や動向等の情報収集を行い、広く提供する。   | 再掲  | 再掲  | 女性活躍推進課・男女共同参画センター |
| 146 | V-4 |  |  | 労働条件実態調査          | 県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的として実施する。 | 従業員規模10名以上の県内民営事業所のうち1,000事業所を抽出し、調査票を郵送で配布・回収し、休日・休暇制度や労働時間など労働条件の実態について調査する。 | 388 | 240 | 労働雇用政策課            |
| 小計  |     |  |  |                   |  |  | 388 | 240 |                    |

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| ★<br>一部<br>★ | ※重複を調整<br>Cheer PJ |
| 43           | 39                 |

R6合計 13,245,510 13,272,035  
(企業会計分(外数)) 61,652 40,611  
うちCheer PJ(滋賀の女性・元気・応援プロジェクト) 1,284,571 988,391

### Ⅲ. 市町における男女共同参画推進状況

令和7年度 市町男女共同参画推進状況一覧表(1)

|       | 男女共同参画担当課名 | 職員総数<br>専任職員数<br>(兼任職員) | 庁内連絡組織名<br>(設置年月)                      | 諮問機関<br>(設置年月)                              | 男女共同参画計画名<br>(計画期間)   | 男女共同参画関係団体<br>連絡組織名<br>(構成団体数・設立年月)                      |
|-------|------------|-------------------------|--|---|---|--|
| 大津市   | 人権・男女共同参画課 | 8<br>6<br>(2)           | 大津市男女共同参画<br>推進委員会<br>(H5.8 H12.4改称)   | 大津市男女共同参画<br>審議会<br>(H24.2)                 | おおつかがやきプランⅣ<br>(大津市男女共同参画推進計画・大津市女<br>性活躍推進計画)<br>(R4.4~R9.3) | 大津男女共同参画推進団体<br>連絡協議会(おおつかがやき<br>ネットワーク)<br>(19団体・H1.10) |
| 彦根市   | 女性活躍推進室    | 3<br>0<br>(3)           | 彦根市男女共同参画<br>社会づくり推進本部<br>(H5.6)       | 彦根市男女共同参画<br>審議会<br>(H14.4)                 | 彦根市男女共同参画計画<br>ひこねかがやきプランⅢ<br>(R4.4~R16.3)                    | -  |
| 長浜市   | 人権施策推進課    | 4<br>0<br>(4)           | 長浜市人権尊重と<br>男女共同参画推進本部<br>(H18.4)      | 長浜市男女共同参画<br>を進めるパートナー<br>シップ委員会<br>(H18.4) | 第4期長浜市男女共同参画行動計画<br>~長浜市パートナーシッププラン~<br>(R5.4~R10.3)          | -  |
| 近江八幡市 | 人権・市民生活課   | 5<br>0<br>(5)           | 近江八幡市男女共同<br>参画推進本部<br>(H22.3)         | 近江八幡市男女共同<br>参画審議会<br>(H24.4)               | 男女共同参画おうみはちまん2030プラン<br>-男女共同参画近江八幡市行動計画-<br>(R3.4~R13.3)     | 近江八幡市人権尊重の<br>まちづくり推進協議会<br>男女共同参画推進部会<br>(1団体・R6.6)     |
| 草津市   | 男女共同参画センター | 6<br>6<br>(0)           | 草津市男女共同参画<br>推進本部<br>(H9.4)            | 草津市男女共同参画<br>審議会<br>(H21.4)                 | 第4次草津市男女共同参画推進計画<br>(R3.4~R13.3)                              | -  |
| 守山市   | 人権政策課      | 5<br>1<br>(4)           | 守山市男女共同参画<br>推進本部<br>(H3.6全改正 H12.4改称) | 守山市男女共同参画<br>審議会<br>(H27.4)                 | 第4次守山市男女共同参画計画<br>(R3.4~R13.3)                                | -  |
| 栗東市   | 自治振興課      | 2<br>0<br>(2)           | 栗東市男女共同参画<br>社会づくり推進委員会<br>(H15.7)     | 栗東市男女共同参画<br>社会づくり推進協議会<br>(S59.4)          | 栗東市ひとが輝くパートナープラン<br>(栗東市男女共同参画プラン第6版)<br>(R3.4~R8.3)          | 栗東市女性団体連絡協議会<br>(8団体・S39)                                |
| 甲賀市   | 女性活躍推進室    | 4<br>2<br>(2)           | 甲賀市男女共同参画<br>推進本部<br>(H16.10)          | 甲賀市男女共同参画<br>審議会<br>(H29.4)                 | 第2次甲賀市男女共同参画計画<br>(甲賀市女性活躍推進計画)<br>(H29.7~R11.3)              | -  |
| 野洲市   | 人権施策推進課    | 1<br>0<br>(1)           | 野洲市男女共同参画<br>推進本部<br>(H16.10)          | 野洲市男女共同参画<br>審議会<br>(H16.10)                | 第4次野洲市男女共同参画行動計画<br>(R3.4~R8.3)                               | -  |
| 湖南市   | 人権擁護課      | 2<br>0<br>(2)           | 湖南市人権対策推進<br>本部<br>(H16.10)            | 湖南市男女共同参画<br>懇話会<br>(H16.10)                | 湖南市男女共同参画アクション2017計画<br>(H29.4~R9.3)                          | -  |
| 高島市   | 人権施策課      | 3<br>0<br>(3)           | 高島市男女共同参画<br>推進会議<br>(H17.10)          | 高島市男女共同参画<br>推進懇話会<br>(H17.10)              | 第2次高島市男女共同参画プラン(改訂版)<br>(R4.4~R9.3)                           | 高島市男女共同参画推進<br>協議会<br>(1団体・H17.11)                       |
| 東近江市  | 人権・男女共同参画課 | 3<br>1<br>(2)           | 東近江市男女共同参画<br>推進本部<br>(H17.4)          | 東近江市男女共同参画<br>審議会<br>(H27.4)                | 第3次東近江市男女共同参画推進計画<br>(R4.4~R9.3)                              | -  |
| 米原市   | 人権政策課      | 3<br>0<br>(3)           | 米原市人権尊重の<br>まちづくり推進本部<br>(H20.3)       | 米原市男女共同参画<br>審議会<br>(H28.4)                 | 第4次米原市男女共同参画推進計画<br>ハートフルプランまいばら21<br>(R4.4~R9.3)             | -  |
| (市部計) | 13市        | 49<br>16<br>(33)        | 設置 13市                                 | 設置 13市                                      | 策定 13市  | 設立 4市  |
| 日野町   | 企画振興課      | 11<br>0<br>(11)         | 日野町男女共同参画<br>推進本部<br>(H12.11)          | 日野町男女共同参画<br>懇話会<br>(H10.5)                 | 「日野町男女共同参画行動計画<br>~ひのパートナープラン2019~」後期計画<br>(R6.4~R11.3)       | -  |
| 竜王町   | 未来創造課      | 2<br>0<br>(2)           | 竜王町男女共同参画<br>社会検討委員会<br>(H14.7)        | 竜王町男女共同参画<br>懇話会<br>(H15.2)                 | 第3次竜王ベストパートナープラン<br>(R6.4~R11.3)                              | -  |
| 愛荘町   | みらい創生課     | 1<br>1<br>(0)           | 愛荘町男女共同参画<br>推進本部<br>(H20.2)           | -   | 第2次愛荘町男女共同参画推進計画<br>(H31.4~R10.3)                             | -  |
| 豊郷町   | 人権政策課      | 2<br>1<br>(1)           | -                                      | -   | -   | -  |
| 甲良町   | 住民人権課      | 2<br>0<br>(2)           | -                                      | -   | -   | -  |
| 多賀町   | 総務課        | 1<br>0<br>(1)           | 多賀町人権対策本部<br>(H26.4)                   | -   | 多賀町男女共同参画計画<br>(R5.3~R15.3)                                   | -  |
| (郡部計) | 6町         | 19<br>2<br>(17)         | 設置 4町                                  | 設置 2町                                       | 策定 4町<br>(策定予定 0町)  | 設立 0町  |
| (県計)  | 19市町       | 68<br>18<br>(50)        | 設置 17市町                                | 設置 15市町                                     | 策定 17市町<br>(策定予定 0町)  | 設立 4市  |

(調査時点:令和7年4月1日現在)

令和7年度 市町男女共同参画推進状況一覧表(2)

|       | 男女共同参画条例制定状況<br>※可決済みのもの<br>(施行年月日) | 男女共同参画のための<br>総合的な施設   | 男女共同参画<br>のための相談<br>窓口の設置 | 男女共同参画に関する宣言<br>(宣言年月)     | 女性の市町長・副市町長(助<br>役)、市町議会議長 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 大津市   | 大津市男女共同参画推進条例<br>(H23.12.19)        | 大津市男女共同参画センター<br>(H4.4)  | 有                         | ひとが輝く男女共同参画都市宣言<br>(H10.9) | -                          |
| 彦根市   | 男女共同参画を推進する彦根市条例<br>(H14.4.1)       | 彦根市男女共同参画センター<br>(H15.10)  | 有                         | -                          | -                          |
| 長浜市   | -                                   | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 近江八幡市 | 近江八幡市男女共同参画推進条例<br>(H24.4.1)        | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 草津市   | 草津市男女共同参画推進条例<br>(H21.4.1)          | 草津市立男女共同参画センター<br>(R3.5)   | 有                         | -                          | -                          |
| 守山市   | 守山市男女共同参画推進条例<br>(H27.3.26)         | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 栗東市   | (時期を見て検討予定)                         | -  | 有                         | 栗東市男女共同参画都市宣言<br>(H14.3)   | -                          |
| 甲賀市   | 甲賀市男女共同参画を推進する条例<br>(H30.6.29)      | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 野洲市   | 野洲市男女共同参画推進条例<br>(H16.10.1)         | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 湖南市   | -                                   | -  | 有                         | -                          | 市長:1                       |
| 高島市   | -                                   | 高島市働く女性の家 (H5.4)<br>※「働く婦人の家」の機能だけでなく、男女共同参画を推進<br>する中核施設として位置付けている。 | 有                         | -                          | -                          |
| 東近江市  | 東近江市男女共同参画推進条例<br>(H27.4.1)         | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 米原市   | -                                   | 米原市男女共同参画センター<br>(米原市人権総合センター内)<br>(H18.4)                           | 有                         | -                          | -                          |
| (市部計) | 制定 8市<br>(検討中) 1市)                  | 設置 5市  | 設置 13市                    | 宣言 2市                      | 1市 1名                      |
| 日野町   | -                                   | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 竜王町   | -                                   | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 愛荘町   | -                                   | -  | 有                         | -                          | -                          |
| 豊郷町   | -                                   | -  | 無                         | -                          | -                          |
| 甲良町   | -                                   | -  | 無                         | -                          | -                          |
| 多賀町   | -                                   | -  | 無                         | -                          | -                          |
| (郡部計) | 制定 0町                               | 設置 0町  | 設置 3町                     | 宣言 0町                      | 0町 0名                      |
| (県計)  | 制定 8市<br>(検討中 1市)                   | 設置 5市  | 設置 16市町                   | 宣言 2市                      | 1市 1名                      |

(調査時点:令和7年4月1日現在)

※市町議会議長のみ令和7年7月1日現在の状況

令和7年度 市町男女共同参画推進状況一覧表(3)

| 市町名   | 政策・方針決定等への女性の参画状況(単位:人)              |       |       |       |                               |                                      |           |     |      |       |         |        |
|-------|--------------------------------------|-------|-------|-------|-------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----|------|-------|---------|--------|
|       | 議会(R7/7/1現在)<br>委員等(一部市町を除きR7/4/1現在) |       |       |       | 審議会等<br>女性登用<br>目標率<br>(目標年月) | 市町職員(上段:全体、下段:うち一般行政職)<br>(R7/4/1現在) |           |     |      |       | 職員の採用状況 |        |
|       | 議会                                   | 行政委員会 | 附属機関  | 割合(%) |                               | 全管理職                                 | うち女性管理職員数 |     |      |       | 上級      | (うち女性) |
|       | (うち女性)                               |       | 割合(%) |       | 部長次長級                         |                                      | 課長参事級     | 計   | 女性比率 | その他   | (うち女性)  |        |
| 大津市   | 38                                   | 36    | 864   | 35.9% | 40%                           | 179                                  | 6         | 11  | 17   | 9.5%  | 69      | 37     |
|       | 7                                    | 7     | 310   |       | R11.4                         | 146                                  | 4         | 8   | 12   | 8.2%  | 66      | 41     |
| 彦根市   | 24                                   | 57    | 641   | 31.0% | 40%                           | 200                                  | 11        | 42  | 53   | 26.5% | 26      | 10     |
|       | 6                                    | 9     | 199   |       | R16.3                         | 83                                   | 4         | 8   | 12   | 14.5% | 8       | 3      |
| 長浜市   | 21                                   | 57    | 701   | 36.2% | 40%                           | 161                                  | 6         | 43  | 49   | 30.4% | 30      | 17     |
|       | 4                                    | 14    | 254   |       | R10.3                         | 95                                   | 2         | 8   | 10   | 10.5% | 70      | 48     |
| 近江八幡市 | 21                                   | 40    | 581   | 20.3% | ※1                            | 170                                  | 10        | 47  | 57   | 33.5% | 79      | 49     |
|       | 5                                    | 6     | 118   |       | R13.3                         | 73                                   | 3         | 11  | 14   | 19.2% | 31      | 22     |
| 草津市   | 24                                   | 40    | 924   | 43.6% | 50%                           | 128                                  | 5         | 25  | 30   | 23.4% | 43      | 20     |
|       | 5                                    | 9     | 403   |       | R8.3                          | 101                                  | 4         | 11  | 15   | 14.9% | 10      | 10     |
| 守山市   | 20                                   | 42    | 419   | 31.5% | 40%                           | 87                                   | 7         | 24  | 31   | 35.6% | 21      | 11     |
|       | 7                                    | 9     | 132   |       | R8.3                          | 75                                   | 5         | 15  | 20   | 26.7% | 6       | 6      |
| 栗東市   | 18                                   | 30    | 650   | 35.4% | 40%                           | 61                                   | 0         | 18  | 18   | 29.5% | 21      | 11     |
|       | 5                                    | 5     | 230   |       | R7.3                          | 48                                   | 0         | 10  | 10   | 20.8% | 10      | 10     |
| 甲賀市   | 24                                   | 34    | 555   | 32.6% | 40%                           | 102                                  | 7         | 21  | 28   | 27.5% | 32      | 22     |
|       | 4                                    | 12    | 181   |       | R11.3                         | 80                                   | 5         | 10  | 15   | 18.8% | 6       | 5      |
| 野洲市   | 17                                   | 42    | 1,210 | 36.2% | 40%                           | 98                                   | 11        | 23  | 34   | 34.7% | 11      | 4      |
|       | 4                                    | 11    | 438   |       | R8.3                          | 60                                   | 5         | 5   | 10   | 16.7% | 7       | 6      |
| 湖南市   | 18                                   | 31    | 613   | 32.1% | 40%                           | 57                                   | 4         | 15  | 19   | 33.3% | 17      | 9      |
|       | 4                                    | 10    | 197   |       | R8.3                          | 49                                   | 3         | 13  | 16   | 32.7% | 0       | 0      |
| 高島市   | 16                                   | 35    | 490   | 40.8% | 50%                           | 94                                   | 8         | 16  | 24   | 25.5% | 5       | 1      |
|       | 4                                    | 10    | 200   |       | R9.3                          | 79                                   | 6         | 8   | 14   | 17.7% | 25      | 14     |
| 東近江市  | 25                                   | 56    | 567   | 33.9% | 40%                           | 158                                  | 7         | 34  | 41   | 25.9% | 28      | 12     |
|       | 2                                    | 12    | 192   |       | R9.3                          | 132                                  | 7         | 20  | 27   | 20.5% | 22      | 20     |
| 米原市   | 16                                   | 37    | 200   | 28.0% | 35%                           | 51                                   | 1         | 12  | 13   | 25.5% | 12      | 7      |
|       | 1                                    | 6     | 56    |       | R9.3                          | 44                                   | 1         | 6   | 7    | 15.9% | 7       | 7      |
| (市部計) | 282                                  | 537   | 8,415 | 34.6% | -                             | 1,546                                | 83        | 331 | 414  | 26.8% | 394     | 210    |
|       | 58                                   | 120   | 2,910 |       | -                             | 1,065                                | 49        | 133 | 182  | 17.1% | 268     | 192    |
| 日野町   | 14                                   | 31    | 198   | 28.8% | 30%                           | 33                                   | 0         | 5   | 5    | 15.2% | 7       | 3      |
|       | 3                                    | 7     | 57    |       | R11.3                         | 30                                   | 0         | 3   | 3    | 10.0% | 3       | 3      |
| 竜王町   | 12                                   | 30    | 189   | 34.9% | ※2                            | 31                                   | 0         | 10  | 10   | 32.3% | 2       | 1      |
|       | 2                                    | 8     | 66    |       | R11.3                         | 22                                   | 0         | 5   | 5    | 22.7% | 3       | 1      |
| 愛荘町   | 14                                   | 27    | 140   | 37.9% | -                             | 38                                   | 2         | 14  | 16   | 42.1% | 10      | 5      |
|       | 1                                    | 6     | 53    |       | -                             | 30                                   | 1         | 9   | 10   | 33.3% | 0       | 0      |
| 豊郷町   | 12                                   | 32    | 90    | 33.3% | 40%~60%                       | 12                                   | 0         | 4   | 4    | 33.3% | 2       | 1      |
|       | 2                                    | 2     | 30    |       | R11.3                         | 12                                   | 0         | 4   | 4    | 33.3% | 1       | 1      |
| 甲良町   | 10                                   | 30    | 102   | 22.5% | -                             | 18                                   | 0         | 5   | 5    | 27.8% | 2       | 1      |
|       | 0                                    | 5     | 23    |       | -                             | 16                                   | 0         | 3   | 3    | 18.8% | 3       | 2      |
| 多賀町   | 9                                    | 36    | 153   | 35.3% | 36%                           | 14                                   | 0         | 4   | 4    | 28.6% | 6       | 1      |
|       | 1                                    | 7     | 54    |       | -                             | 13                                   | 0         | 3   | 3    | 23.1% | 4       | 3      |
| (郡部計) | 71                                   | 186   | 872   | 32.5% | -                             | 146                                  | 2         | 42  | 44   | 30.1% | 29      | 12     |
|       | 9                                    | 35    | 283   |       | -                             | 123                                  | 1         | 27  | 28   | 22.8% | 14      | 10     |
| (県計)  | 353                                  | 723   | 9,287 | 34.4% | -                             | 1,692                                | 85        | 373 | 458  | 27.1% | 423     | 222    |
|       | 67                                   | 155   | 3,193 |       | -                             | 1,188                                | 50        | 160 | 210  | 17.7% | 282     | 202    |

(注)「議員・委員等」の下段は女性数で上段の内数。

(※1) 審議会等における女性委員の割合が40~60%である審議会等の割合が50%以上

(※2) 40%以上60%以下

## 令和7年度 市町男女共同参画推進状況一覧表(4)

|           | 地域住民自治団体等における女性の参画状況(一部市町を除きR7/4/1現在) |              |               |      |             |           |          |           |  |
|-----------|---------------------------------------|--------------|---------------|------|-------------|-----------|----------|-----------|--|
|           | 自治会・町内会・区等                            |              |               |      |             | 農 業 委 員 会 |          |           |  |
|           | 団体<br>総数                              | 女性代表<br>の団体数 | 女性副代表<br>の団体数 | 合計   | 女性<br>比率(%) | 委員<br>総数  | 女性<br>委員 | 比率<br>(%) |  |
| 大 津 市     | 713                                   | 70           | 223 (36)      | 257  | 36.0        | 18        | 1        | 5.6       |  |
| 彦 根 市     | 324                                   | 19           | 33 (6)        | 46   | 14.2        | 41        | 4        | 9.8       |  |
| 長 浜 市     | 427                                   | 5            | 0 (0)         | 5    | 1.2         | 37        | 8        | 21.6      |  |
| 近 江 八 幡 市 | 169                                   | 8            | 22 (3)        | 27   | 16.2        | 24        | 2        | 8.3       |  |
| 草 津 市     | 222                                   | 16           | 46 (6)        | 56   | 25.2        | 24        | 2        | 8.3       |  |
| 守 山 市     | 71                                    | 3            | 11 (0)        | 14   | 19.7        | 26        | 4        | 15.4      |  |
| 栗 東 市     | 126                                   | 16           | 19 (7)        | 28   | 22.2        | 13        | 1        | 7.7       |  |
| 甲 賀 市     | 202                                   | 4            | 7 (1)         | 10   | 5.0         | 18        | 7        | 38.9      |  |
| 野 洲 市     | 92                                    | 9            | 15 (4)        | 20   | 21.7        | 26        | 3        | 11.5      |  |
| 湖 南 市     | 43                                    | 1            | 7 (0)         | 8    | 18.6        | 14        | 3        | 21.4      |  |
| 高 島 市     | 202                                   | 5            | 7 (3)         | 9    | 4.5         | 19        | 3        | 15.8      |  |
| 東 近 江 市   | 402                                   | 19           | <不明>          | <不明> |             | 40        | 6        | 15.0      |  |
| 米 原 市     | 108                                   | 1            | 1 (0)         | 2    | 1.9         | 19        | 1        | 5.3       |  |
| 日 野 町     | 82                                    | 1            | <不明>          | <不明> |             | 15        | 3        | 20.0      |  |
| 竜 王 町     | 32                                    | 3            | 1 (1)         | 3    | 9.4         | 14        | 4        | 28.6      |  |
| 愛 荘 町     | 61                                    | 0            | 0 (0)         | 0    | 0.0         | 11        | 1        | 9.1       |  |
| 豊 郷 町     | 14                                    | 0            | 0 (0)         | 0    | 0.0         | 14        | 0        | 0.0       |  |
| 甲 良 町     | 13                                    | 0            | 0 (0)         | 0    | 0.0         | 14        | 2        | 14.3      |  |
| 多 賀 町     | 48                                    | 0            | 0 (0)         | 0    | 0.0         | 20        | 3        | 15.0      |  |
| 合 計       | 3,351                                 | 180          | 392           | 485  | 14.5%       | 407       | 58       | 14.3%     |  |
|           |                                       | 5.4          | 正副共 (67)      |      |             |           |          |           |  |

※女性副代表の団体数欄の( )内は、代表者も女性の団体数で内数とし、合計欄では除算している。

※女性比率は、自治会長が不在の3団体(近江八幡市)を除いた団体数を母数として算出している。

令和7年度 市町男女共同参画推進状況一覧表(5)

|       | 地域住民自治団体等における女性の参画状況(R7/4/1現在) |              |               |     |             |                |              |               |     |             |                |              |               |    |             |
|-------|--------------------------------|--------------|---------------|-----|-------------|----------------|--------------|---------------|-----|-------------|----------------|--------------|---------------|----|-------------|
|       | 公立幼保PTA(保護者会)                  |              |               |     |             | 公立小学校PTA(保護者会) |              |               |     |             | 公立中学校PTA(保護者会) |              |               |    |             |
|       | 団体<br>総数                       | 女性代表<br>の団体数 | 女性副代表<br>の団体数 | 合計  | 女性<br>比率(%) | 団体<br>総数       | 女性代表<br>の団体数 | 女性副代表<br>の団体数 | 合計  | 女性<br>比率(%) | 団体<br>総数       | 女性代表<br>の団体数 | 女性副代表<br>の団体数 | 合計 | 女性<br>比率(%) |
| 大津市   | 23                             | 12           | 19 (12)       | 19  | 82.6        | 20             | 10           | 16 (8)        | 18  | 90.0        | 10             | 5            | 8 (4)         | 9  | 90.0        |
| 彦根市   | 8                              | 8            | 8 (8)         | 8   | 100.0       | 17             | 8            | 10 (4)        | 14  | 82.4        | 7              | 2            | 5 (2)         | 5  | 71.4        |
| 長浜市   | 16                             | 1            | 8 (1)         | 8   | 50.0        | 25             | 3            | 2 (1)         | 4   | 16.0        | 12             | 0            | 2 (0)         | 2  | 16.7        |
| 近江八幡市 | 5                              | 4            | 4 (4)         | 4   | 80.0        | 6              | 4            | 5 (4)         | 5   | 83.3        | 4              | 3            | 2 (2)         | 3  | 75.0        |
| 草津市   | 12                             | 7            | 11 (7)        | 11  | 91.7        | 11             | 6            | 7 (5)         | 7   | 63.6        | 5              | 4            | 5 (4)         | 5  | 100.0       |
| 守山市   | 9                              | 7            | 9 (7)         | 9   | 100.0       | 8              | 4            | 4 (4)         | 4   | 50.0        | 4              | 3            | 3 (3)         | 3  | 75.0        |
| 栗東市   | 11                             | 9            | 11 (9)        | 11  | 100.0       | 9              | 6            | 9 (6)         | 9   | 100.0       | 3              | 1            | 3 (1)         | 3  | 100.0       |
| 甲賀市   | 10                             | 3            | 8 (3)         | 8   | 80.0        | 20             | 3            | 5 (0)         | 8   | 40.0        | 6              | 2            | 0 (0)         | 2  | 33.3        |
| 野洲市   | 18                             | 14           | 15 (12)       | 17  | 94.4        | 3              | 1            | 1 (0)         | 2   | 66.7        | 1              | 1            | 0 (0)         | 1  | 100.0       |
| 湖南市   | 4                              | 2            | 3 (2)         | 3   | 75.0        | 9              | 7            | 9 (7)         | 9   | 100.0       | 4              | 2            | 4 (2)         | 4  | 100.0       |
| 高島市   | 8                              | 3            | 6 (3)         | 6   | 75.0        | 12             | 1            | 11 (1)        | 11  | 91.7        | 3              | 0            | 2 (0)         | 2  | 66.7        |
| 東近江市  | 18                             | 10           | 15 (8)        | 17  | 94.4        | 22             | 5            | 22 (5)        | 22  | 100.0       | 9              | 4            | 9 (4)         | 9  | 100.0       |
| 米原市   | 4                              | 0            | 4 (0)         | 4   | 100.0       | 6              | 0            | 4 (0)         | 4   | 66.7        | 1              | 0            | 1 (0)         | 1  | 100.0       |
| 日野町   | 7                              | 4            | 4 (3)         | 5   | 71.4        | 5              | 4            | 2 (2)         | 4   | 80.0        | 1              | 0            | 1 (0)         | 1  | 100.0       |
| 竜王町   | 1                              | 0            | 1 (0)         | 1   | 100.0       | 2              | 0            | 2 (0)         | 2   | 100.0       | 1              | 0            | 1 (0)         | 1  | 100.0       |
| 愛荘町   | 3                              | 2            | 3 (2)         | 3   | 100.0       | 4              | 2            | 3 (2)         | 3   | 75.0        | 2              | 1            | 1 (1)         | 1  | 50.0        |
| 豊郷町   | 1                              | 1            | 1 (1)         | 1   | 100.0       | 2              | 0            | 1 (0)         | 1   | 50.0        | 1              | 0            | 0 (0)         | 0  | 0.0         |
| 甲良町   | 2                              | 2            | 2 (2)         | 2   | 100.0       | 0              | 0            | 0 (0)         | 0   | 0.0         | 0              | 0            | 0 (0)         | 0  | 0.0         |
| 多賀町   | 3                              | 2            | 0 (0)         | 2   | 66.7        | 2              | 0            | 0 (0)         | 0   | 0.0         | 1              | 0            | 0 (0)         | 0  | 0.0         |
| 合計    | 163                            | 91           | 132 (84)      | 139 | 85.3        | 183            | 64           | 113 (49)      | 127 | 69.4        | 75             | 28           | 47 (23)       | 52 | 69.3        |

※女性副代表の団体数欄の( )内は、代表者も女性の団体数で内数とし、合計欄では除算している。  
 ※大津市においては、市PTA連合会に加入している団体のみ。

滋賀県市町女性の公職参画状況推移表

1. 市町議会議員

| 区 分         | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 議員数         | 367 (50) | 364 (48) | 367 (58) | 366 (59) | 365 (56) | 353 (61) | 349 (67) | 353 (67) |
| 女性議員の比率 (%) | 13.6     | 13.2     | 15.8     | 16.1     | 15.3     | 17.3     | 19.2     | 19.0     |

2. 行政委員会委員

| 区 分         | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 委員数         | 733 (146) | 690 (138) | 664 (132) | 693 (145) | 708 (146) | 686 (148) | 717 (153) | 723 (155) |
| 女性委員の比率 (%) | 19.9      | 20.0      | 19.9      | 20.9      | 20.6      | 21.6      | 21.3      | 21.4      |

3. 附属機関委員

| 区 分         | H30          | R1           | R2           | R3           | R4           | R5           | R6           | R7           |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 委員数         | 7,928 (2524) | 8,408 (2693) | 8,592 (2735) | 9,448 (3134) | 9,293 (3087) | 9,173 (3149) | 9,784 (3360) | 9,287 (3193) |
| 女性委員の比率 (%) | 31.8         | 32.0         | 31.8         | 33.2         | 33.2         | 34.3         | 34.3         | 34.4         |

4. 管 理 職 (課長・参事級以上)

| 区 分          | H30         | R1          | R2          | R3          | R4          | R5          | R6          | R7          |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全管理職数        | 1,775 (391) | 1,695 (381) | 1,692 (384) | 1,727 (418) | 1,717 (423) | 1,800 (433) | 1,727 (447) | 1,692 (458) |
| 女性管理職の比率 (%) | 22.0        | 22.5        | 22.7        | 24.2        | 24.6        | 24.1        | 25.9        | 27.1        |

5. 市町における男女共同参画推進体制の整備

(1) 庁内男女共同参画連絡組織

| 区 分     | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 設置済市町数  | 16   | 16   | 16   | 16   | 17   | 17   | 17   | 17   |
| 設置済比率 % | 84.2 | 84.2 | 84.2 | 84.2 | 89.5 | 89.5 | 89.5 | 89.5 |

(2) 男女共同参画諮問機関

| 区 分     | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 設置済市町数  | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   |
| 設置済比率 % | 78.9 | 78.9 | 78.9 | 78.9 | 78.9 | 78.9 | 78.9 | 78.9 |

(3) 男女共同参画計画

| 区 分     | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 策定済市町数  | 15   | 15   | 16   | 16   | 16   | 17   | 17   | 17   |
| 策定済比率 % | 78.9 | 78.9 | 84.2 | 84.2 | 84.2 | 89.5 | 89.5 | 89.5 |

(4) 男女共同参画関係団体連絡組織

| 区 分     | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 設置済市町数  | 4    | 4    | 4    | 3    | 3    | 3    | 4    | 4    |
| 設置済比率 % | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 15.8 | 15.8 | 15.8 | 21.1 | 21.1 |

## 滋賀県市町女性の地域住民自治団体等への参画状況推移表

### 1. 自治会・町内会・区等

| 区 分                    | H30         | R1          | R2          | R3          | R4          | R5          | R6          | R7          |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 自治会等数                  | 3,339 (408) | 3,343 (405) | 3,339 (405) | 3,345 (444) | 3,349 (429) | 3,348 (461) | 3,359 (460) | 3,351 (485) |
| 女性が代表または副代表である団体比率 (%) | 12.2        | 12.1        | 12.1        | 13.3        | 12.8        | 13.8        | 13.7        | 14.5        |

※市町によって集計状況が異なるため、不明の箇所は合計から除いている。

### 2. 農業委員

| 区 分         | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 委員数         | 405 (44) | 382 (42) | 355 (42) | 389 (54) | 396 (54) | 374 (54) | 400 (56) | 407 (58) |
| 女性委員の比率 (%) | 10.9     | 11.0     | 11.8     | 13.9     | 13.6     | 14.4     | 14.0     | 14.3     |

### 3. 公立幼・保・小・中学校のPTA、保護者会

| 区 分                    | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公立幼保PTA(保護者会)数         | 189 (165) | 175 (150) | 173 (141) | 173 (144) | 178 (152) | 174 (149) | 167 (136) | 163 (139) |
| 女性が代表または副代表である団体比率 (%) | 87.3      | 85.7      | 81.5      | 83.2      | 85.4      | 85.6      | 81.4      | 85.3      |
| 公立小学校PTA(保護者会)数        | 219 (177) | 217 (178) | 232 (176) | 211 (174) | 212 (172) | 211 (157) | 207 (156) | 183 (127) |
| 女性が代表または副代表である団体比率 (%) | 80.8      | 82.0      | 75.9      | 82.5      | 81.1      | 74.4      | 75.4      | 69.4      |
| 公立中学校PTA(保護者会)数        | 94 (81)   | 94 (76)   | 94 (77)   | 91 (73)   | 93 (72)   | 92 (70)   | 85 (66)   | 75 (52)   |
| 女性が代表または副代表である団体比率 (%) | 86.2      | 80.9      | 81.9      | 80.2      | 77.4      | 76.1      | 77.6      | 69.3      |

※市町によって集計状況が異なるため、不明の箇所は合計から除いている。

参考：滋賀県女性の公職参画状況推移表

1. 法律により設置されている委員会等委員（地方自治法第180条の5 執行機関）

| 委員会等名        | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 教育委員会        | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   | 5 (2)   |
| 選挙管理委員会      | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (1)   | 4 (1)   | 4 (1)   | 4 (1)   | 4 (1)   | 4 (1)   |
| 人事委員会        | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   |
| 監査委員         | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (0)   | 4 (1)   |
| 公安委員会        | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   | 3 (1)   |
| 労働委員会        | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (4)  | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (3)  | 15 (4)  |
| 収用委員会        | 7 (2)   | 7 (2)   | 7 (2)   | 7 (2)   | 7 (3)   | 7 (3)   | 7 (3)   | 7 (3)   | 7 (3)   | 7 (3)   |
| 琵琶湖海区漁業調整委員会 | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  | 10 (1)  |
| 内水面漁場管理委員会   | 10 (2)  | 10 (2)  | 10 (2)  | 10 (2)  | 9 (2)   | 10 (2)  | 10 (2)  | 10 (2)  | 10 (2)  | 10 (2)  |
| 計（9委員会）      | 61 (12) | 61 (12) | 61 (12) | 61 (13) | 60 (14) | 61 (14) | 61 (14) | 61 (14) | 61 (14) | 61 (16) |
| 女性委員の比率（%）   | 19.7    | 19.7    | 19.7    | 21.3    | 23.3    | 23.0    | 23.0    | 23.0    | 23.0    | 26.2    |
| （参考）全国平均（%）  | 19.2    | 19.6    | 19.7    | 20.0    | 20.2    | 20.2    | 21.0    | 21.6    | 22.6    | -       |

2. 法律又は政令により地方自治体に置かなければならない審議会の委員数等

| 区分          | H28       | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 審議会等の数      | 31        | 33        | 34        | 33        | 34        | 34        | 34        | 32        | 33        | 33        |
| うち委員のいる審議会等 | 30        | 32        | 34        | 33        | 34        | 34        | 34        | 32        | 33        | 33        |
| 委員数         | 615 (189) | 640 (205) | 652 (219) | 646 (219) | 667 (241) | 667 (245) | 670 (254) | 654 (248) | 686 (281) | 690 (292) |
| 女性委員の比率（%）  | 30.7      | 32.0      | 33.6      | 33.9      | 36.1      | 36.7      | 37.9      | 37.9      | 41.0      | 42.3      |
| （参考）全国平均（%） | 31.2      | 31.9      | 32.6      | 33.0      | 33.3      | 33.4      | 34.0      | 34.6      | 34.9      | -         |

3. 県議会議員

| 区分          | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 議会議員数       | 43 (7) | 43 (7) | 44 (7) | 44 (7) | 43 (7) | 42 (7) | 44 (7) | 44 (6) | 42 (6) | 41 (6) |
| 女性議員の比率（%）  | 16.3   | 16.3   | 15.9   | 15.9   | 16.3   | 16.7   | 15.9   | 13.6   | 14.3   | 14.6   |
| （参考）全国平均（%） | 9.8    | 9.9    | 10.0   | 11.4   | 11.5   | 11.6   | 11.8   | 14.6   | 14.6   | -      |

4. 管理職（本庁課長に相当する職以上）（知事部局とその他の区分けをしていない）

| 区分          | H28      | H29      | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 全管理職員数      | 592 (47) | 584 (48) | 577 (51) | 560 (54) | 566 (57) | 575 (62) | 582 (68) | 585 (72) | 600 (89) | 609 (92) |
| 女性管理職の比率（%） | 7.9      | 8.2      | 8.8      | 9.6      | 10.1     | 10.8     | 11.7     | 12.3     | 14.8     | 15.1     |
| （参考）全国平均（%） | 8.5      | 9.0      | 9.7      | 10.3     | 11.1     | 11.8     | 12.7     | 13.2     | 14.1     | -        |

5. 職員採用（上級・中級・初級試験採用）（警察本部職員を含む）

| 区分          | H28       | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 採用者数        | 328 (129) | 333 (135) | 385 (144) | 342 (154) | 352 (164) | 366 (172) | 376 (167) | 363 (166) | 380 (168) | 576 (198) |
| 女性職員比率（%）   | 39.3      | 40.5      | 37.4      | 45.0      | 46.6      | 47.0      | 44.4      | 45.7      | 44.2      | 34.4      |
| （参考）全国平均（%） | 34.4      | 35.3      | 35.1      | 35.3      | 36.6      | 38.5      | 39.4      | 41.6      | 40.9      | -         |

## 滋 賀 の 男 女 共 同 参 画

令和7年11月発行

発行 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課  
〒520-8577 滋賀県京町四丁目1-1  
電話 077-528-3770  
FAX 077-528-4807  
E-mail fg00@pref.shiga.lg.jp